

〔明治三年ヨリ〕
探 索 書 控

柳川藩江口瀬兵衛より同藩廣田彦磨に密書之寫（柳河輝島壽米家文書によりて訂正したり）

彌御安康奉大悅候隨而同志中も無異罷在候乍憚御休意可被下候申上度事餘り多くして何より先ニ申上様も無之候第一
ニ長一件先比御懸合申候後者先ッ無事ニ御座候米之方も藩論一ニ歸シ長一件専ら周旋最中ニ御座候中ニも殉隊應變
隊なッ投死回復他事無之様子ニ御座候追々小川江島下川寺崎杯而會決論仕居候先頃御懸合申候横枕父子平ノ彦助右三
人召捕ニ相成糺明之上十一月央比より長之方へ參り候是ハ長人潛伏爲致候故右之次第ニ御座候乍去長行致し流石ニ申
開候様子ニ而當月四日無滞歸米仕候未タ宅ニハ歸り不申候得とも刑政局揚り屋ニ居申候由米之うたるいも解け近日歸
宅之筈ニ御座候熊谷氏も十二月九日より米人同道ニ而薩行致候薩之國是清論ニ相成長之諸隊を相助ケ回復之基礎トホ
し追々天下押廣メ申候姿ニ相見申候依而當十八九日比より米藩小河君も薩行之筈ニ御座候薩のミおらモ西肥大村藩竹
雄藩小城島原豊後地ニ而ハ武田藩豊津藩大ニ無發致居候薩藩ハ已ニ來二月ニハ事を發候姿ニ相見申候右ニ付長之諸隊
之人々且米人なッハ是非とも薩之前ニ無發之覺悟ニ御座候柳藩近日ハ大ニ無發常備之方振立申候會我喜兵衛森郡次白
杵謙之助堀牧太東原作藏杯且又守衛中も同様藩論一底之上諸藩ニ結を付ケ事を謀候之含ニ在之候得とも未タ論議不歸
一候藩中第一之急事ハ毒物ヲ掃候之策と相心得此事専ら内論最中ニ御座候其内談官ニ洩きこへ候哉大ニ恐レ立尤右馬
之介方守衛隊中に注文ハ十時兵馬此節之上京御指留職又ハ免職ニ相成候得者人氣折合候哉無伏職申候由ニ付守衛隊
中返答ハ隊中も是程奮發致し居候事ニ御座候間免職位ニ而ハ相濟間敷ごふで及ニ血ぬらモ候てハおり合申間敷哉ニ
察し候段致返答大概此邊之處ニ而當藩之奮發ハ御察可被下候

一 近日於東京「フルベキ」暗殺一件ニ付貴兄始應尾氏中村氏も縛ニつき候由風聞甚心遣致居候處野間節兩三日以前歸藩
ニ付疑ひ晴レ候義相知を同志中大 安心仕候九州中も大ニ起立候間早々御歸藩ニ相成同志中御引立可被下段何をも

相願申候万代倉六十二月十六日歸藩仕候甲斐原宅ニ而鳥渡而會東京之形勢も篤ト不承候

一 今ニ甲斐原久保田隔心在之儀儀甚心痛之仕合ニ御座候以後御書狀御指出し相成候ハ、甲斐原僕當りニ而御遣し可被下
候久保田當りニ而御遣被下候ハ、時々貴翰拜讀仕事も出来不申候條此段分而奉依頼候

一 當藩毒物暗殺論起り申候ごふで此論なく而ハ萬事運ひ不申候條内論最中ニ御座候就而ハ貴兄早々御歸藩重々奉希上候
急用在之候而米行中相認メ申候書狀ニ御座候彼是ニ付所々に奔走中大亂書御推見可被下候

一 鷹尾君に宜御傳聲奉願候御同人御内方も皆々様御變ふ御安意被下候段御申入可被下候
一 先便御申聞之新聞一件凡積りも出来致居候此事ハ林一郎右衛門專周旋仕居候早々積書差出ニ相成候筈ニ御座候處「フ
ルヘーキ」一件ニ付貴兄如何相成候哉と差扣居候彌以解疑承り申候故近々差出可申候左様御承知可被下候以上

十二月十七日 米藩大黒屋ニ而認ム

江 口 瀬 兵 衛

廣 田 大 兄

貴 下

追啓申上候兩三日米藩に逗滞仕罷歸り申候處藩論一定之姿ニ相成大分運ひ付既ニ小參事十時兵馬始四人之者出勤御差
留ニ相成申候同人杯末々如何成行可申哉御差留位ニ而ハ不相濟候半ト奉察候當藩も追々申上候大分振立年内ニハ定而
正議之論ニ一定ハ顯然之事ニ御座候就而ハ貴兄も早々御歸藩供ニ御盡力奉依頼候此段同志中重疊所願ニ御座候中村太
三郎子早々御下し之義龜君が重疊被申候此邊御周旋奉頼候新聞一條運ひ相付自然ハ年内ハ萬代氏上京之筈ニ御座候
様御承知可被。候以上

十二月十九日認

藩中之毒物不殘退け可申覺悟無他事周旋最中ニ御座候追々意通りニ可相成候猶後便下細可申上候

一大樂源太郎兄事近日米藩小河君周旋ニ而寺崎氏ニ借伏氣遣無之乍去近來 朝廷方御布告山口脫藩人所々潛伏天下回復

明治三年

七三三

之策もと、號シ諸藩かたらハ候段聞届爲其追捕使差立一々吟味之上可申出候由藩々へ布告ニ相成候依而潜伏も細密ニ致居候御安心可被下候返々も貴兄早々御歸藩同志中願所御座候委細之義應尾氏にも別段懸合不申條貴兄方宜敷御傳聲被下候様奉頼候以上

右之密書ヲ正月初旬使之者柳川藩邸廣田方ニ持參候處留守ニ付藩廳ニ而開封候處不容易次第ニ付密々廣澤參議ニ差出候由然ル處八日ニ彦磨立歸付召捕んとセシ處堀を越し逃去り甲州之方へ行キ其後又東京に潜伏終ニ召捕ニ相成候事

(參照)

〔明治四年久留米藩難記〕

寺崎三矢吉は久留米に居て古松先生の片腕ともなり専ら其術に當つて謀議に參與した然るに上妻の横枕覺助、中村彦次、師富進太郎、平彦助等の人々は脱藩人等を現に潜伏させ彼等と共に回復の策を講じて氣脈を通じて居たのでありしかども之を實地に行ひ實際に行はうとすれば先づ第一に兵力を要するのであれば寺崎は頻りに應援隊の同志者中過激派に交りて結び歡心を買ひ其用に供へん事を努め傍ら鼓舞作興して勢を付け其人々の心を攪ると云ふ有様で有りしかば人氣は彌々振ひ立ち今にも遣り掛ねばならぬ狀勢と成つて居たので其間に携りて居た人々は彌々乘り氣になり輕舉暴動も仕兼ね間敷き有様でありしが古松先生は前にも述べた通り脱藩人には人物は一人も無い回復の見込は到底立たぬと云つて大業等を齒牙にも懸けず居つたから回復の事には餘り深入する模様は無く只潜伏をさせると云ふ丁合であつた

十二月廿日柳河藩士久保田邦彦九州の有志相謀り第二の維新を企畫し漸次計謀の發展する由を在東京の同志者に報す

〔明治三年ヨリ探案書控〕

久保田邦彦より之書狀(柳河藩島藩來家文書によりて訂正す)

呈小書候餘寒未タ嚴敷御座候得共御同志御揃御清康之由奉壽候次ニ小生共茂何レも無忘周旋盡力仕候間可然御休意可被下候陳者先々月以來ハ毎々御念書被下候得共手前よりハ返翰等も届兼等閑之至失敬々々然者天下之勢いか様相成候哉近日万代藏六兄歸藩ニ相成東京之物語實ニ驚入候次第ニ奉存候然ル處鎮西中ハ殊之外宜方ニ御運ヒ乍失禮神妙之正氣ハ是ニ留歟とも愚考仕候水野西郷大業小河共合一之策此事□聞物語我藩中同志今日ハ一千人計尤血名之士參大夫が輩皆引人大參事中出動御指留愉快々々委細ハ志賀(柳河藩學者)より御聞取被下御互ニかゝる世ニ當り被縛候ハ兼而之覺悟ニ御座候得とも我々氣ニ觸顔をおかさすして何ヲカ待んや東肥も今日ハ正論ニ出申候

第一鹿兒島米柳島原中川佐土原延岡唐津第二豊津秋月北筑西肥列藩中第三東肥佐賀平戸大村 是よりハいか、相成候哉今之儘ニ而ハ喜悅之眉を被開申候志賀に御聞取可被下候
一御息子様皆々御無事應尾君も御同様御留守之處ハ少しも御氣遣なく様不及ながら可成文ケハ盡力可致心底ニ御座候申上度事も色々御座候得とも不得寸暇を此節迄ハ略文新聞之方之最早繪圖面も出来同志中申合當冬中ニは必ず伺出へく心底ニ御座候御安心可被下候近日ハ志賀より御承知之通十日計リハ徹宵中ニて精心氣力相弱り秃筆陳述御用捨委細ハ期後鴻早々頓首

志賀離別之席ニ而認

十二月廿日書

邦

彦

日吉丸翁

御同志中

みたれ髪御揃もさゝぬ世なれとも

鏡はかりはくもさらまし

明治三年

七三五

十二月廿二日本藩安場一平の日田縣出張中太田黒亥和太に少參事心得を命す

〔明治三年轉職進階帳〕(熊本縣廳所藏)

太田 黒 亥 和 太

右者安場一平日田縣出張中少參事之場相動候様申付之

十二月廿二日

十二月廿三日移住を命せられたる細川利永東京に到着す

〔明治三年九月藩廳日記〕

覺

從五位儀東京爲移住去月朔日高瀬出立同廿三日東京着仕候此段申上候様申付越候以上

高瀬家扶

十二月廿九日

松 澤 十 内

右高瀬管轄内山易堂より差越候事

十二月廿三日勅使岩倉具視鹿兒島城に至り勅書を鳥津久光に賜ひ宜しく上京して群臣と力を協せ皇業を翼賛して復古の成績を遂げしむへしとの旨を諭し且つ勅旨によりて御劍一口を照國神社に納む

〔探索書控〕

鹿兒島藩鳥津從三位殿に勅書

勅使岩倉大納言具視

朕忝大統ヲ繼夙夜憂苦唯恐皇紀未張萬姓未安前途ノ業實不容易朕深苦慮汝久光朕カ股肱材翼ナリ宜朕カ不逮ヲ助ケ左

嚴 倉 大 納 言

右群臣ト同心戮力皇業ヲ贊成シ朕ヲシテ復古ノ成績ヲ遂シメヨ大納言具視ニ勅シテ朕カ意ヲ告ク其レ欽テ之ヲ聽ケ

明治三年庚午年十二月

實 美(三條)

實 則(德大寺)

實 愛(正親町)

〔防長回天史第六編下〕

〔明治三年後半ノ大勢抄略〕

勅使岩倉具視十日ヲ以テ京都ヲ發シ先ツ鹿兒島ニ赴キ二十三日城中ニ至リ勅書ヲ久光ニ授ク時ニ久光病アリ忠義代リテ之ヲ受ク勅ニ曰ク

朕忝大統ヲ繼夙夜憂動惟恐皇紀未張萬姓未安前途之業實不容易朕深苦慮汝久光朕カ股肱材翼ナリ宜朕カ不逮ヲ助左
右群臣ト同心戮力皇業ヲ贊成シ朕ヲシテ復古ノ成績ヲ遂シメヨ今大納言具視ニ勅シテ朕カ意ヲ告ク其レ欽テ之ヲ聽ケ

之ト同時ニ西郷隆盛ヲモ帶同スヘキ徵慮ヲ傳フ具視更ニ演說シテ上下ノ情態離隔シ百事紛々タルコト少カラズ殊ニ宇内ノ形勢容易ナラザルハ衆庶ノ議スル所ナリ今ヤ區々ノ物議ニ關シテ徒ニ時日ヲ費シ時機ヲ逸スルノ時ニアラズ一日

明治三年

七三七

モ忽セニスベカラズトテ切ニ奉命上京ヲ勸告ス同日照國神社ニ奉幣シ御劍ヲ納ム翌二十四日久光疾ヲ扶ケテ勅使ノ旅館ニ到リ恩命ヲ謝シ緩話ス同日具視私禮ヲ以テ島津父子ヲ其居邸ニ訪フ忠義本久久光二ノ九ニ居ル

十二月廿五日島津久光奉命書を勅使に呈す

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

臣久光謹而白臣カ如キ土芥ノ陋生ヲ不被爲捨忝モ大納言岩倉卿ヲ天使トシ赫々ノ大命ヲ下シ玉フ爾等ノ優渥ナル感泣ニ不堪候伏而詔ヲ拜聞スルニ至重ノ大事豈非才ノ克及處ナランヤ敢テ所思欲不能膺九廻セリ只窃ニ思人臣ノ事君ヤ一有リ忠而已爲國其身ヲ忘ル是ニ止ルノミ夫皇朝一タヒ革制シテ命令出一ニ誰カ是ヲ不可スヘケン臣懸ラクハ其名立テ其實不學ヲ先ニ名義盛ナルモノ在ト雖遂ニ今日ニ至リ獨虛名ノ存スルニ歸スルカ如キモノアルニ似タリ願大息ノ至リ也抑一怒メ令懼安居シテ令熄ハ保國ノ威嚴臣久光豈其分ニ不當ト雖報國ノ赤衷肺肝ニ溢レ終ニ區々ノ力ヲ致スト欲雖然陛下聖明ノ多德ニ不同ハ何ソ共事ニ可堪ケンヤ冀ハ天心清瞭ナランヲ臣久光闕下ヲ遙拜シテ誠恐頓首昧死

〔防長回天史第六編下〕

〔明治三年後半ノ大勢略〕

二十五日久光疾ノ故ヲ以テ其家令ヲシテ自筆ノ奉命書ヲ勅使ニ呈セシメ疾癒ユルヲ待テ明春闕下ニ趨走ズベキノ意ヲ陳ス此日勅使西郷隆盛ヲ招キ懇話スル所アリ尋テ練兵ヲ一覽ス既ニシテ隆盛再ヒ出頭シ島津父子以下評議シテ朝旨ヲ奉戴シ自今一層勉勵盡カスベク隨テ隆盛ハ勅使ニ隨從シテ出府スベキ旨ヲ陳ス二十六日製鐵所及ビ紡績所ヲ一覽シ翌二十七日休息二十八日鹿兒島ヲ發シ山口ニ向フ

十二月廿六日膳所藩知事本多康穰家祿の内千五百石を辭し之を以て藩債の償却に充てむことを請ふ

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

今般藩制被仰出候ニ付 朝旨ヲ辨認シ改正仕候件々已ニ奉備 聖問候然ル後藩高十分一ヲ以知事家祿ニ下賜セラレシトノ 聖意ヲ以奉戴シ臣不肖自省テ不安所ニ御座候伏而十分一恩祿之内千五百石永久奉辭右殘高千貳百十九石餘ヲ以家祿ニ拜受仕度尤近來管地連年ノ凶歉ニテ藩債之カ爲ニ増益仕早急償却無覺束場合ニ立至實以奉恐入候因テ臣ノ鄙願御聞届被成下上者右藩狀モ有之上地之分藩内へ御下ケ被成下候ハ、通債償之方略モ從テ相立自ラ一藩之人心ニモ差響許多素餐之士卒ヲシテ漸々歸農之路ニ嚮ハシメ候一端ニ茂御座候間何卒右願之通 御裁許被成下候様不堪懇願之至謹白

庚午十二月廿五日

辨 官 御 中

御付札未無也

本多 膳 所 藩 知 事

十二月廿六日神祇官大副白川資訓免せられ尋て近衛忠房之に代る

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

庚午十二月

免本官 神祇官大副 白 川 資 訓

更ニ神祇官奏任出仕

神祇權大佑兼宣教判官 平 田 延 胤

在勤中職務勉勵ニ付官祿三百四十三石三分一終身下賜東

京府貫屬被 仰付候事

別段口達 御素讀御講釋是迄之通

免本官 神祇權大佑 大 谷 秀 實

但位記返上之事

右宣下之事

庚午十二月廿六日

任神祇大副 正二位 近 衛 忠 房

右宣下之事

庚午十二月廿七日

明 治 三 年

七三九

十二月廿六日我外務省は英國公使の卒族佩刀禁止の要求に關する照會に答ふ

〔明治三年ヨリ 探 索 書 控〕

貴國千八百七十一年第一月廿日(我十一)附貴國落手致被見候然者去月廿三日夜東京市街ニ於テ英國人二名暗傷ニ及ヒ候者有之右凶犯逮捕手配ハ我政府ニ於テハ勿論來示ノ如ク嚴密ニ探索シ既ニ召捕糾問中ニ有之就テハ後來右様ノ暴行無之様我政府ニ於テ確ト取締相立候ハ、可然旨縷々御來示之趣ハ全ク兩國懇親之交際永續ヲ保持被致度御存意ヨリ出候儀ニテ外人ヨリ之ヲ見ル時ハ拔本寒源ノ道ニテ取締方モ簡易ニ行届可申哉高説御尤ニハ候得共抑吾國之土人帶刀ノ儀ハ原來中葉紀綱不振互ニ戰鬪ヲ事トシ人々危疑不安ノ餘護身必佩ノ器トナリ武臣柄政以來ハ更禮數ノ物ト相成其習一朝一夕ノ故ニ無之今日帶刀ヲ脱スルヲ無禮ト思フ事士心一般ノ結習ト相成其禮數タルノ證ハ農商等奇特ノ事業有之モノハ帶刀ヲ許シ候ヲ以格別ノ榮典トナシ候類皆積年立政ノ大意ナレハ此帶刀ニ代ル榮典ヲ普示シ人ヲシテ平日此短兵ヲ帶佩スルニ及サルコトヲ各自發明會得スル時誼ニ投セスシテ急ニ改革ヲ求ル時ハ土民トモ心ニ不平ヲ抱キ却テ此ニ代ル凶器ヲ弄シ其患甚キニ至ルモ難計御來示ノ通ニハ方今不被行事ニ候尤市街取締方ハ三府ハ勿論諸開港場迄痛ク改正ニ及ヒ帶刀士人ハ勿論其餘ノ暴行ヲナスモノハ殊ニ嚴法ヲ設ケテコレヲ鈴束シ街上ノ妨トナリ酣醉踉蹌浪リニ刀ヲ弄把シ獸類ヲ斬截シ婦幼ヲ恐嚇セシムルノ類ハ從來禁法アリトイヘトモ今更ニ其法ヲ嚴ニシ一度如此所業アレハ其士族卒或ハ門閥ノ者タリトモ其凶犯ノ輕重ニ從ヒ相當ノ罰ヲ加ヘ中ニハ帶刀ヲ取揚ケ再コレヲ佩シメス痛ク懲治之法ヲ立候積ニテ且此程ヨリ戸籍ノ調方ニ取掛リ未全國ニ普クスルニ及サレトモ先東京ヨリ始テ此地ニアル者ノ出處及ヒ身分ヲ正シ帶刀ヲナスマシキ者ノ帶刀スル輩不少ニヨリ此等ハ勿論其帶刀ヲ禁スベキ所置テ嚴ニスヘクト存候依テハ遠カラスシテ街衢肅清行人晝夜トナク安心行歩ヲナスヘキ様實効相立可申我政府ノ見込ニ有之候右御答如此御座候以上

明治三年庚午十二月廿六日

各 國 公 使 宛

外 務 卿 輔 兩 名

十二月廿六日米澤藩士雲井龍雄斗南藩士原直鐵等幕政恢復の陰謀を企畫せしを以て死刑に處せらる

〔明治三年ヨリ 探 索 書 控〕

米澤藩士族

雲 井 龍 雄

此者儀魁首ト相成同志之者を募り不容易陰謀相企候段重々不屈至極ニ付於淺草梟首ニ可行もの也

庚午十二月

米澤藩 增 岡 春 吉
斗南藩 原 直 鐵
靜岡藩 名 不 知

右何れも同日斬首

增上寺山内 代 仁 坊 愼
日光僧 大 村 正 機
盛岡藩 北 不 知
水産 名 不 知
斗角藩 名 外ニ貳人 不 知

(別紙) 本朱書 庚午十二月廿六日落着雲井龍雄一件

米澤藩士族

雲 井

龍 雄
年二十七才

明 治 三 年

七四一

其方儀去々辰年順逆を誤り官軍ニ抗シ謝罪之上寛典ニ被處カル上之速ニ自新之效ヲ奏シ可申處却而宿怨を抱き挽回可致と動靜相伺居ル折柄京攝以西騒然タル趣淨月坊を以探求ニおよび機會到來之秋と躍起致し依而之兵力を得ル事急務と存し陽ニ一昨年諸藩脱籍之徒共未タ反則自危罷在候ニ付鎮撫を遂ケ歸順爲致度旨出願致シ右願意御差許無之以前芝貳木榎上行寺圓心寺ニおゐて私ニ歸順部曲點檢所之札を掲ケ同志之藩士並浮浪輩相集陰ニ政庭ヲ欺罔シ願意御裁可を蒙リ天兵之員ニ加ル上之公然右名稱を鳴シ一舉積憤ヲ可晴ト原直鐵其外同盟之もの共履集會密議致し手配相立置候處歎願之趣御採用無之本藩に預ケ相成分藩邸内森三郎宅おゐて城野至ニ面會致ス同盟之徒共互解歎計連兼約之如ク何レモ確守罷在ル杯其内自在之身ト相成ふらハ再ひ宿志ヲ遂ケ可申旨書付を以示シ置尤無名之舉ハ自斃ヲ招ク處ト前顯之通事端相伺居同盟配置之もの一時蜂起致し奸徒討伐之名義ヲ假ルふら之私黨之一揆暴發ト雖モ一時御追伐ヲ免カレ四方自ラ響ニ可應其上當郡縣之御制度ヲ說破致し若不服之徒有之節ハ兵力ヲ以假令在朝之高官タリ共一々艾除シ大城に押迫り御政躰ヲ一變シ封建之御舊制ニ復シ宿志之如主家並徳川家恢復を可遂と魁首ニ相成不容易企相謀ル段右始朱重々不至極ニ付臬示申付ル

斗南藩士族

原直

午二十三才

其方儀去々辰年順逆誤り官軍ニ抗シ元主人容保初メ同家來之者共悔悟謝罪ニおよふなれ共以前より雲井龍雄に再舉ヲ可遂と盟約ニおよび置連葉瀬勝吉とも同様申合田島表より潜出所々徘徊罷在ル内庚申山大忍坊に出會恢復之儀申謀り人數並金穀等之事相托シ其後漸降伏謝罪申立寛典ニ被所ル上之速ニ自新之効ヲ奏シ可申處尙宿怨ヲ抱き謹懐申右外兩人共申合不容易陰謀相企其上忍ヒ出龍雄に面會舊盟之一舉密議致し同志之もの相集手配相捕ふ上之石橋縣ヲ屠リ日光に楯籠リ一時蜂起諸縣ヲ屠リ大城に押迫り御政體ヲ變シ封建之御舊制ニ復シ宿志之如ク主家並徳川家恢復ヲ遂可申と相謀ル段右始末不届至極ニ付斬罪申付之

同藩同

築瀬

午二十六才

其方儀去々辰年順逆を誤り官軍ニ抗シ元主人容保初メ同家來之もの共悔悟謝罪ニをよふなれとも其方並原直鐵共再舉之義申合田島表を忍出所々潜匿罷在ル上ニ而漸降伏謝罪申立寛典ニ被所ル上之速ニ自新之効を奏シ可申處尙宿怨ヲ抱き同人より雲井龍雄魁首ニ而陰謀相企居ル趣承リ彌以機會相伺渥味忠左衛門外登人共恢復之義申語り同盟致し且右一舉費用之ため山田陽次郎外五人之もの申合金策罷在ル段右始末不届至極ニ付斬罪申付之

米澤藩士族

南一枝事

幸右衛門悴

南齋

午二十七才

其方儀去々辰年順逆を誤り官軍ニ抗ス處寛典ニ被處ル上之速ニ悔悟可致處却而宿怨ヲ抱き雲井龍雄ニ同盟致シ主家并徳川家恢復之爲メ浮浪輩集合ニ及ひ剩 御動座之義迄相議機會相待罷在ル段右始末不届至極ニ付斬罪申付ル

磐城平藩士族

師岡千牧

午二十

元水戸藩卒

當時無籍

茂木盛朴

午二十

野州唐申山住

日光山佛頂弟子

坊

午三十

靜岡藩

田中晋六郎

午二十

元島山長門家來

無宿

三木勝

午三十

羽州小國郷増田村百姓

増岡春吉

午二十

明治三年

七四三

本所新町嘉三郎店
星野 彌吉十四

淺草本願寺末
願龍寺
慈

觀一十五

(以上斬罪罪案文略す)

本郷森川宿佐助店

尾崎 幸吉

其方儀逆暴を企候雲井龍雄ニ同盟致シ人數集方周旋致候段不届ニ付準流十年徒罪申付之

元水戸藩卒

茂木 廣次郎

其方儀先達而不届之所業有之刑部省ニ於而帶刀取放答罪ニ被處候上之急度悔悟可致處藩廳之謹慎を破り逆暴を企候雲井龍雄ニ與シ殊ニ於自宅城野到外壹人贖札拵候を不存罷在候段不届ニ付準流十年徒罪申付之

神田旅籠町三町目
三拾貳番地借居

三州額田郡岡崎投町
法開寺三男

言

清 水 文 吉

東本願寺末
淺草總本寺役僧

海

斗南藩士族

元松山藩江崎亮齊事
當時無宿死失江秋水伴

助

西紺屋町貳拾番借地
太兵衛弟治郎吉事

靜岡藩卒勳兵衛伴
田村 喜太郎

太郎

尾州中島郡片原一色村
善應寺弟子

門

大 舜

野州安藤郡尾尾郷新梨子村
百姓七右衛門伴
福田 直右衛門

同郡尾尾郷赤澤村百姓
板橋 忠八

同州河内郡芹沼村
百姓理兵衛次男
沼尾 勝藏

淺草御藏御膳内住居
出納司附屬

深川御船藏前町四番地借居
飯渡世志津方同居
久藏事

岡田三藏方同居
市川 哲之助

芝田 久太郎

(以上徒罪、罪案文略す、此外三人答罪、禁獄、收贖金等略す)

〔防長回天史第六編下〕

(明治三年後半ノ大勢抄略)

七月二十日はレヨリ先キ米澤藩士雲井龍雄關西諸地ノ不穩ニ乘シ政體ヲ封建ノ舊狀ニ復セントシ密ニ徒黨ヲ集メ不軌ヲ圖ル此日米澤藩ニ命シ捕ヘテ東京ニ送致セシメ十二月ニ至リ罪ヲ斷シ梟首ニ處シ其黨斗南藩人原直鐵以下十一人ヲ斬二十九人ヲ徒及ヒ贖刑ニ處ス

〔中村水雲事蹟〕

龍雄の人と爲りは世上既に定評あるが如し故に多くを語らず翹た一言其真相を紹介せん龍雄は幼名中島猪吉十七歳の時同藩の士小島氏に養はれて小島辰三郎と稱す渠か徴士として在京中は遠山翠と稱し而して雲井龍雄は後年渠の改名せるものなり

而して龍雄は身長五尺一寸五分(城之介と幾んど同一)内外中肉にして白哲顔面は頬下較ヤ長く廣額厚唇にして眉目清秀風彩女子に近し而して正直眞率學植豐富詞藻縱橫膽略如たる勤王愛國の士なり

〔全書〕

先年九州新聞の第八千二百號に中村六藏と題したる記事あり其中に平井城之介と雲井龍雄等の當時の持論を詳説した

一節ありしが最も能く真相に徹底して幾んど掌中玉を弄するの觀が認められる故に茲に其文意を假りて龍雄と城之介等の當時の持論を明にする一助と爲すべし

龍雄城之介等は維新の革命運動を以て關西二三の強藩が名を勤王に假りて徳川氏に代らんとする一種の反逆に過ぎずと云ふ彼れ等は徳川幕府を助けて二三強藩の野心を推し幕府をして尊王攘夷の實を擧げしめんとせり

維新の革命運動は尊王攘夷を合言葉として起り此時に於ける總べての議論と争鬪とは此の二個の標的に對する態度と立場の異なるより來れり此時に於て二個の大なる黨派より一は尊王攘夷を標榜するもの是れを革命運動の中心勢力とす而して他の一は佐幕と開國とを此の黨の主張とせり我が城之介の一派は如上兩黨の何れにも屬せず彼れ等は尊王を主張し佐幕を主張し攘夷を主張せり若し強ひて名を冠すれば彼れ等は尊王佐幕攘夷黨と稱すべし

彼れ等の主張は一見革命運動の始めに起りし公武合辦論に似たり然れども其實大いに相違せり公武合辦論は、、尊王論と佐幕論とを調和する一種の折衷論に過ぎず、、甚だしき軋轢騷動慘害を見ずして早く運動の結果を見んとする老婆的調和論に過ぎず併し尊王佐幕攘夷論は斯の如き微温的のものには非ざりしより

尊王と佐幕とは兩立し難きに似たり然れども尊王佐幕攘夷黨に於ては決して矛盾し衝突すること云ふ蓋し彼れ等の佐幕ふるものは尊王に對する佐幕に非ずして寧ろ薩長に對する佐幕とす、、

或る批評家が雲井龍雄等を指して非藩閥論の先驅と爲したるは是れが爲めなりとす後の非藩閥論者が國民の力を以て薩長の勢力を摧かんとするに反し當時の雲井龍雄等は舊き幕府を助けて新しく起りたる薩長を仆さんとせるの相違ありしのみ

佐幕開國黨は革命運動の初期に起りたる一の勢力なりしが彼れ等は革命の成就と共に滅亡せり而して尊王佐幕攘夷黨は寧ろ革命の成就と共に起りし一の勢力とす彼の佐幕は將に起らんとする革命に對する保守にして此の佐幕は將に成就せんとする一革命に對する反動なりとす

彼の佐幕は如何なる方法を以てするも如何なる力を以てするも幕府を仆すことには反對す此の佐幕は必ずしも然らず夫の時夫の理由を以て野心を包藏せる——薩長を中心的勢力とする討幕には反對す

更に他の時他の理由に依り眞に尊王の爲めに正しき勢力を以てする討幕には却つて賛成したるやも知るべからず彼れ城之介龍雄等の佐幕論は實に上の如き意味を有せるものなりしなり

(編者曰、文中數々革命の字を用ふ然れども我國には革命といふことなし従ひて革命運動革命成就などあるべき管なし蓋し九州新聞記者の過なるべし)

十二月廿八日大久保利通書を長岡護美に贈りて自藩々議の所決を開陳し我藩亦力を戮せて朝廷の基礎確立を圖らむ事を切望す

〔子爵長岡家文書〕

以寸楮拜啓仕候殘寒之砌益御安祥被成御奉職奉敬賀候此節莊村一郎殿態々御使御差立西郷吉之助に御授書御示聞趣承知仕候 勅使御下向之御旨趣ハ從三位閣下に被爲 召候恩命ニ而誠ニ恐縮之至就而者不待駕して直ニ拜趨可仕候處生憎從三位事長々之所勞ニ而只今ニも平臥罷在候容體故不得止暫時御猶豫奉願春中上京之御請仕候次第ニ御座候仍而勅使ニも御發駕相成候ハ西郷大參事初僕等も御隨從不日出立上京之管ニ御座候朝廷上之處も内外不容易時體御復古之基本も御確定ニ不至不一方御配慮より被爲 召候ニ付全藩を以今一層爲 朝廷努力犬馬之勞を致し候管ニ尙又方向一定仕候就而者御隣交之譯ニも有之此末益協心戮力爲邦家勵精仕度厚御依頼申上候伏願くハ御根本御屹立此上皇國前途之處ニ御注意御柱石ニ被爲立舊藩をも御引立被下候様千祈萬禱仕候委曲者莊村殿に御咄申上置候ニ付御聞取被下度候西郷より尊酬可申上候處不圖所勞ニ有之小子より右拜復迄早々如此御座候謹白

十二月廿八日

大久保利通

長岡大參事殿

明治三年

七四七

十二月廿八日西郷隆盛書を安場一平に與へ我藩知事護久の書に對する謝意を述へ岩倉勅使下向につき一藩緊張し奉恩の務を講し居る旨を答ふ

〔男爵安場家文書〕

餘寒酷敷御座候得共彌以御安康可被成御座珍重奉存候先頃幣滯御留中ハ段々御熟話拜承仕難有御厚禮申上候陳者此度莊邸君御來臨被成下處不圖も知事公御直書下賜難有仕合奉恐入候何卒御都合を以宜敷御取成被成下度奉願候扱岩倉公爲 勅使御下向相成官廳大ニ繁雜之仕合御座候御遙察可被下候 勅命之儀之別番之通御達相成從三位ニ是非登京仕候様御沙汰相成申候然處來春中罷登候御請仕候儀ニテ不容易篤命ヲ蒙リ私共ニ至り恐懼之次第御座候何れ 勅命之厚き及奉報候廉も無之候而之不相濟儀と同心配仕居候事ニ御座候御憐察可被下候返々茂不容易御直書頂戴仕誠ニ奉恐入次第ニ御座候此旨先生まで御禮申上候間何卒宜鋪被仰上置被下度奉願候恐惶謹言

十二月廿八日

西郷吉之助

安場一平様

追啓上尊藩御變革之始末岩倉公御尋御座候ニ付此節御變革ニ付て之第一君臣御合躰ニテ 朝廷御爲ニ藩屏之職掌ヲ被爲盡候御趣意ヲ以萬事御仕向相成只我一國を利するとの意更無之候而歸着る處必善國と相成候外無他大抵變革之事ニ於て其趣意ニテ政事之善惡人民之向背相定事候間細事ハ不入御聽候而可宜旨申上候處餘程御滿悅之御事ニテ御座候間乍餘事任序卒度申上置候

御宸翰之寫

朕忝大統ヲ繼夙夜憂動惟恐皇紀未張万姓未安前途之業實不容易朕深苦慮汝久光朕カ股肱羽翼ナリ宜朕カ不逮ヲ助左右群臣ト同心戮力皇業ヲ贊成シ朕ヲシテ復古ノ成績ヲ遂シメヨ今大納言具視ニ勅テ朕カ意ヲ告其レ欽テ之ヲ聽ケ (岩倉大納言への御沙汰書あれと十二月廿三日の條既に記載したるものと同じ依りて省略す)

十二月廿八日日本藩湯地一二舊名丈之進後復丈雄と改む等豊後國別府より其偵察見聞せる情况进行を安場一平に報知す

〔男爵安場家文書〕

從別府表奉呈上候御一別後寒も一入相募申候得共彌増御安泰可被成御着熊と奉存候却說今書後當所は着仕見申候處最早山口軍艦ハ昨朝出帆甚殘懷仕候尤鳥尾列も未々當表は着無之内ニ御座候得之何を聞述ニ而出帆敷と奉存候和船渡海ハ強風故出來兼候間直ニ小倉上陸行馬關渡海之心組ニ御座候間此段御達申上置候

一和田隊之于今當所は滯陣中ニ付被仰付置候條件山形少參事同席ニ而今暫滯陣之談合ニ相成申候

一山形との伺書之儀ハ今明中ニ本縣に差出之都合ニ相成居申候

一黨民巨魁四五輩相知を候間今晚和田隊より召捕之筈ニ御座候

右之通ニ御座候以上

十二月廿八日

原田謙吾
木村大太郎
湯地一二

安場先生

尊下

十二月廿八日舉母藩人心刷新の爲め藩を改めて縣と稱せむことを請ふ

〔明治三年ヨリ探索書控〕

先般藩制御規則御下問之御府藩縣三治ヲ變換シ府縣之一治ニ御改革被爲在度川西大參事ヲ建白仕置候處其後藩制被仰出候ニ付 御至意ニ隨ヒ改正任候然ルニ管内之人情ヲ熱察仕候處縣ハ舊代官所藩ハ舊藩之心得未去より頑固之人心

明治三年

七四九

御時勢ヲ解得する能ハス自然舊弊愛戀する之心ヲ抱キ藩政ヲ障碍可仕廉も有之追々知事參事共ニ熟議仕候處瑣細之事ニ候得共陳員之人情ヲ一洗シ御趣旨ヲ貫徹セシムル之一助ニも御座候間舉母藩ヲシテ自今舉母縣ト改稱被仰付候様仕度奉存候勿論各藩同制等之儀ハ 御座候事關する事故獨り舉母藩而已前條之如く被仰出度奉願候以上

庚午十二月廿八日

(三河國) 學

母

藩

十二月某日佐倉藩知事堀田正倫印幡沼開鑿の爲めに貳拾萬金の賑貸を請願す

〔明治三年ヨリ 探索書 控〕

謹奏下總國印幡湖開鑿事

右下總國印幡湖開鑿ノ利害ハ衆人ノ共ニ知ル處ニシテ朝廷ニモ被知召御事ナリ天明天保ノ兩次開鑿ノ工ヲ興セシカト中道ニシテ事成ラス惜ムヘキ甚シ件ノ湖ハ全國ノ百澤ニシテ國內數條ノ小川ヲ吞テ之ヲ利根川ニ吐ク夏秋ノ際利根川大ニ漲ルルハ逆流ノ勢ニ因テ此湖亦大ニ漲溢シ沼湖五十餘村ノ田地ヲ侵シ米穀蕪存ノ下ニ腐シ鵝犬魚蟹ノ餌トナルト年トシテ之レ無ハナシ就中戊辰ノ歲ヨリ今茲庚午ニ至ルマテ三年ヲ連ネテ其災ヲ爲ス最モ甚シク湖畔ノ民大抵其產ヲ失ヒ生ヲ聊セス其苦不忍視本藩屢ヲ傾ケカヲ盡シテ賑恤スト雖モ僅ニ一時ノ難ヲ救フノミ窮民終ニ流離ノ患ナキヲ保ツ能ハス其源ヲ浚シ其禍ヲ攘ハントスルニハ此湖ヲ開鑿シテ之ヲ裏海ニ達スルヨリ外ニ奇策ナシ右ノ開鑿功成ルルハ湖畔ノ水害ハ七八ヲ除キ良田數千頃ヲ得ルノミナラス國中漕運ノ便ヲ得更ニ佐原鏡子潮來鹿島等ノ船ハ大抵渠道ヲ經テ東京ニ達シ又昨年來原野開墾ノ民ニ大ニ廻漕ノ便ヲ得ヘシ一舉シテ衆利學ルノ計也本藩久シク湖畔ニ在テ其災害ヲ目撃スト雖モ湖邊諸村他ノ藩縣ノ所管ト交互錯雜シ獨リ攘害ノ策ヲ行フニ由ナシ今大辱ク 恩命ヲ蒙リ前國管地ノ代ヲ命セラレ湖邊ノ諸村十ノ八九ハ本藩ヲ舍テ他ニ求ムヘキ所ナシ因而吏屬ヲ會シテ計議ヲ盡スニ凡開鑿ノ渠道ヲ算シテ三十七萬貳千五百五十一坪一合ヲ得タリ人工一坪四人ニシテ一日三千人ヲ用ユ惣計百四十五萬貳百八人四

分日數四百九十六日七分三厘六毛一日一人金貳朱ヲ給ス此合十八萬六千貳百七十六兩永五十文其日數ヲ以テ一日ニ督作ノ官吏九十六人ヲ出ス工作ノ日ヲ算シテ四萬七千六百八十六人六分五厘六毛一日一人白米六合金壹朱ヲ給ス白米ハ壹兩ニ壹斗壹升四合ノ價ヲ以算シ金五千四百九十兩三朱永五十二文五分四厘ヲ得亦其日數ヲ以テ水車二十輛ヲ用フ毎輛四人一日八十人壹人金貳朱ヲ給ス此金四千九百六十七兩壹步壹朱永四十七文五分ヲ得此外夫小屋水車運舟器械ノ造營番鋪水欄木材ノ料最夥シ其成功ニ至テハ大抵三十萬兩ヲ費サ、レハ水災ヲ以テ倉庫空虛餘財アルヲナシ此數十萬金何ニ由テ辨スルヲ得ン仰願ハ 皇上天地覆載ノ慈仁ヲ以テ一勞永逸ノ策ニ依ラセ玉ヒ件ノ費ノ三分二即チ二十萬金ノ賑貸ヲ賜ラハ其餘ハ長官吏等精思熟慮以テ之ヲ補ヒ日夜ノ力ヲ窮メテ大ニ治ヲ成就セントス賑貸ノ金ノ如キハ開鑿成功スヘシ伏仰 奏聞

明治三年庚午十二月

佐倉藩權大參事

依

田

朝

同

西

村

鼎

同

平

野

重

佐倉藩知事

堀

田

正

辨官

御中

是歲東京にて家屋税を課す又人力車を發明する者あり

〔明治三年ヨリ 探索書 控〕

明治三庚午八月雛形

(雛形略ス)

明治三年

家税之雛形東京より差廻候何れ近々御布告ニ相成哉於西京も追々家建取調ニ相成候向御座候趣聞及候

庚午閏十月寫之

〔全書〕

(本文の前後には閏十月、十二月日附の文書あり)

馬車は飛ひ人車ハ走る世の中ニ何とて駕籠はのまふかるらん

べら坊よけるよ度々御けがゝつたハヤイ

家は減り邸は崩れ世の中ニ何とて火事はまふかるらん

消防悦へ家税ハお役ニ立タハヤイ

〔日本社書事彙〕

人力車は明治三年東京本銀町高山幸助および泉要助、鈴木徳次郎等の工夫より創造し、官府の許可を得て始て府下に行はれる。日本橋の南に二三輪を置、曳夫を側に居らしめ、轆を立て客を待けるが、次第に行れて府下に充滿し、近在近國にも及べり、此物始りてより二三里程の道は片時に往來し、時間を期して出入するには、殊に便利にして其賃錢も廉價なれば、人々これに乗るもの多し、且獨り吾邦に行はるゝのみならず、支那上海香港等まで、これを用ふるに至る、滬游襟記に、東洋車、雙輪旁轉、前支二兩木、繫二小横木、一人挽而曳之、人以價廉、隨地僱坐すと、是我人力車を謂へるなり、其製始めは、車上に四柱を建て輕小なる屋を設けたり、しかれども忽ち廢れて田舎廻りに行はる、それより母衣を着ることを工夫せり、これ芝濱松町邊の中年寄内田勘左衛門の創意なりといふ、車の體は黒黄朱青漆錫粉梨子地等に塗り、其上へ山水名所人物武者俳優遊女、鳥獸虫魚草木器唐草色々の模様、持主の町名姓名住所等を蒔繪にしたるものあり、見事なるあり、鹿相なるもあり、其製一様ならず、且車幅二尺までを一人乗とし、二尺以上を二人乗とする定めなり、然るに近年其製大に高尚におもむき、山水人物など畫きしは悉くすたれて

〔外交時報第四十九卷〕

(博士大山卯次郎述前米國總領事シエバード翁を引すの一節)

翁は更に乗物の事に話頭を轉じ
當時普通に用ひられて居た乗物は云ふ迄もなく駕籠であつた併かし自分が横濱と東京との間を通ふには折々は馬を用ひたが大抵の場合は小蒸汽船でした夫れに就いて今も忘れない事は人力車の發明である是は明治四年頃品川の或る大工が思ひ付いたのであつて其試乗會を品川で開くから來て貰ひ度いと云ふ案内を受けたのでアダムス公使と一緒に臨席し始めて夫れに乗つて見た事がある夫れが其當時の日本の國情に適した大變結構な發明であつたのであるが今日東洋全體に流行して居る人力車も實に此品川の大工が始めたのである云々

明治四年正月七日八日民部大丞吉井友實等松代藩知事眞田幸民に説き郡縣の朝旨を奉戴して知事職を辭せむことを勸む尋て幸民其身養子且つ若年の故を以てこの所決を藩士中に諮詢す

〔探案書控〕

松代藩知事公藩中に口論書取

當七日(正)夜長谷川權大史林民部權大丞殿旅宿に罷越候處吉井民部大丞殿福原民部權大丞殿一同列座ニ而被申聞候ニ此度林殿ニハ中野縣權知事兼勤ニ被任其上伊奈縣知事之心得ニ而諸事申談候様被 命候趣
一松代表之儀ハ吉井殿に引請取扱候旨被申聞其上ニ而被申聞候趣ハ 皇國御治安之道不相立候間一兩年之内ニ之執レ之道郡縣ニ被遊候事ニ付知事殿ニも此場ニ而憤發 朝旨を奉戴し諸藩ニ先立ち知事職の返上太ニ 朝旨貫徹候様誠心ヲ

明治四年

被盡候而ハ如何左候ハ、當藩之信州ニ而ハ大藩之事ニ候得ハ國中隨而 朝廷御趣意も速ニ被相行可然隣藩ニも亦是ニ
 應シテ 朝旨貫徹可然事ニ候間知事殿ハ一廉之忠勤ニ相成候事ニ付斷然奮發有之度未タ若年之事ニ付此上東京ニ於テ
 專修行有之松代一藩之知事職ムらんよりハ信州一國之知事職たらんと大ニ志を立らせ度事ト被申間候間權大史答ニ之
 右ハ誠ニ以難有儀今般之事件ニ付知事ニ於テ深ク恐入罷在候處此場ニ當り尙一廉之御奉公ニ相立候儀候へば知事ハ謹
 而朝旨奉戴速御趣意貫徹候様勉勵可致之勿論之儀然ル處今般之事件ニ付知事職被免候筋ニ相成候ハ、從來僻地頑固之
 藩情如何可有之哉殊ニ事件ニ關係候者ハ生テモ居り兼候程ニ憂苦恐悚可仕其邊深ク痛心致し候旨申述候處夫ハ心配ニ
 不及此度之事件ニハ缺離レ別段之事ニ而右ニ不拘重キ 朝廷之御趣意尊奉顯レ御貫徹之御手助ケ被致候旨趣ニ候間藩
 士ノ憂苦も可相成筋ニ無之且藩士之食祿等削ラレ候御趣意ニ無之尤天下一般士族之祿制相立候事ニ有之候得者別段之
 事勿論一旦ニ藩士之住居ヲ移ヤシ候事ニも無之尙其藩士をも用ヒラレ其座ヲ治メらせ候事ニテ何レも藩士之難澁ニ可
 相成筋ニ無之知事ニも家祿御賞典を以東京住居被致候へ者何ニも差支筋ハ有之間敷第一藩籍返上之上ハ藩士何レも朝
 臣ニテ内情ニ於テモ難忍候若名分道義之上ニ於テ聊名實共相立候趣今般紛擾之汚名ヲ一洗シ愈勤 王之美名を千歲ニ
 傳ル事ヲ可得事ニ候得者其段知事殿始能々申述條理誤無之 朝旨貫徹候様有之度旨被申間候間權大史委細敬承之儀相
 答尙吉井殿方段々被仰聞候趣難有次第 朝旨就而之今般之事件ニ付知事職返上ニ無之元方別段之儀ニ而一廉之御奉公
 ニも可相成との儀ニ候へハ此後自然郡縣之御趣意御見合ニも相成候節ハ元之如ク御復し可被成下哉ト申述候處夫之中
 迄も無之如何ニも御復し被成る候と被申間候處林殿尙被申間候丈之處若封建ニ相成候得ハ是又御復シ可被成事ニテ
 其邊心配ニ不及之旨被申間候右様之御趣意ニ付而之委細其段知事に申聞セ其上知事方藩士に懇諭可致義ニ候處其節
 出席も可被成哉ト申述候處先知事殿方被申論其次第二寄り出席說諭も可致旨被申間候旨右之次第權大史方委細被申聞
 其翌八日朝林殿藩國へ出席自分并大隈權大參事一同に尙又前文御趣意要領を以被申聞其邊如何ニも難有御趣意之次第
 今般之事件ニ付而ハ中迄も無之深ク恐入罷在候處此場ニ當り尙一段之忠勤之道も相立汚名一洗彌勤 王之志相顯シ

くとの事ニ候得ハ誠ニ以難有仕合素より不願事ニ候得ハ謹而 朝旨奉戴知事職返上之儀奉願度決心致シ然ル處自分事
 養子之身分且若年未熟一己決斷を以速ニ所分ハ難相成事情ニ付藩中一同に所存相尋執レも謹而 朝旨を奉戴大義ヲ明
 カニシ事休ヲ詳カニシ舊習ニ拘泥セス多年勤 王之志水之泡ト不相成様篤と勘辨無忌憚所存之程可申間候事
 正月八日長岡護美書を安場一平に與へ藩政を確立し皇國興隆の道に盡瘁したく且つ東行の人選
 につき至急會談を要するを以て其の來訪を求む

〔男爵安場家文書〕

昨日之御評決先以致休襟候 皇國危急存亡之時ニ膺り一日茂倫安之徒可有之様も無之候得共僕輩御同様愈以一途注意
 精神ヲ盡シ藩政御屹立 皇國御興隆ニ相成候様千祈萬禱之至ニ御座候差寄昨日も有吉津田兩參事ニ茂申談シ速ニ御人
 練等御一定ニ相成度段言上仕候處東行之御人選之一決仕候間不日御發令ニ相成候條御休意可被成候其邊之義尙御相談
 至急ニ御決定所希候間明朝御來話可被成候今夕之道家之山殿呼寄得斗論判仕候決意ニ候處西郷大參事より御手許迄來
 狀之端章等披閱ニ相成候ハ、愈以方向一決之時ニ至り可申相考申候間此文箱中ニ御投與可被成様致依頼候明朝早速御
 返却可申候今日之唯今より華殿へ罷出兵隊一覽仕候間何茂明朝屈指期而盡候早々不一
 八日

安場 一平殿

用事

大

參

事

僕曾有句義氣多易激老成或倫安御一笑可被成候

正月九日參議廣澤眞臣東京の自邸にて暗殺せらる
〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄出)

正月九日晚參議廣澤眞臣東京ノ自邸ニ暗殺セラル 天皇震怒兵部省ヲシテ諸門ノ警衛ヲ嚴ニセシメ府下及ビ近傍地方官ニ令シテ嚴密ニ賊ヲ搜捕セシム

今九日晚何者共不知廣澤參議邸へ忍入同人へ深手ヲ爲負逃去候趣達天聽深ク御震怒被爲在候就テハ府下ハ勿論近傍地方官ニ於テ嚴密搜索捕縛可致旨御沙汰候事

但諸官員官華族家人陪從ノ者并府藩縣士族卒及私塾生徒其他末々迄一々達吟味昨夜ヨリ外出ノ者刻限行先等委評取糺シ早々可申出候萬一隠シ置後日露顯ニ及候ハ、主宰ノ可爲越度候事

天皇特ニ正三位ニ叙シ祭料金三千兩ヲ下賜ス宣旨ニ曰ク

故正四位守參議藤原朝臣眞臣

竭心復古之業致身維新之朝獻替規畫勳大功超今也不幸溘然謝世深悼惜焉因贈正三位並賜金幣宣

(明治三年ヨリ探索書控に「被殺害候翌日勅使正三位を御贈候」とあり)

〔故護久公御事蹟調〕

米田虎雄話

一、長州の大樂源太郎柳川の廣田彦丸我藩の高田源兵衛私に相結んで不軌を謀る余私に之を探知し初佐々木高行に行て之を話し次に大久保利通廣澤直直等に話したるに何れも始めて事の顛末を承知したりとて且ツ驚き且ツ喜ひ密に之を鎮壓せんことを謀る廣澤命に謂つて曰今後尙彼等の舉動に注意し國家の爲に盡する所あるへしと(中略)廣澤一夜書を余に致して曰く彼の一事は既に之を大隈重信に謀れり彼亦余と意見を同ふし速に彼等の機先を制すへきことを論せり貴下願くは廣田彦丸捕縛の事に任せられよと余之を諾し私に柳川藩の參事某を招き之に謂つて曰く御藩の廣田彦丸に對しては 朝廷より嫌疑掛り余に其捕縛を命せられたり然れとも他藩人たる余御藩の邸に踏込ミ御藩の士を縛せんこ

と甚た然るへからず願くは御藩自ら彼を縛し之を 朝廷に致されんことをと某大に余の好意を謝して曰謀んで命を拜せり今夕必ず廣田を縛し明朝之を貴下に致さんと翌日某來り謂つて曰く昨夜廣田捕縛の手配をなし置きしに彼れ早くも之を推知し藩邸の垣を越えて何れにか逃亡したりと某か此話をなし居る處に長州の野村素助來り余に謂て曰く昨夜何者とも知れず廣澤を暗殺したるものあり而して廣澤の妾某人に語りて曰く暗殺者の風躰を見しに能く肥後の米田氏に似たる處ありたりと依りて人皆疑を貴下に抱く余は貴下に於て決して此事なきを知る然れとも 朝廷及彈正臺中其言を信するもの亦甚た多し貴下早く辯する所なくんは或は不慮の災害に罹ることあらんと余曰く何そ事の意外なるや余は一昨日廣澤に會ひ柳川の廣田か事に就き議する所ありたり其夜廣澤書を余に送りて曰く廣田捕縛の事は貴下自ら之に任せよと而して其書面は現に茲にありとて出して之を示したるに野村一見して曰く此書面あらは以て貴下の冤を雪ぐことを得ん請ふ暫く余に貸されよ余は之を持して 朝廷に至り貴下の爲めに辯する所あらんと則ち其書を懐にして去る野村會て品川彌次郎と共に熊本に來りしに余は同志數輩と之に會し共に天下の大事を論し遂に一夜を徹したることあり爾來野村と余の交情は甚た密なるものありき故に野村ハ余の爲に大に盡力する所ありしなり斯くて余の一身は幸に野村の盡力に依りて嫌疑を免るゝことを得たれとも廣澤を暗殺したるは肥後人なるへしとの嫌疑は依然として消滅することを得ざりし云々

〔佐々家文書〕

前彈正臺小巡察長沼東夫話佐々干城筆記

廣澤參議凶及ニ斃ルトノ報アルヤ余ハ其ノ宿所ニ至リ検査セシニ廣澤ノ妾曰ク昨夜參議ト枕ヲ並ヘ臥居タルニ深更何者トモ知レズ座敷ノ雨戸ヲ放チテ忍入り刀ヲ揮ヒテ參議ヲ斬殺セリ其物音ニ驚キ目ヲ覺シ物盜ナラント思ヒ金錢入用ナラバ遣ハスベシトイヘバ金ハ不要ナリト言ヒ棄テ、立チ去リタリ其者頭巾ニテ顔ヲ包ミ居タレバ面體ハ見分ケガタクレドモ言葉ハ肥後人ニテ恰モ米田虎雄氏ノ如クナリキト余之ヲ聞キ驚キ果シテ妾ノ言フトコロノ如クナラバ米田氏

ニ嫌疑ノ及ブハ必然ナリト思ヒ米田氏ニ至リテ之ヲ告ケ注意セシガ彼レハ何ト思ヒシカ却テ余等數名ヲ嫌疑者トシテ或ハ藩邸ノ獄ニ投シ或ハ藩邸内ノ一室ニ謹慎ヲ命シタリ(下略)

(編者曰、前掲米田虎雄話の中の廣澤參議が廣田彦磨捕縛方を依頼したる書翰は未だ發見せざれとも廣澤より木戸孝允に與へたる書翰中に廣澤と米田との關係及び廣澤が東京府御用掛を兼て當時隱謀を企つる不逞の徒の監視を嚴にし威壓を加へ居たる狀を詳らかにするものあれば參考の爲めに左に登錄す)

(明治三年)十二月五日付廣澤ヨリ木戸宛書翰ノ一部

當地御發途后日田縣邊浮浪其外暴舉之儀同縣中津藩ヨリ度々報知有之早速河野彈正少忠其外被差向候末尙松方民部大丞ヲモ被差越就テハ岩亞相公初老臺大久保等京攝間御滯在中ニモ可有之ニ付右暴舉之形勢ニ隨ヒ浪華出張兵部省ヨリ臨機之處置イタシ候様御駈引之儀御委任相成候趣ヲ以テ疾松方ヨリ御承知相成候事ト奉存候九州及四國中國迄府縣藩折角ニ兼テノ儀故米田熊本大參事ヘモ態度尋問彼藩朝旨遵奉斯迄大改革速然相學候上ハ此度之事件十分兵力ヲ以テ九州各藩ニ抽テ可爲盡力所勤王之實効彌以露顯感服スル事屹度一藩相任候様相責置元ヨリ米田モ得意ニテ早速同志之者一人歸藩申附候仕合日田縣之近報ニテモ既ニ同藩格別兵隊ヲモ速ニ出張盡力河上顯(彦)齊モ疾禁鋼申附候様相聞ヘ此度之始末ニ寄尙斷然河上等之可致所置トノ米田中分モ有之被差議論確乎不拔無二念朝廷之御趣意奉體之場合ニ立至リ候得ハ實以九州各藩壓倒スルニ足ル事ト相考類ニ勸導之術ヲ相盡候事ニ御座候略中兎角當京ニテモ浮浪徒又ハ不平徒頭ヲ出シ掛候氣味不少日田縣邊暴舉ノ傳信線モ西京又ハ北越ニモ有之哉ニテ此共油斷ハ不相成略中此程外國人暗傷之事モ有之彼是此好機會ニ總テ之取締嚴重相附度相舍居夫々及詮議置兎角激論主張イタシ候事ユヘ萬一他ヘ漏聞候得ハ不慮之難ニモ可罹可恐事共相考居候得共幕々敷不被相行處不堪切齒事ニ付頻々論破イタシドフ歟政府一統大分目モ覺メ夫々可相運事ト相樂居申候併兎角世話過候方歟此節之模様ニテ又上京被差除東京御用掛被仰付折角冬枯殊更近來衰微中ナカラモ久振東山之雪景モ一覽ト屈指相樂居候所此束脚之拜命御憐察云々

(明治三年)十二月二十一日付廣澤ヨリ木戸宛書翰ノ一部

老臺ニモ直様御歸藩相成候由既ニ山口表御着夫是御執掌奉欽慕候暫時京攝御滯在中日田縣之事出來當地ヨリ御下命之趣ヲ以四條少將初出張等臨機之御沙汰振承如何モ御盡力之御事此好機會ニ鎮西各藩方向屹度一定仕度候様嚴重御取糺無之テハ不相濟次第其實如何實ニ米藩如キハ容易難被免事歟ト奉存候折角西京ヨリ肉戸少輔ヘ之御書翰拜見必ズ當京ヘモ脱走潜伏不油斷事殊更未知事ハ近頃上京ニモ相成リ三田邸内之動靜如何ト無疎探索中ニ御座候先便得御意置候通三府並開港地等取締向モ段々詮議不日御布令迄相運置素ヨリ暴發ハ難計候得共逃逸之不相成丈ニハ屹度規則相立度兎角激論ニ相涉リ候得共例之當府大參事因循ユヘ幕々敷不被相行逆モ此形ニテハ所詮府政之相學リ候目的無之ト近來當府御用掛拜命後彌以其實行ヲ見窮明レ果申候執一改革イタシ地方官取締筋ノ模範共可相成所實効相顯度愚考仕居申候云々(當年東京府知事壬生正四位、大參事大木從四位、權大參事青山從五位、同北島從五位、同島島從五位等なりき)
(右二書防長回天史第六編下明治四年ノ大勢所載)

正月十日松方正義日田より書を熊本の安場一平に贈り來藩の約に背くを謝し且つ烏津久光の上京を報し己も亦東京に至り安場の上京を待たむとの意を致す

〔男爵安場家文書〕

二白今日小生ニ茂御飛脚船より上京仕候賦ニ御座候御放念可被下候

其後不相變御壯健被爲成御盡誠之御事ト奉大賀候先比ハ日田迄御光來被下樓々御高論等承知仕實ニ難有奉多謝候小生必出崎之砌之御藩内通行可仕御契約申上候處日田知事ニ□知事轉任拜命仕候趣ニ而速ニ一先高地踏越不申候而之不相叶々有之實ニ背本懷候得共右次第之事ニ而何卒御宥赦可被下候馬淵君湯淺君杯に茂可然御演說奉頓候扱岩御上□既ニ御歸帆山口藩に御踏込ミ之趣右之形行之湯地君御歸藩相成疾ニ御承知も爲有之筈ニ候得共萬藩久光殿ニ茂當春

明治四年

中ニ上京斷然□□御受申上候趣尤西郷之一應岩倉御御供ニ而東京に出入り歸藩之上久光供ニ而上京之賦共ニ而之有之間敷や兎角當春之眞之御一新ニ茂至リ不申候而ハ不相濟候得之速ニ御侍奉申上候萬緒期拜願相省キ御挨拶旁如此御座候折角爲邦家御自玉奉禱候敬白

正月十日
安場 先生

松方 正義

正月十一日贈正三位廣澤眞臣の遺骸を青松寺後山の地に葬る

〔明治三年ヨリ探索書控〕

正月十一日

今日廣澤葬式

朝廷 兵隊 先拂 柳白丁 銘旗白丁 旗之銘贈正三位藤原眞臣之板士 棺 棺白丁十八人 棺蓋持 白丁 香持
白丁 笠 袋入 白丁 口之者 白丁 馬アラヒヤ 祭具 長持 白丁 廣澤子息 白丁 口之者 乘馬 登足 子息ハ費
黒麻引立烏帽子侍 介添 廣澤之家令 土 豊人 喪服之素袍サイ、兵隊司令官ニ騎右之行列ニ而青松寺之後山之地に送り寺に
ハ素袍折烏帽子 白丁 豊人 布也平折烏帽子
ハ地所を申受候迄ニ而葬式ハ自葬也
但被殺害候翌日 勅使正三位ヲ被贈候葬式ハ三條公御内意ニ而神葬ニいたし候由
一米國教師右葬式ヲ送り墓所ニ至リ落涙して參詣せし由

正月十二日豊後岡藩は同國府内日田の管内に暴民蜂起し日出杵築二藩亦不穩の形勢あるを以て吏員藩兵等を派遣して鎮撫に務むる旨を申告す

〔明治三年ヨリ探索書控〕

未正月十二日岡藩届

去ル十二月六日府内藩百姓とも蜂起動搖之趣相聞申候處當藩之儀ハ境界至近之所柄ニ付即刺衣笠權大屬爲使節差出及尋問候處百姓共被是歎願之前在之徒黨亂暴追々城下へ相迫候様子ニ付種々手ヲ盡シ及説諭候へル承引不致然ルニ城門ヲモ可破休ニテ中ニハ堀ヲ越押入候者モ有之無據及發炮土民之内死傷等有之民氣少シク猶豫之休再三説諭及候上願之内聞届之箇條も有之同十二日頃迄ニ追々鎮定之趣報知致候

日田縣管轄所別府ニテモ黨民動搖之聞に在之候處遂ニ同月十五日夜及暴發候趣依之隣藩ヨリも兵隊操出ニ付當藩も不取敢三宅權大屬ニ中村貢ト申者差添爲使節差出候處土民共歎願之筋在之候ニ付日田縣より出張役員ヲ重々説得一先鎮定ハ致候へル黨民共下田北ノ方に相廻候趣ニ付同所へ押へ之兵隊操出吳候様頼談之報知ニ付藩兵一小隊同廿日操出申候右下田北ハ當藩境界民情懸念ニ付民事掛リ廣瀬權大屬差出申候

同十八日同縣管轄所高松乙津邊之土民及亂暴候處是以役員出張説得ニ而一應鎮定之趣ニ御座候
右之通ニ候處同十九日夜半ヨリ出藩民中動搖之趣ニ付別府操出相成居候兵隊急ニ引揚杵築藩之儀も至近之所柄ニ而民情懸念之趣を以是又同所兵隊引揚歸藩致候別府表儀ニ手薄ニ相成候ニ付當藩一小隊至急應援之儀頼越候間右下田北ノ方一小隊即刻別府へ操詰之及差圖下田北ハ同廿一日半隊操出置日出藩ハ尾林少屬爲使節差出置申候

但右土民共歎願之内何方モ租稅熊本藩同様相成度との申立在之由尙又黨民之内浮浪之徒相加居候趣風聞在之候へル未タ體成證據ハ相分リ不申勿論探索之手當ハ精々嚴重申付置候

前件之通隣藩妄動ニ付而ハ民心何とナク不穩筋有之哉ニ相聞候ニ付役員手配致シ不斷廻村專ラ鎮撫之筋差計中ニ御座候

右之趣御届申上候以上

辛未正月十二日

辨官御中

岡

藩

正月十四日東京守衛の爲め名古屋外七藩に出兵を命せらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

當藩兵一大隊東京御守衛被仰付候段頃日御達之趣不取敢名古屋表に申遣置候就夫右之者共參着之上者永田町官邸へ住居爲仕可申之處同所之儀者手挾且長屋向大破ニ而建茂右隊之人數屯所ニ差支申候間何卒相應之御場所早速拜借相濟候様仕度此段奉願候以上

辛未正月廿日

名古屋藩

兵部省

御中

右名古屋藩へ一大隊出兵之御達者去ル十四日之由同日廣島藩福岡藩佐賀藩岡山藩外三藩都合八藩出兵之御達有之尤兵員多少有之由東京詰合之兵員左之通

熊本藩一大隊 高知藩一大隊 山口藩一大隊 佐賀藩一大隊 外ニ中小藩合兵一大隊

右總員十大隊ニ而東京御守衛被仰付候也

〔全書〕

〔未二月廿六日所聞の内〕

一尾因備其外大隊ヲ東京へ被召ハ 輩下ノ兵力ヲ盛シニ被遊候御趣意ニ而兵部省より申立被召呼候事ニ而別ニ子細無之趣

一薩長土より出兵之事あるも是も異事ありて之出兵ニハ無之也

右之通なきは徒ラものハ兵力ニ而お灸をそへら可申ニ付府藩縣とも御用心ノ

正月十五日柳河藩廣田彦磨廣澤參議暗殺嫌疑者として捕縛せらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

柳川藩 廣田彦丸

甲州都留郡川口村富士御師

此者相州大住郡大山より同郡萩野村邊へ一日逃去甲州

未四十二歳

甲川忠司

未五十七歳

都留郡吉田村へ可罷越候處先々嚴重ニ付東京へ立歸リ

十二日於東京府召捕相成候

同國同郡上吉田村神社役

八丁堀知ル人方に立歸リ去ル十五日召捕相成候

大番城守衛

未廿三歳

甲州都留郡上吉田村富士御師淺間坊事

同日同斷

此者當月十五日相州津久井下郡中埜村於テ召捕相成候

未三拾歳

肥前長崎西山

相州愛甲郡長沼村百姓

甚〔五〕右衛門

未五十歳

福田加賀丸

未三十八歳

此者廣田彦丸ニ被相頼同國より甲州都留郡吉田村へ罷

十四日同斷

趣東京府出役木村少屬召捕ニ相成去ル十九日東京府へ

下谷車坂町市之承地借

新右衛門

未五十八歳

差出ニ相成候

右新右衛門悖

新八

未二十七歳

明治四年

七六三

久留米藩 林 重太郎 未二十五歳

同 中村與一郎 未十六歳

南大工町床治郎店 清 太郎 未四十九歳

同 宮崎紋一郎 未四十歳

九日同斷

右之者廣田彦丸淺間坊出雲重立去ル九日曉廣澤三位
邸へ三四人押入不成容易及所業之處前顯之もの共同意
亦ハ手續いたし候ものニ付召捕之上當時御吟味之趣内
密御含送ニ御手許限申上候以上

元蒼龍隊 鯉沼貫一郎 未二十五歳

此者蒼龍隊々長相動候もの同日同斷

柳川藩 高尾 隼人 未二十八歳

正月廿二日

(別紙)

柳川藩

江口 瀬兵衛 久保田 邦彦

岡田 太郎 字 佐 兼 人(益人)

甲斐原 楯藏(楯彦)
廣田 彦 磨 下登人

右此内より脱藩人なヤ氣脈折々人員と相聞此節書狀一條ニ付手相付當分支配頭等へ預ニ相成候由廣澤參議暗殺之謀主
といへる若説高キ柳川藩廣田彦磨義ハ正月八日夜廣澤邸にハ至らざる由也其夜ハ島原ニ遊興其事柄ヲ聞テ直ニ潜伏宅
ニ歸らず居所ハ南大してありたる處捕亡手向ひ居合たる者三四人捕縛ス此中ニ同藩中
村在郎有リ及糺問候處行衛不知之旨ヲ述ル其
後兩三日過テ元熊本藩星合某之宅ニ來ル星合日八丁堀之元山口藩森一郎宅に至ルヘシト教ユ森氏ハ廣田依テ
舊友ノ由廣田者森
氏之宅ニ至ル然シテ星合氏ヨリ屯所へ注進シテ兵隊ヲ以廣田ヲ森氏之宅ニテ召捕シムトイエリ召捕ノ後星合も再々糺
問所ニ呼出され尋問在ト云口比不詳といへとも正月廿日頃之事也

一 星合氏ト廣田氏トハ一面識ニテ別ニ懇意ニハ無之山

一 廣田彦磨ハ擊朝ハ頗ル高名之由ふれとも謀らえて召捕らるる故束手シテ縛せらるるなりと云

一 山口藩森一郎ハ歸商セシ人也ト云

一 此一件之顯レタルハ彼夜暗殺之場に取落シタルモノカ何ニカ書類在之是ヨリ露顯セシ由又彦磨其節懷中物ヲ落セシ事
在之ト云其中ニ書類在之シカ何レニモ書物ヨリ都テ顯ル、趣也

正月十七日日本藩知事護久廟堂の事情視察の爲め教授元田永孚をして東京に赴かしむ元田此日を
以て熊本を發す

〔天恩略記〕(男爵元田)

(家所藏)

(東洋永孚子中手録抄略)
是時ニ當リ 朝廷復古ノ大業ハ既ニ成レリト雖トモ將來ノ措置未タ定マラス知事公一度上京シテ面ノアタリ 朝旨ヲ
伺フ所アラントス先ツ其内意ヲ承クル者ヲ遣ハシテ事情ヲ察セシメント欲シ乃チ余ニ命シテ少參事安場保和大田黒惟
信ニ副エテ東京ニ赴カシム余命ヲ受ケ四年正月十七日熊本ヲ發シ(門生萩吉九郎門岡千別)長崎神戸ヲ經汽船ヨリ横濱ニ
着同月二十六日東京ニ到ル

正月十八日前佐賀藩主鍋島直正關薨す尋て正二位を贈らる

〔明治三年ヨリ
探案書控〕

未正月十八日贈正二位鍋島直正侯關薨去ニ付同藩上殉
死

辭世

佐賀藩

古川

生年五十九歳

明治四年

七六五

今はとて歸るや終乃旅ふるを

たちおくるをき我身おらねと

君ひとりのこしまつて故郷よ

かへるころ乃おらそそあらえ

〔防長回天史第六編下〕

（明治四年ノ大勢抄出）

此月（正月）十八日元ノ佐賀藩主鍋島直正其前大納言ヲ罷メ勅使ヲ遣ハシテ賻及ビ祭祀料ヲ賜ヒ萬勳ヲ録シテ特ニ正

二位ヲ贈ル

正月廿二日松代藩吏連署して知事辭職の事につき一藩士卒の異議あるを以て朝廷向宜しく執成あらむことを民部大丞吉井友實に歎願す

〔明治二年ヨリ探案書控〕

松代藩士族一同歎願書

今般郡縣之 朝旨御奉戴御決心之處猶御藩中ニ御下問御口諭之趣謹而奉拜承候御藩士ニ於而も素より一同 朝旨奉戴皇國御爲之重き御趣意貫徹仕候様心カテ盡シ候儀者勿論之儀ニ御座候間毛頭異心無御座候然處知事職御返上之儀此度騒擾之事トハ缺離レ別段之儀ト一廉之御忠勤とも可相成之御事ハ難有次第ニ御座候得とも世上より見渡候節ハ孰れニも此度之事件より指發候よし誹判ハ難免餘儀無き次第ホカ第一御前過不被爲致此儘御返職御座候而ハ不被爲盡御職務御次第ニ相當奉恐入御藩三千家ニ及候士卒有之ホカ當路之者ハ勿論其外御藩士ニおつても只今迄匡救之道も不相立此場ニ至り候而も尙座視罷在禍難濟救之手段も仕り不得と之汚名ヲ取候ハ是又必然之義一藩之士卒第一奉對朝廷深ク奉恐入御管内庶民に對し候而も慚愧ニ不堪次第何之面目有テ人ニ面テ向ケ可申哉此段ニ至り御藩中之士卒一同寢食を不安實ニ苦情ニ不堪儀ニ御座候間集議仕如何様ニも艱難困苦を不服衣眼家財迄も指出し精々才覺金仕責而濟

兼商社兩手形御取纏方盡力仕何卒 朝廷向歎願之道も相立猶相互ニ偏黨無之御藩治之道心力を盡し申度一同決議仕候然ル處指向貳十萬金程無之而ハ右御取纏之道難相立趣ニ御座候間右之内十五萬兩御一藩士卒ニ而差出相揃五萬兩餘之分知事様御家祿ニ而御引受是非ニ兩手形不殘可相成程果敢取相成候様仕度奉存候御一藩全力を以取扱候間如何ニも相調可申奉存候右士卒一同之苦情を御賢察被成下何卒此儘御奉職此上幾重も藩屏之御任御實効を被爲奏候様御勉勵被成下度一同奉懇願候何分ニも右懇願苦情御賢察 朝廷向御歎願之道御立被成下候様仕度士卒一同伏而奉願上候以上

松代藩士族並子弟とも

貳 千 百 四 人

同 卒

貳 千 六 百 五 十 壹 人

去冬十一月中當藩管下騒擾之儀ニ付委細達御耳候次第御座候而私共儀奉職不行屆深ク奉恐入候依之 朝廷向厚御配慮奉蒙御苦惱重々奉恐懼候然處尙以御憐情段々御教誨被成下其上 皇國之御爲天下郡縣ニ可被遊之 朝旨奉戴仕前過ヲ補ニ更ニ一廉之御奉公可相立之御旨趣被仰諭被成下候段於知事深ク難有奉存連ニ知事職返上 朝旨遵奉仕度決心仕私共儀も一同難有仕合ニ奉存藩中之士卒に精々説諭仕慮素ヨリ異心之者無御座候得とも藩士一同知事に書面を以苦情申出尙私共へ幾重ニも 朝廷向歎願仕吳候様達而申出候付尙精々説諭仕候得共士卒苦情之程強テ難相止事情ニも相聞於知事奉恐入私共おつても深ク奉恐入候得共可相成儀候ハ、士卒苦情之次第御賢察被成下何卒 朝廷向御執成之程奉願度謹而奉歎願候以上

辛未正月廿二日

柘栜 矢野 北澤
岡野 草淵
岩崎 權 大參事

吉井民部大丞殿

正月廿四日郵便を東京京都及び大坂の間に設けらる

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢抄出〕

二十四日(正)郵便ヲ東京京都及ビ大阪ノ間ニ設ク東京ヨリ京都ニ至ル三十六時大阪ニ至ル三十九時東海道傍尋テ二月十日假リニ近四五里及ヒ勢濃ノ間モ亦郵便ヲ得三月朔日ヨリ施行ス

東海東山ノ二道及ヒ三陸兩羽美濃路等ノ驛遞法ヲ定ム

〔外交時報第四十九卷〕

〔博士大山卯次郎述「前米國總領事シエバード翁」抄出〕

或時翁と話をして居る内に(中略)日本政府が歐米の文物を輸入した話を始め大層自慢らしく日本の爲めに氣焰を吐きさて云はるゝには

「自分の赴任した一八六九年(明治二年)十二月に東京横濱間に始めて電信が通する様にふり一八七一年(明治四年)の一月に東京京都大阪間に郵便制度が設けられたのであるが其當時の郵便は驛遞夫と云つて丸い笠を被つた大きな男が棒の先きに郵便物を突き差シ「エッサ、エッサ」と云つて走つて居たのであります夫れから三年後の一八七二年(明治五年)の二月に東京横濱間に鐵道が開通した是れが抑も日本の鐵道の始めである」としてノートブックから一枚の繪畫を取り出した見ると明治天皇陛下が右の鐵道開通式に新橋驛へ臨幸の圖であつて或る白人の畫家が其時の模様を寫生したものである夫れに依ると陛下は衣冠束帯の御姿で其後には當時の元勳を初め各國公使其他が扈從して居り其中にシエバード翁も米國代理公使と云ふ資格で見えて居たが其時の元勳達は普通の羽織袴に帶刀と云ふ姿であつた(中略)夫れよ

り翁は更に談話を續け此鐵道の測量は小野友五郎といふ日本の技師が造つたのであるが技師長はエドモンド・モーレルと云ふ英國人であつたと云ひ次から次へと面白い話は中々盡きふい其處で一吋右のノートブックを借りて覗いて見ると日本の新聞切抜きがある其内に此鐵道の開通式に際し陛下から戴いた次の様本勅言が出て居る

今般我國鐵道ノ首線工竣ルヲ告ク朕親ヲ開行シ其便利ヲ欣フ嗚呼汝百官此盛業ヲ百事維新ノ初メニ起シ此鴻利ヲ萬民永享の後ニ惠マントス其勵精勉力實ニ嘉尙スベシ百官萬民爲メニ之ヲ祝ス朕更ニ此業ヲ擴張シ此線ヲシテ全國ニ蔓布セシメン事ヲ庶幾ス

此勅言を拜するにつけても當時我國の進取の意氣が如何に盛んであつたか察せられるのである(本文中の談話は米國バード氏の寓居に於てなされたもの也)

正月某日營繕大佑山田平兵衛本官を免せられ大藏省出仕を命せらる

〔明治二年王政日新錄〕(熊本縣)

一左之御達書山田平兵衛相達候付爰ニ扣置

營繕大佑 山田 秀典

免本官

辛未正月

大藏省

山田平兵衛

辛未正月

大藏省

山田平兵衛

辛未正月

大藏省

西京大藏省事務總而取扱可申事
(書人レ) 本紙ハ添紙面を以正月廿五日御國へ差廻候事

大藏省出仕被 仰付候事

正月廿四日日本藩偵東京都に於て廣澤參議刺客連累者探索の嚴重なる旨を報告す

〔明治三年ヨリ探索書控〕

明治四年

廣澤事件聞書

東京より京都府鈴木大屬歸府相成候ニ付而者今般參議廣澤邸宅に亂入之徒ハ何れも草莽輩ニ而其内壹人ハ東京ニ而縛
 せたりと其もの、白狀振りニ而ハ浮浪人共先達而より當府下へ潜入したし皇國之御爲ニならぬ人を天の命令我承り罰
 之なりと云立しよし其草莽之輩ハ山口藩も交り居鹿兒島并熊本會津其外諸藩之浪人ニ而就中坊主も多く交り居候之趣
 右之通ニ付京都府よりハ各々見込込々之筋を探索して聊ニ而も不審之筋相聞へ候時ハ捕縛せる事ニ而政府官員夫々手
 分ケして皆四方近在出張實ニ不容易次第ニ御座候事
 辛未 正月廿四日取聞

此頃於西京捕縛方探索姓名

熊本	古庄嘉門	同	小河彌右衛門
柳川	廣田彦丸	同	衣笠每夫
日田縣支配吉祥寺	佐々木内匠	同	赤座彌太郎
客僧變名	西福寺	同	西生九太郎
延岡	梅林八郎	同	野殿津
延岡西光寺	花方八郎	同	武江文吉
變名	松崎敬吉	同	毛利到
柳川	大崎安坊	同	川上彦齋
延岡	虛山寺法印	同	木村弦雄
同	中川柄山	同	鍋島刑部
同	高島善右衛門	同	李並新太郎
同		同	大樂源太郎
同		同	駿府士
同		同	同(長州)
同		同	同(入也)

同	勝林太郎
同	建部孝作
同	深山鹿之助
同	光山清雄
同	日下部及
肥鶴崎	岩屋
同	釣大星
同	柳川珍齋
同	三村五郎
同	京山
同	南山城新村一休寺ニ而捕亡方之者召捕

正月廿八日飯野藩保管中の會津人大久保與一郎破獄脱走せしを以て捕縛すへしとの嚴達あり
 (明治二年)王政日新錄(熊本縣) 飯野藩に御預ケニ相成候松平容保元家來大久保與一郎儀去ル三日破牢脱走致候ニ付各地方ニ於テ嚴密探索ヲ遂ケ捕縛
 可致候事

辛未正月(廿八日)の達

正月廿八日山口藩朝廷に上書し自藩より出仕せる官吏兵隊に休暇を賜はり協力謀議して各地不
 逞の徒の對討に任せむことを請ふ

明治四年

太政官

浮浪	伊藤菊次
自殺	三村五郎
橋本驛ニ而右同斷	石川仙琴
元水無賴家ニ	
奉公罷在候由	
兵庫港に脱走之由	
佐々木芳太郎	
鈴木直之丞	
加藤一郎	
太田三保右衛門	
僧堂人	
外ニ捕亡西大谷日限地藏堂守	
當時八幡藥師堂守名前不分	

存候尤當職被免候節之直ニ民籍ニ被差加可被下候左候得之始而歸農之宿志を遂可申候此段愚存之趣覺書を以御會議奉願候以上

正月 郡 夷 則 殿 兼 坂 淳 次 郎

其方儀農籍ニ歸シ度願出之趣被聞届候依之歸農手當之爲米四百拾依被差遣旨候條左様可被相心得候也

庶務掛

正月廿九日

大

屬

兼 坂 淳 次 郎 (元食祿三百石)

正月晦日本藩補備隊を編制する爲め希望者を召募す

〔安津免久佐十一本田文書〕

今般新ニ補備隊編制ニ付日割之通達試験編入之管ニ候依之士族之中年齡十七歳より三十五歳を限兵事希望之輩ハ雛形之通相認生兵教授方ニ差出試験可受候此段可達也

軍事掛

正月晦日

大

屬

第何區又ハ何郷何村士族又ハ何某嫡子或何々

延形紙四ツ切也

何

之

何

何某

生兵教授方米田與七郎元屋敷(試験日割は略す)

正月某日本藩士楯岡一太郎病に依り龍驤艦乗組を免せらる

〔明治三年九月 藩廳日記〕

龍驤艦乗組也

楯岡一太郎

右病氣ニ付差免候事

右二月九日着寫を以當人相達候尤爲御慰勞金子賜候段茂口達いたし候事

辛未

兵 部 省

正月某日徳島藩知事蜂須賀茂詔知藩事を改め知州事として廟堂に立ち大政に參與せしめ下に知縣事を置きて地方の民政を掌らしめ藩兵は悉く兵部省に總括せしめられむことを建議す

〔明治三年ヨリ 探索書控〕

臣茂詔謹而按スルニ今ヤ乾運新開 皇威振興大ニ數百年來ノ弊習ヲ洗除シ天下ノ制度ヲ改定シ萬世不拔ノ基ヲ立ツ其名アリテ其實ナカル可カラス然ルニ典型軍旅ノ政ヨリ材度庶務ニ至ルマテ現今未タ之ヲ統一スルニ至ラス頗ル遺憾アルカ如シ夫レ藩屏ノ名タル封建ニハ用ユヘケレモ今日ニ於テ此名一日存ス可カラス臣勅ニ惟フ斷然藩ノ名ヲ廢シ知藩事ヲ改メテ知州事トシ廟堂ニ立ツテ事ヲ執ルノ官ト定メ各藩管轄ノ廣狹ニ應シ二三縣或ハ四五縣ニ區分シ即今正權大參事ヲ以テ其知縣事ニ任シ知州事ニ親ク聖意ヲ奉シテ號令ヲ下シ知縣事ハ民間ニ接シテ事ヲ施サシメ且藩兵ノ儀ハ一切兵部省ニテ總括シ天下ノ地方普ク一致ノ躰ニ歸セシメン事ヲ臣惘願ニ不堪敢テ愚衷ヲ布ク伏テ希クハ 聖明宜シク之ヲ採擇セヨ臣茂詔誠恐惶頓首謹言

辛未正月

徳島藩知事 源

茂 詔

正月某日高知藩は四民平等の制度を發して改革の主旨を士民に諭告す

〔明治三年ヨリ 探索書控〕

明治四年

諭告

夫人間ハ天地間活動物ノ最貴重ナルモノニテ特ニ靈妙ノ天性ヲ備具シ知識技能ヲ兼有シ所謂萬物ノ靈ト稱スルハ固ヨリ士農工商ノ隔モナク貴賤上下階級ニ由ルニ非ルナリ然ルニ文武ノ業ハ自カラ上ノ常職トナリ平生ハ廟堂ニ坐テ政權ヲ持シ一旦緩急アレハ兵ヲ執リ亂ヲ撥スル等獨リ士族ノ責ノミニ委シ國家ノ興亡安危ニ至テハ平民曾テ與リ知ラス坐視傍觀ノ勢トナリ行シハ全ク中古封建制度ノ弊ニシテ貴重物責ヲ私シ賤民ヲシテ愈賤陋ナラシメシ所以也方今王政一新宇内ノ變革ニ基封建舊ヲ變シ郡縣政体ヲ正サントスル際ニ當テ當藩今日大改革ノ令ヲ發スルハ固ヨリ 朝旨ヲ遵奉シ 王政ノ一端ヲ掲起セント欲スレハ也故ニ首トメ從前士族文武常職ノ責ヲ廣ク民庶ニ權互シ人間ハ階級ニヨラス貴重物ナルヲ知ラシメ各自ニ知識技能ヲ淬勵シ人々ヲシテ自主自由ノ權ヲ與ヘ悉皆其志願ヲ遂ケシムルヲ庶幾スルノミ抑古ニ上ト稱スルハ有志有爲ノ稱ニシテ必シモ門閥ノ謂ニ非ス然レハ其靈妙ノ性ニ基キ更ニ知識技能ヲ長進シ報國ノ誠心ヲ盡サントスルハ凡ソ人タルモノ、天地間ニ逃レサル大義ニテ殊ニ 皇國ノ人ノ資質純厚義氣最モ烈シキ風俗アレハ今一般文明開化ノ道ヲ講習シ各所ニ學校ヲ興シ教育ヲ降シ富強ヲ謀リ士民一般競起憤發ノ域ニ勸進セシメ大ニ舊習ヲ變シ務メテ新得ヲ來タスハ實ニ當今ノ一大急務ニアラスヤ既ニ近比普佛ノ戰爭ニ佛國屢敗ヲ取ト雖モ其民舉國憤興シ愈報國ノ志強ク其都府長團ヲ受テ猶屈セサルヲ聞ケリ是又人ヲ重ニスル制度ノ善ナルヲ觀ルニ足ル故ニ皇國ヲシテ萬國對抗シ富強ノ大業ヲ興サンニハ全國億兆ヲシテ各自ニ報國ノ責ヲ懷カシメ人民平均ノ制度ヲ創立スルニ若クハナシ若ソレ改革ノ條件其細目ニ至テハ往布告ノ令ニ據テ之ヲ詳ニスヘシ或ハ其意ヲ誤リ認メテ士族ハ文武ヲ廢シ安逸ニ就キ平民又職ニ情リ且徒ラニ貴ヲ抑民庶ノ賤ヲ揚ル等ノ疑惑ヲ生スヘカラス唯今日宇内ノ形勢ヲ審ニシ朝廷大變革開明日新ノ事情ニ通シ人間貴重ノ責ヲシテ士族ニ私シ平民ヲシテ賤陋ニ歸セシムルノ大弊ヲ一洗シ人民ノ貴重ナルヲ自知シ各互ニ協心戮力富強ノ道ヲ助ケシムルノ大改革ニシテ畢竟富強ハ即政府民アツテ然後政府立チ政府立テ然後民其生ヲ遂ルヲ要スルノミ

辛未正月下旬高知藩一般に諭告スル處ナリ京詰之役員ヨリ借リテ寫ス

二月二日新に華族局長に任せられたる久我建通近衛忠熙長谷信篤連署して家政を正し文武を修め維新の宏謨に副ひ聖上宵衣旰食の恩に報い奉らんとの意を華族一同に警告す

〔明治三年ヨリ
探索書控〕

二月二日御觸頭ヨリ華族方に御談御趣意書寫

皇政綱紀御一新之御布令御承知之儀ト存候殊ニ今般華族觸局ヲ被設候テ信篤忠熙建通局長被仰付候テハ何卒華族一統先家政ヲ改正シ文武ノ道修業シ即今文明維新ノ御政體ニ相副候様有之度儀ト深ク致苦慮居候依之相考候ニ徳川氏執柄之時ハ自ラ文武に相別レ進退不任意之勢モ有之候處今ハ不然兩校ヲ設ケ育英ノ道ヲ開キ上下一致情儀暢達ノ御政體ニ候得之各其間ニ弛驅周旋シ識見ヲ弘メ才氣ヲ磨キ進テハ 朝政輔佐ノ撰ニ當リ退テハ方向一身ノ分ヲ盡候モ皆今日ニ在之候間有志之者誰カ勃興勉勵セサランヤ然ルニ尙舊習ニ泥ミ故常ヲ守風月ヲ愛甞シ盤旋スルヲノミ是トシ賞シテ何等ノ時勢タルヲモ不知ノ人ナシトモ言ヘカラス誠ニ慨歎スヘキ事ナラスヤ己ニ三十歳未滿之者ハ勤學ノ爲ニ内番ヲモ被免候得ハ自今年若ノ面々ハ各所業ノ文武校内ニ出入シ年長之面々ハ内外形勢ヲ審問シ子弟ヲ鞭撻シ才力ヲ盡シテ華族一團大ニ改觀作興スル者アラハ 聖上宵衣旰食ノ勞ニ報ヒ又ハ大臣諸僚ノ望ミニ答ルニ足ンカ然ラスシテ只逸居日ヲ涉リ世用ニ適セスシテ名流華族ノ名ヲ汚シ尸素ノ罪ヲ免レス自棄自暴ト云ヘキノミ試ニ論シテ是ヲ質シ其修業ノ分課勤惰ノ検査諸般規則等ノ如キハ逐日申答可致候得共大要ノ旨趣書取申入候事

辛未二月

建 通(久我)
忠 熙(近衛)
信 篤(長谷)

二月二日日本藩牛島五一郎に權少參事心得を命す

〔明治三年轉職進階帳〕

御達

牛島五一郎

其方儀權少參事之場相勤候様申付之

二月二日(明治四年也)

二月三日日本藩木下信十郎後改重三に洋學所漢籍教導助勤を命す

〔明治三年轉職進階帳〕

木下信十郎儀洋學所漢籍教導助勤被申付旨候條此段可

二月三日(明治四年)

庶務掛 大

屬

被達候事

牧 遊娛殿

二月三日我藩窮民教育の爲めに協救社養豚場を設置する旨を達す

〔故護久公御事蹟調〕

管内協救社養豚場取建坪井廣丁ニ於て仮調所設け窮身教育之仕法相試候儀差許候間有志之者ハ協心同力致し無産無職之窮民生産ニ有付管内富殖之一端ニ相成候様可相倡將又豚食腐收物又者米麥の洗水等取集置候得之相當比價を以共懸より買入之管ニ候委細之儀之協救社掛より示談ニ可及候條此段一統に不洩様可達也

明治四年二月三日

庶務掛 大 屬

二月五日山形縣に於ける雜稅免除の違法布告を撤廢せしめし旨を布達せらる

〔明治三年ヨリ探 索 書 控〕

山形縣專斷ヲ以テ管内雜稅免除之布告ニ及候段兼而之御法則ニも相悖り甚以無謂次第ニ付民部大藏兩省出張右專斷之布告引戻シ夫々處置可致旨被 仰付候條此段爲心得相達候事

辛未二月五日

太 政 官

二月十一日鹿兒島藩大參事西鄉隆盛參朝し拜謁仰付らる

〔明治三年ヨリ探 索 書 控〕

未二月十八日寫

去ル十一日薩州大參事西鄉吉之助 天拜被 仰付候ニ付而之參 朝候處至而鹿服ニ而借り着ト相見に大兵ニ小サキ麻上下着用有之候間大久保參議差圖ニ而拜謁之節ハ直垂着替候様辨官ヲ以申聞相渡候處相斷着替不致候ニ付大久保氏說得被致候處田舎もの着馴レヌ裝束迷惑也此儘ニ而不苦ト云大久保又云御規則もある事なまは是非々々と語りて追々ニ聲高ニ相成候處西鄉氏不屈足下如キニ恐るゝニ足ラス辨事殿ニハ可恐。愚弄シ終ニ麻上下ニ而拜謁相濟候由御次之間彈臺詰所に洩レ聞へ候由密々承ル

(備考)

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢の内)

西郷等一行ハ二十一日雲揚艦ニ駕シ高知ヲ發シ翌二十二日神戸ニ着船シ尋テ大阪ニ於テ勅使ニ復命シタリ(中略)岩倉勅使ハ二月六日ヲ以テ京都ヨリ陸路東京ニ歸着シ翌七日參朝復命ス木戸大久保兩西郷山縣川村板垣等其前既ニ月初ニ海路東京ニ歸着セリ(木戸日記に據れば岩倉は二月五日に入京し木戸一行は同月朔日横濱に着きしもの如し)

(又同書同章に引ける二月十一日付三條實美より大久保利通への書翰に左の如し)

明治四年

七七九

三藩協議之上建言有之候兵隊拔擢之義則今日御内意申渡候尙此上兼テ御沙汰之通從二位上京兵隊差出候都合連ニ相運候様企望致候此般西郷始格別盡力三藩同心戮力之段爲國家之幸甚此事ニ存候猶以益憤勵中興之事業實功ヲ實成候様有之度存候云々

二月十二日 鹿兒島山口高知三藩に對し親兵として精兵を朝貢すへき旨を達せらる

〔明治三年ヨリ探 索 書 控〕

二月十二日被仰付

鹿 兒 島 藩

山 口 藩

其藩歩兵兼而大坂表へ差出置分トモ三大隊炮兵三大隊

下略同文

選可差出候事

辛未

二月

大 政 官

鹿 兒 島 藩

東京府内警衛トシテ御用相成候付人撰ヲ以兵千人可差出候事

辛未二月

大 政 官

高 知 藩

歩兵二大隊 炮兵二大隊

〔全 書〕

〔二月十八日寫とある内〕

一十二日十三日之頃左之三藩精兵 朝貢被仰付永久兵部省管轄ニ被仰付候哉

薩州 四 大隊
長州 三 大隊

大 炮 四 座
大 炮 三 座

土州 二 大隊 騎兵 二 小隊

右之通東京永住尤奥州戦功之者人撰ニ而全ク御親兵ニ被召出候趣西郷ニも彌本國之改革向十分ニ行届候哉ニ付此上ハ天朝之爲東京ニ而相果ル覺悟ニ而出京之由

一西郷板垣長州大參事共右兵隊 朝貢且島津隅州毛利從二位土州知事出京之爲去ル十四日前條之三人爲迎東京出帆ニ相成候事

右官員密話

〔全 書〕

三月十六日東京發之官脚ニ來ル

歩兵二大隊

今度徴之御親兵

騎兵二小隊

歩兵四大隊

砲兵二隊

砲兵四隊

高 知 藩

鹿 兒 島 藩

一田安御門内ニ於テ西洋築造之兵隊屯所被建候事

歩兵三大隊

一岡山藩兵一大隊福島縣へ出張被仰付候事

山 口 藩

一德島藩兵一大隊甲府縣へ右同斷

二月十二日薩藩岩下左二右衛門長岡護美の書に答へて筑豊及び信州地方の騷擾は人心一和を缺く所以なれば先つ朝廷の基礎を確立し人心の安定を計るを最急務とすとの旨を陳す

〔子爵長岡家文書〕

御親書拜讀謹誦仕候春和之御益以御安泰被爲渡恐悦奉存候追々御藩政御確定之趣大慶奉存候豊筑邊之浮浪御苦慮被遊

明治四年

七八一

候山是以 朝廷御基礎御確立之上ハ自然鎮靜可仕候信州邊も一揆相起暫時騒擾仕候何分當時之有様ニ而ハ人心一和ト申場ニ至リ兼候故何卒今一層御勉勵万民安堵仕候様相祈申候岩倉卿も御歸京相成深思召も有之様洩聞も仕候不遠御一定之御實績も相揚可申ト奉存候開化富國之策も急務ニハ候得共人心一定不仕候而ハ何之事業も難就義ト奉存候間此上之御仁徳ヲ最第一ト被爲遊御施行有之度ト奉存候先者尊札御禮申上度如斯御座候恐惶頓首謹言

二月十二日 岩 下 左 二

長岡公閣下 二月十四日日本藩士族平野大の歸商願を許し其手當として米六百五俵を給す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

奉願覺

私儀久來結講之俸祿被下置格別之御用ニも相立不申加之此節病氣ニ而滯京罷在候中既ニ窮乏ニ窮臘廿二日東京府方御用有之ニ付出頭可仕段御達御座候得共右之病氣ニ而御斷奉申上候處猶當正月八日被召寄數度之御斷も恐多押而出頭仕候處東京府大屬准席彈獄掛被 仰蒙誠ニ身ニ餘リ難有仕合ニ奉存上候然處今日御一新之御官俸外ニ百貳拾壹俵家祿ト申候而被爲拜領候儀實以恐多何分忍得不申事ニ御座候間一日も速ニ歸商仕候次郎儀之直様商法に爲取懸置申度尤當職被免候節之直ニ商籍ニ被差加可被下左候得者始而歸商之志願ヲ達シ可申何卒此段御僉議被 仰付被下候様奉願候也 未正月 平野 大

右商籍ニ歸度願之趣被聞届歸商手當として米六百五俵被下置旨候條此段大代聞に可被達候也 二月十四日 大野 大(元五百石)

松下審度殿

二月十四日九州地方復た不穩の報あり巡察使四條隆謨に命し再び鎮撫に赴かしめ我藩及び鹿兒島山口二藩に令し各兵一大隊を出し其の指揮を受けしめ又高知藩兵に豫讃の間を守備せしめらる

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢抄出〕

此時ニ方リ九州地方再ビ不穩ノ警報アリ會々曩ニ鎮壓ニ向ヘル巡察使四條隆謨大阪ニ還ル二月十四日命ジテ再ビ鎮撫ニ赴カシメ鹿兒島山口熊本三藩ニ令シ各々兵一大隊ヲ出シテ其指揮ヲ受ケシム 記録ニ依ルニ朝廷ハ其頃熊本藩ニ一大隊ヲテ田縣ニ派遣セシメタリ太田黒ヲ巡 東京守備ノ爲メ差出ラ命シタルモノヲ更メ 察使參謀トセシモ之レカ爲メナラン 又高知藩ニ命ジ守備トシテ一大隊ノ兵ヲ豫讃ノ間ニ出サシメ更ニ筑前藩以下四十一藩ニ命ジ應援ニ備ヘシム

〔明治三年ヨリ 探索書控〕

熊本藩 鹿兒島藩 山口藩

近來浮浪之徒及山口藩脫隊之者九州路各所ニ潜伏出沒暴行ニ及候ニ付先達而以來屢御沙汰之旨モ有之候處今以探索ヲ得ス依之尙又巡察使四條隆謨日田縣に被差出候就而者其藩兵隊同所に可差出候尤諸事巡察使指揮ニ從ヒ進退可致事 但本文之儀ニ付而ハ其管内取締向ハ勿論其他手配リ嚴重行届候様可致事

巡察使 四條隆謨

明治四年

七八三

先達而九州出張之處復命之趣被 聞食候尙又日田縣に出張被 仰付候事

大藏大丞 井田 讓

今般陸軍少將四條隆謨巡察使として日田縣出張ニ付爲參謀被差遣候事

熊本藩 太田黒惟信

今般陸軍少將四條隆謨爲巡察使日田縣出張ニ付隨從として被差遣候事

辛未二月

高知藩

近來浮浪之徒及山口脱隊之輩九州各所潜伏出沒暴行ニ及候處今以探索ヲ得ス今般巡察使四條隆謨日田縣に出張罷越候條万一賊徒何方に逃遁可致哉難計就而之其藩兵隊一大隊爲警衛伊豫讃岐之間へ差出し機ニ應シ取締方嚴重手配相立可申尤諸事巡察使指揮ニ隨ヒ進退可致事

高知藩

土屋可也

今般陸軍少將四條隆謨巡察使として日田縣へ出張ニ付參謀として被差遣候事

太政官

辛未二月

〔全書〕

四州藩ヨリ傳聞

朝命ニヨリ土州藩土屋可也讃州に出張四州十三藩會同シタル原因者別義ニアラス巡察使四條殿爲巡察日田縣に出出張ハ内實奇兵隊并九州之浮浪米藩ニ歸寄シ潜伏之間ある之故ニテ四條公巡察之上御撫育之御趣意若不休ニ於テハ速ニ天兵ヲ以テ御討罰之御振リナリト云爰ニ其寄兵隊ハ元尊王攘夷之定論ヨリ舊幕ニ背キ強藩長防ニ依リ一時奮發戮力シ

テ 朝廷之御盛舉ニ被爲到候所去年長藩より奏上之刻片口ヲ御採用アリテ同藩に征討ヲ被爲免候御事ハ何とも御不仁之御所置正シク朝命ニ非スシテ有志之所行ト只管憤怒シ所々ニ潜伏天下回復ノ名義ヲ唱へ候ニ付之ニ雷同ノ激輩自ラ荷擔シ惣計餘程之人員ニテ御鎮撫ハ容易ナラサル事情之趣尤米藩ハ其巢元トノ御疑惑ニテ此度四條公御出張陽ニ日田縣トノ被仰出候得共陰ニ専ラ米藩に御進發可有之トノ風聞也
右四州方申來り候よし傳承ス

(別紙)

延岡藩

辛未二月廿九日左之通回狀到來

島原藩	岡原藩	臼杵藩	杵築藩	日出藩	府内藩	佐伯藩	森藩
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

去年以來九州地方浮浪之匪徒出沒橫行致候ニ付取締之儀屢被仰出候得共追捕不行屆候哉匪徒尙處々ニ潜伏人心ヲ煽動致候事不尠仍之今般巡察使被差向熊本鹿兒島山口之三藩に出兵被仰付御取締相成候條爲心得此旨相達候事
但時機ニヨリ巡察使ヨリ及指揮候儀モ可有之候事
辛未二月 太政官
右岡藩より手ニ入

〔故護久公御事蹟調〕

一日西郷隆盛復余の御小屋(龍口藩邸なり)に來り曰く政府愈々大業等討伐の事に決し御藩の兵士を以て討伐軍に充て御藩の太田黒亥和太を以て討伐軍の參謀たらしめんとの議あり貴下宜しく之を傳達せられよと余乃ち太田黒を呼んで此命を傳へ且つ當時恰も品川に舍營中なりし我藩の常備兵一大隊に命し直に目的地に向て進發せしむることゝなせり先是我

明治四年

藩の常備兵ハ或ハ之を近衛兵に編入せられんとするの議ありしを以て護久公特に之を東京に呼上し給ひ上京の途中品川に舍營中なりしなり(米田虎雄談)

一明治二年の頃軍政改革を實施せられ軍隊を別つて常備隊豫備隊の二となし常備隊一大隊豫備隊一大隊を組織せられ常備隊の大隊長には含翠任せられ尾藤金左衛門を左半大隊長となし神谷矢柄を右半大隊長となし給ふ明治四年頃の事なりし常備隊に上京命せられ候に付直に熊本を發して將に東京に着せんとし一同品川の舍營に在りしに九州に大樂源太郎等の變起り候ニ付 朝廷俄に我藩に命して之を討伐せしめ給ふ依りて含翠は右の一大隊の常備兵を卒ひ九州に出張すること、相成引返して豊後の日田に向ひ進發せしか我軍の彼の地に着きたる時は賊徒は既に解散したる後にて有之候依りて直様久留米に轉進し暫く彼地の警備に任し數旬の後熊本に引揚げたり(沼田含翠舊名勳 解由勳 話)

〔中村水雲事蹟〕

當時政府は久留米藩の反政府黨が各藩の反政府黨と通謀し東西相呼應して起せし擅政改革君側除奸及び朝鮮征伐の目的を以て事を擧げんとするを探知し、、警戒し居たる折柄、、

長州奇兵隊の脱走者大樂源太郎以下數名及び當時反政府黨中青年説客の一人、、政府の監部澤田衛守の殺害者にして廣澤參議暗殺の嫌疑者たる有終館の逃脫者澤春三(中村六藏)等を隠匿し將に兵を擧げんとするの情報に接し、、政府は大事に至らざるに先き立ち急速其本據を衝き以て久留米反政府黨の一網を打盡せんと欲し、、四年二月初旬四條巡察使を派遣す、、山根秀助長州藩兵を率ひて之に従ひ久留米高良山に本營を設く其數七百と號す、、陸軍省よりも參謀井田讓曾布衛某等を派遣せり

當時熊本藩撰出御親兵の一大隊沼田小一郎隊長として上京し品川に二三泊の後直ちに久留米藩へ出張の命令を受け、、汽船にて豊後の鶴崎に着し其れより陸路日田を経て久留米高良山に達す、、又た後に大山覺勳之助鹿兒島より一

軍を率ひて高良山に着陣す

而して是れより先き森藩の直江精一等藩兵一隊を引率して長州兵に附屬し高良山に宿營し居れり、、蓋し森藩は大部分より日田を経て久留米に至る沿道の藩なれば極めて小藩なるも地理案内の爲めに出兵の命令を受けたるもの、如し二月某日九州へ出兵を命せられたる鹿兒島熊本高知山口四藩連署して朝廷に上書し都下の肅清を務められむことを請ふ

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄出)

是ニ於テ出兵ノ命令ヲ受ケタル薩長熊本高知ノ四藩ヨリ朝廷ニ上表シ都下ノ肅清ヲモ務メンコトヲ請ヘリ其文ニ曰ク
浮浪中ノ賊御處分ニ付今般四藩ニ出兵ノ儀被仰渡謹テ奉命仕候就テハ四藩熱議仕候處九州其外遐陬僻遠ノ地ニ御手ヲ被爲付候トモ都下腹心ノ地即今ノ形勢ニテハ市街ニ出沒候而已ナラス各藩邸内又ハ官員士人ノ居宅ニ潛匿ヲ許シ動モスレハ在官ノ者隱然聲息相通シ候儀不少奉存候賊徒逮捕ノ義ニ付テハ追々嚴重被仰出候得共各藩ニ於テ傍觀打過候儀ハ必竟彼等ノ同志朝官ニ列シ頑固ノ議論相唱候ヨリ起リ候譯ト奉存候自然此儘ニ被差置候テハ決テ暴徒亂賊御誅劔ノ義葛々難相成ト奉存候抑朝官方向一定紀綱確立被爲在候ヘハ天意ヲ不憚朝憲ヲ不恐畏ニ暴行ヲ働候者有之間敷腹心ノ地一掃ニ至レハ外間ノ賊ハ自ラ就縛ノ勢ニ相成隨テ遐陬僻遠ノ草賊ハ手ヲ不下シテ悔悟伏罪可仕候元來官員中頑狡ノ徒ト申モ全ク方向ヲ誤リ種々ノ私心ヲ起シ時世ニ阿從シテ朝官ヲ竊ミ浮浪ノ徒ニ通シ私意ヲ以テ朝政ヲ紊亂スルノ企難測候間貴近門地親故ノ差別ナク斷然ノ御處置被爲在度奉存候左無之テハ忽彼輩ノ爲メニ被誤候事既ニ廣澤參議ノ跡ヲ見テモ顯然ニ御座候復古ノ御宏謨被爲在候以來若干ノ人才賊及ノ下ニ倒レ維新ノ實貫徹不致モ悉皆彼輩ノ所爲ニ候間此時ニ當リ所謂疾雷掩耳御處置無之テハ不相濟儀ト奉存候右御決斷被爲在候得ハ四藩ハ固リ有志ノ輩同心協力是非共一掃ノ功ヲ奏シ奉安宸襟度奉存候皇威隆替ノ機今日ニ相決候間不堪默止感激忠憤不憚尊嚴

按スルニ此建議ハ本戸日記ノ文意ヲ考フルニ熊本藩ノ首唱ニ出ツルコト明ナリ熊本藩ニハ浮浪ノ徒ニ同情ヲ有シ遂ニ朝議ニ觸レシ者モ少カラス然レトモ懇切ナル廟堂ノ内論モアリ藩トシテハ有力階級中客冬以來勤王ノ業ニ銳意奔走スル者多ク既ニ大參事安場保和ノ如キ勅使ノ歸途神戸ヨリ西郷木戸等ト同船東上シ日田派兵ノ朝命アリシ際モ頻リニ奔走シ此文ノ如キ建議ヲ首唱セシ如シ

二月十四日久留米藩知事有馬頼成は巡察使兵を率ゐて九州に下り諸藩の兵久留米に迫らむとす
るを以て人心を激發せしめむことを恐れ之を鎮撫して恭順の意を表せしむへく大參事水野正名
に命し歸藩せしむ

〔川島澄之助著
久留米藩難記〕

大參事(水野)は正月末に上京せられて、餘程盡力せられたけれ共、其嫌疑は一向に解けず、次第々々に進んで有栖川の宮は九州鎮撫總督に任せられ、四條隆謨少將は巡察使に、大垣藩の井田五藏と熊本藩の太田黒岩、太の兩人が參謀となり、熊本山口兩藩の兵を率ゐる豊後の日田に出張せらるゝ事となり、九州各藩の兵も最寄々々各方面より久留米に向ふて、出兵する事となりしかば、知事公も大に驚かれ、各藩の兵が各方面より久留米領内に入込み、無理無體な事をして、人民を怒らせ激して、兵端を發かするやうな事に仕向くるに相違は無い、若し之れに耐へ忍ぶ事が出来ずして

鹿 兒 島 藩
熊 本 藩
高 知 藩
山 口 藩

破裂することゝもなれば、朝廷に對し相濟まぬ事となるから、屹度取締りをなし、恭順の誠を表はさねば、是迄盡した勤王の志は、無になるのであればと、御命令があつて、水野大參事は其御命令を齎し、知事公の代理として、國に就かるゝ事となり、大鳥居も隨行の命を受け、自分も亦大參事の申付けで、一所に歸國する事となつたが、(下略)

二月十四日久留米藩大參事水野正名東京を發して歸藩の途に就き横濱より鹿兒島藩大參事西郷隆盛と同船し藩情を訴へて鎮靜に助力せむことを請ふ

〔川島澄之助著
久留米藩難記〕

水野大參事に隨從して東京を出で、歸國の途に就いたのは、確か三月の初めつ方で有つたやうに覺えて居る、例の通横濱から米國の飛脚船に乗り、出帆したのであつたが翌日甲板に出て見れば名にし負ふ遠州灘の沖合となりしも、此日は天氣も明かに、風は靜かに平穩な船路であつた、云々、誰と云ふ事は知らねども、金モールを以て襟袖手首等を一面に飾り立て全裝燦爛たる軍服を着し、威風凛々邊りを拂ふ有様で徘徊して居らるゝ方がある、云々、大鳥居も亦不審相な貌付で誰れであらうかと互ひに耳語して引返し、大參事に聞いて見たなら、直に解るであらうと竊かに話し合ひ、大鳥居を其處に待たせて、自分獨り其部屋に行つて見たが、留守である、云々、食堂の内につか々々這入り掛り、向ふの方を見れば、食堂に憑り掛りて話して居らるゝ、其相手は是又誰れかは知らねども、紺飛白のやうな着物を着た大入道の大兵に打ち向ひ、例になく椅子に墮れ、互に打解け合つた模様で、何やら談話して居らるゝから、自分が出て妨げをする場合では有まいと思ひ、跡すざりして食堂を立出て元の所に至れば、大鳥居はちやんと待つて居た云々、時間も経たので、云々、吾々二人は又連れ立つて大參事の部屋に行き、問ふて見るに、軍服を召した方は、有栖川宮殿下で、九州鎮撫の總督に任せられ、大阪まで出張に成る途次乗船せられたとのことで、謂はゞ久留米征伐の爲め出陣せられる總督の宮が、既に大阪まで下向せらるゝ其途次、吾々は其の船に一所に乗り合はせて居ると云ふ

ことである、夫れに又食堂で話して居られたのは、誰れで有つたかと問ふて見ると、云々、あれが西郷だよと云はれた、云々、大参事の言はるゝには、幸ひ西郷と一所に乗り合はせたから、脱人に關した一部始終の話をして、此度自分も藩知事の命を受け鎮撫の爲め歸國するのである、歸國の上は藩士一同をして、朝廷の命の儘、ごころ迄も恭順させて、御處分を待たしむる筈ではあるが、四條巡察使の帥ひて下らるゝ兵は、熊本と山口兩藩の者であれば、朝廷の御思召通り正當に遣るでは無く、屹度朝命を矯め、無理無體な難題を申向けて怒らせ、若くは亂暴狼籍言語同斷な振舞ひをなして、激せしめらるゝやうな事共あれば、如何に恭順を旨として忍耐しても、終には之に堪へ難く、何時しか兵端を開くやうな事になるだらうと思はるゝから、鹿兒島の兵を一刻も早く久留米領内に繰り込んで、右等の事の無いやうに取り鎮めて貰ひ度い、若し万一破裂して干戈に訴へねばならぬ事と成た時は、何れが先に手を出し、又は出させて兵端を開き掛けたのであるか、其前後曲直の有る處をも監視して貰ひ度いと篤と相談した處が、西郷の答には鹿兒島藩も吾々も、共に嫌疑を蒙り、不逞の徒であるやうに思はれた故、種々辯疏した爲め、其嫌疑丈は漸く解けて、久留米に兵を出す事は聞届けに成つた位であれば、思ふ通りには行くまいけれ共、御事情を承れば、御氣の毒の至り、御同感に堪へ無い次第であるから、兵隊は直に繰り出し、及ぶ丈の事は仕やうと受合つて呉れたから、猶此度の事に就き、十分盡力をして呉るゝやうに依頼して置いたのであれば、僕が居らぬやうに成つて、若し万一の事が有つた時は、鹿兒島に行き、西郷を引出して、久留米に来て盡力して貰へと言はれた、後に鹿兒島から大山格之助が久留米に来て周旋して呉れたのは、之に起因したのであらう、

(編者曰、本文に水野大参事の歸藩は三月初めつ方とあれとも後年の記述にて著者の記憶誤なるべし次條掲ぐる所西郷東京出發の日を以て證とすへし)

二月十四日鹿兒島藩大参事西郷隆盛親兵選出準備及び鳥津久光の出京周旋の任務を帯ひ是日東京を發して國に歸る

〔明治三年ヨリ
探索書控〕

(未二月十八日寫とある内)

一西郷、板垣、長州大参事共右兵隊朝貢且鳥津隅州毛利從二位土州知事出京之爲去ル十四日前條之三人爲迎東京出帆ニ成相候事(板垣の歸國せさりしこと及び木戸の歸國に就ては次に載せたる防長回天史を参照せよ)

〔全書〕

某殿へ去日人を以て密事伺

一西郷氏歸藩隅州迎ニ發スト雖モ別ニ深キ御主意あらん右御主意如何

此儀言外ならず素より御深意あり尤同氏立後報知ハ來ル晦日朔日之内ニあり右之報ニ依而相分ル事件モあらん歟

一當時之郡縣方今有名無實依而又封建ニ變せんと云今般薩ニ御依頼トハ雖モ廟堂御目途當今如何且ツ眞之郡縣漸ヲ以テそるの意ニ而萬石未滿之藩ヲ合併ノ説是又朝旨如何

右二條薩モ御依頼之上ハ往々如何を知らず萬石不足之藩合併の説 朝旨又然り譬へハ今の世態物ニ蓋を覆ふが如し若し人ありて蓋を取らハ其内自ら見るべし四月初旬ニハ少々様子を見んと云

一薩大政ヲ執リ諸事變革あるべし隨て猛烈ノ處置あるべきか否

此儀變更するハ論ふし事酷烈ニ之渉るへららず必ス平穩ふらんと云
右

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄略)

新兵徵發ノ大命既ニ下リ又日田縣出兵ノ事亦定マル是ニ於テ木戸西郷ノ二人ハ各急ニ其藩地ニ歸ル

按ズルニ條公年譜ニ木戸ノ西下ヲ毛利敬親ノ病ヲ存問ノ爲メトセルハ非ナリ當時老公ハ未タ斯ル病體ニ非ス大久保傳西郷傳ニ左ノ如ク見ユ

朝議ノ件愈々確定スルヤ西郷木戸板垣ハ各其藩地ニ歸リテ出兵ノ準備ヲナスヘク又西郷木戸ハ特ニ久光敬親ノ出京ヲモ計ルヘキ任務ヲ帶ヒ西郷ハ十五日東京ヲ出發セシカ木戸板垣モ次テ歸藩シタリ

板垣云々ヲ除クノ外ハ是レ反テ事實ニ近シ西郷ハ二月二十五日鹿兒島ニ歸着シタル證アリ木戸ハ二月二十四日東京ヲ發シ三月二日山口ニ着シ其日兩公ニ調シ「兩公ヘノ御沙汰書ヲ兩公ニ渡シ申上」ト木戸日記ニ見ユ此御沙汰書今未タ詳ナラス板垣モ歸藩トセルハ誤レリ孝子伊藤公附錄中ニ左ノ如ク記セリ

坊間ノ西郷傳ニ此時板垣モ歸藩シタ如ク記セルモ板垣伯ガ著者ニ語ル所デハ高知ニ於テハ一紙ノ命令デ済ム狀態デアツテ自分ガ特ニ歸藩スル必要ナク又歸藩シタ記憶モナシト云ヘリ

二月十四日福島縣管下岩代國伊達郡諸村の農民騷擾し遂に福島市に亂入して富家を毀壞し奪掠を縦にし或は放火し牢獄を破る縣應は二本松中村三春の三藩に出兵を依頼して之か鎮撫に務む

〔明治三年ヨリ探案書控〕

當管下伊達郡川股村最寄村々頑強之者共大勢寄集隨而無賴之徒も同意シ川股ニ於テ暴威募リ無謂暴動ニ及候ニ付段々官員出張厚ク教諭ヲ加ヘ鎮撫致候ヘ共幾重ニも取合不申木石ヲ擲チ人家ヲ毀チ既ニ縣廳ニ押懸ケ候趣ニ候間臨時不得止二本松藩兵隊並中村藩兵隊出張頼一時之權道ヲ以鎮撫方執計可申候間此段至急御届申上候以上

辛未二月十五日

福島縣

辨官 御中

去ル十五日急便を以御届申上候項民暴動之一件別紙事情書之通ニ御座候歎願強訴ニ之無之暴逆之所業言語同斷ニ候間

連ニ鎮定不致候而之管下一圓其他管下ニ押及隨而無賴無産之士此處ニ乘シ同謀煽動終ニ天下之大害ヲ醸シ可申哉も難計深ク痛慮仕候就而者幾重ニも鎮撫方盡力候ヘ共萬一兵威ヲ示シ候而已ニ而鎮定六ヶ敷項民共より無法ニ相迫リ候節ハ急變ニ應シ時宜ニ寄り討果可申尤御伺之上可取計候處萬々不得止之義ニ付臨機取計可申條此段御届申上候以上

辛未二月十七日

福島縣

辨官 御中

事情書

一去ル十一日十二日頃より伊達郡松澤鶴田東西五十餘村々項民共唱集且浮浪之者貳三人腰押之風聞有之候處十三日夜ニ入彌以確報有之候ニ付官員爲説諭出張候事

一十四日午後出張官員説諭ヲ加ヘ一旦分散致候處亦々夜ニ入群集不意川股官員宿所に迫リ無謂木石ヲ擲チ旅宿ヲ打毀チ並富商兩家ヲ同様打毀諸品多ク盜取候様子

一十五日ニ相成候處諸村益雷同其譯ハ雷同不致候ハ、家宅打毀或ハ金穀掠奪候ニ付遂ニ千人餘ニ相成縣廳下に迫リ候様子ニ相聞ヘ候ニ付不取敢官員出張其後知參事とも出張懇々説諭ヲ加ヘ候得共陽ニ之承服之積相見ヘ陰ニ之承服不致首謀並惡黨共亂暴ヲ逞ス心底ニ付夜ニ入篝火ヲタキ閉聲ヲ發其休可惡候得共項民共之儀ニ付相成丈ケ穩便ニ相治度存居候處益圖ニ乘リ夜曉ニ至リ遂ニ縣下ニ迫リ同丁富有商家數軒打毀諸品共掠奪甚鋪ニ至而之獄屋ヲ破罪人ヲ放放シ剩放火候ニヨリ直ニ集中に飛入無理ニ一先追拂候事

但追拂候而も多クハ歸村不致山野或ハ最寄邸々に屯集シ追々無賴之徒附和増繫之由相聞申候

一十六日二本松藩人數二小隊程書十字頃着縣同二字頃福島最寄一里程之間巡邏致し潜伏之兇徒ヲ追拂夜ニ至リ福島一里程有之候村々山々五六ヶ所に項民共篝火ヲ焚鐘ヲ撞閉聲ヲ揚居候深更ニ及富有之者に押參打毀候様注進有之候ニ付兵隊操出シ空砲ヲ以一時防禦致し候事

明治四年

七九三

一同夜一字頃福島方西ノ方下野寺村に押参り夫より福島市中に押入候様子報知有之候ニ付直ニ官員壹人二本松藩半小隊ヲ以鎮定として出張之處既ニ發炮聲致シ候ニ付一際進候處彌鐵炮六發程打出シ手向致候事
一 中村藩兵隊小中隊程着縣然ル處頭民凶徒之勢益相募候ニ付兵威ヲ示シ鎮定之儀ヲ決シ路ヲ分ケ夫々手配兵隊引纏官員出張ニ及候事

右之外村々豪家へ押入糧食焚出サセ或ハ村長ノ家ヲ毀テ候類多分有之候得共取調兼候ニ付此ニ記サス
過日御届申上候中村藩二本松藩兵隊相頼候付中村藩兵隊三小隊二本松藩兵隊二小隊餘着縣仕候間此段御届申上候以上
辛未二月十七日 福島縣

辨官御中

〔全書〕

本月十四日夜福島縣管下岩代國伊達郡村々農民共多人數相集同郡川俣町家兩三軒打毀同縣出張所へ押寄セ及亂妨次第ニ黨與ヲ結ビ縣廳へモ可相迫形狀ニ付警衛出兵之儀同縣ヨリ依頼御座候ニ付同十五日夜二小隊指出申候然ル所同夜右兵隊同縣着不仕内既ニ福島宿へ押入市中放火致シ頗ル及亂妨同所へ屯集罷在候段報知有之ニ付去ル十六日又候一小隊指出申候右ハ何等之趣意ヨリ相頼候哉事情不分明ニ候得共隣單之儀ニ付當管内境へモ夫々出張申付候旨申越候間不取敢御届申上候尙委詳之儀追々御届可申上候以上

辛未二月十九日

二本松藩

當管下伊達郡川股最寄村々頭民とも暴動之儀兵威ヲ示シ懇ニ説諭盡力候處先ツ鎮靜之姿ニ立至リ懸ケ候間此段不取敢御届申上候以上

辛未二月十九日

福島縣

辨官御中

當管内伊達郡川股最寄村々無謂暴動之儀ニ付安達郡村々迄押及ホシ惡黨とも狼籍相働候趣ニ付臨時不得止三春藩兵隊半小隊相頼急出張相成候此段御届申上候以上

辛未二月廿日

福島縣

追而先般御届申上置候中村暴兵二小半隊操出候處尙又二小隊繰込申候間此段御届申上候以上
當管下頭民暴動之儀先々鎮靜ニ及候條此段御届申上候以上
辛未二月廿日 福島縣

辨官御中

二月十五日大坂造幣局落成式を舉行せらる

〔明治三年ヨリ探案書控〕

一 浪華川崎貨幣鑄造局彌二月十五日再業ニ而東京々多人数上坂有之由尤五大世界西洋諸國信義條約有る各國に者右新貨造鑄場たるを何程と歎夫々夷人は被下ニ相成候由是ハ勿論見本之様成物ニ而萬國廣く通用可有之爲め右様鑄始々夷人に被下候事也との風聞東京表より申越たるよし

〔全書〕

二月十五日大坂造幣局御開察ニ付御上坂之公卿諸官員左ニ

- 三條公 九條彈正尹公 澤外務卿 柳原外務大丞
- 大隈參議 井上少輔 多久少辨 長松少辨 小川大史 丹羽瀨主記 平尾官掌

明治四年

御先着 伊達大藏卿 田中大藏少丞

各國 亞米利加 阿蘭陀 英吉利 白耳義

伊太里 字漏生 佛蘭西右旅宿天滿東寺町十ヶ寺

右當日開察之式相濟兼々時有之候花火數發從前伏見之工ものハ省候よし併數發ニ夥數事也夜ニ入候處折節野田京師も見物ニ罷越候ものも有之

村造幣局之向川岸尤向川澤外務卿柳原大丞殿旅亭合壁之岸ニ而花火打上候所也

火と申説有之候得共表立テハ自火ニ而事済と申よし
辛未二月間取

旅舎より出火右旅亭并燐家米屋長吉郎別荘之類焼いたし兩卿ハ細島鮒字に御引移ニ相成申候全ク花火より出

〔鶴崎毛利家文書〕

空桑先生傳

右者他藩人應接並ニ交通門人教導共差留候

明治四年辛未年先考御年七十五 二月十五日左ノ通達セラレ

二月十五日

毛利 到

二月十六日日本藩知事護久熊本を發して上京の途に就く

〔時勢雜錄〕

今年護久四月ヨリ七月迄東京詰ノ割合ノ處期限ニ先チ上京ノ命アリ二月十六日熊本ヲ發シ同廿五日京着ス

二月十七日米蘭西三國公使等觀光の爲め大坂より入京し尋て江州奈良方面を巡遊す

〔明治三年ヨリ探索書控〕

辛未二月十七日入京

三公使並外姓名書

米利堅公使

トロン(デロ)

阿蘭陀公使

ロヲトリケレシス

阿蘭陀公使

セントアラホウヘン

西班牙公使

ヒイストリー

阿蘭陀公使

セントアラホウヘン

阿蘭陀公使

米國書記官

ヘブル

阿蘭陀公使

セントアラホウヘン

阿蘭陀公使

米國書記官

土肥少參事

伏見出張兵部省兵隊

植村 大 屬
澤井 權 大 屬
市原 少 屬

十九日 同 大津晝食 石山寺 大津泊
廿日 同 辛崎 三井寺 大津晝食 歸京
廿一日 同 東心寺 鳥原 大通寺
妙心寺 北野 金閣寺

隊長稻葉准中尉 軍曹二人
喇叭手 壹人 兵士三十二人

合上下六十九人

京都旅宿 智恩院小方丈

遊行箇所附

十八日朝九字出發 八坂社 八坂塔 東西大谷 將軍塚
清水寺 大佛 永觀堂 若王寺 銀閣寺
南禪寺 吉田山 眞如堂

二月
廿二日異人京地發途之處南都中祭ニ差支可申由ニ而
廿一日朝智恩院之旅亭引拂發足いたし候

京都府下に觸出候

米利堅公使阿蘭陀公使西班牙公使外ニ米利堅上官壹人京師一見之儀願出被差許候付今十七日大坂出立入京候筈ニ付兼而御布告之通相心得見物として多人數雜踏無作法等致ス間敷通行休息等之節不締リ不都合之儀無之様町役村役共ハ別而可遂心配事

右之通山城國中に無洩可相達もの也
辛未二月

京 都 省

二月廿五日故參議廣澤眞臣刺客搜索に關し嚴令を下し給ひ右大臣三條實美之に副書して下達す

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

故參議廣澤眞臣ノ變ニ遭ヤ 朕既ニ大臣ヲ保庇スルコト能ハス又其賊ヲ逃逸ス抑維新ヨリ以來大臣ノ害ニ罹ル者三人ニ及ヘリ是 朕カ不逮ニシテ 朝憲ノ立タス綱紀肅ナラサルノ所致 朕甚焉ヲ憾ム其天下ニ令シテ嚴ニ搜索セシメ賊ヲ必獲二期セヨ
辛未二月

別紙

詔書之通被仰出候今日 朝憲之不立綱紀之不肅ハ全ク實美等其職ヲ不盡ニ由リ苟モ大臣ヲ殘害ニ及ヒ候賊ヲ逃逸シ既ニ五旬ニ及ヒ未捕獲ニ不至實ニ恐懼之事ニ候條篤ク 詔書ノ旨ヲ體シ嚴密搜索ヲ遂ケ速ニ捕獲シ可奉安 宸襟様盡力可致候也

辛未二月

右 大 臣 實 美

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢抄略〕

二月下旬ニ至リ廣澤暗殺ノ兇徒未タ捕ニ就カス爾來終ニ逮ニ至ラス其二十五日詔勅宣布セラレ

二月某日神祇伯中山忠能廣澤暗殺に關する詔敕を拜して恐悚の至に堪へず各責を負ひ兇徒の踪跡を探り速に捕獲して宸襟を安め奉るへしとの意を各官省次官以上に諭達す

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

昨日官省次官以上被爲召別紙

勅諭被仰出候節右大臣副書之通ニ候仰 蒙下ニ於テ右等凶賊有之五旬之今ニ至ル迄捕獲無之儀忠能等ニ於テモ日夜懈

愧恐縮有之事ニ候處爾來宸怒未爲平 玉坐下ニ於テ 勅諭ヲ蒙リ候段汗發悚慄之至ニ不堪候方今在 朝之官員上下一身凶賊捕獲ニ至ラサルニ於テハ天下に對面目無之而已ナラス所天之負責銘々ニ有之儀ニ候ヘハ當官ニ於テモ官員ハ勿論出仕之面々ニ至ル迄深ク此意ヲ體認シ凶賊踪蹟之事件ニ關係致候筋ハ日夜一意ヲ注シ分毫モ奉安 宸襟様有之度存入候事
神祇官伯兼宣教長官

辛未二月

忠

能

二月十五日日本藩知事護久東京に至る

〔時勢雜錄〕

今年護久四月ヨリ七月迄東京詰ノ割合ノ處期限ニ先チ上京ノ命アリ二月十六日熊本ヲ發シ同廿五日京着ス

二月廿五日大垣藩知事戸田氏共職を辭して西洋諸國の風土政體を視察せんことを請ふ

〔明治三年ヨリ〕
〔探 索 書 控〕

臣氏共誠恐惶頓首再拜壽者身之幼歷不才事ニ勝サルヲ哀嘆シ藩政ヲ參事ニ委託シ而メ入學修業センコトヲ請フ 天恩ノ渥キ速ニ之ヲ允許セラレ今也留京親ク形勢ヲ見聞スルニ並立雄視富強相務ルノ時ニモ外交日開文化益新ナリ實ニ臣等ノ如キ虛名座食今日ノ盛談ニ超越スル甚シ益恐懼哀嘆ノ念ニ堪サルナリ私ニ願フ臣齡尙十八徒ニ其哀懼センヨリハ若カス跋涉經歷自ラ苦辛ヲ嘗メ而メ報恩ヲ他日ニ期センニハ於是謹願フ知事職ヲ奉辭シ而メ海外ニ航シ有名諸國ノ風土政體ヲ親ク視察センコトヲ是臣カ誠志ナリ幸ニ憐察シ允許ヲ得セシメヨ誠恐惶頓首再拜

辛未二月廿五日

大垣藩知事 戸 田 氏 共

辨 官

御 中

明 治 四 年

七九九

下在テ如何程 皇國之御爲御盡力被爲在候而も前文之次第ニ付其機會未不至左候連一旦 勅諭御受被遊候上之御出府不被爲在候而之 朝廷に被爲濟開敷各々方御明諭ニ預リ度旨申述置夫より二ノ丸從三位公御住居へ罷出候よし此節之密話ハ誰モ洩聞ある人も無之哉鹿兒島出立之節迄ニハ何も取沙汰無之尤從三位公ニハ常々封縣論御主張ニ而當時之御政休ハ都而知事公之御差圖ニ而從三位公ハ更ニ御關係無之よし

一大泉老公二月廿九日鹿兒島御發船長崎へ御立寄英艦ニ而御歸藩ニ相成候尤老公御在留ハ御修行共云又ハ御内談とも云都而從三位公御賄ニ付知政所ニハ關係無之又日々從三位公に御出ニ相成候事故詳細之事情ハ我輩ニハ不詳

一西郷常々龜服着シ獨歩ニ而出勤ス夫故權大參事始已下官員と雖モいつとも獨歩ニ而出勤スル人而已也

右三月廿五日聞取

二月廿七日我藩管内の取締を嚴にし浮浪暴徒の出沒に備ふ

〔安津免久佐十二本田文書〕

近來浮浪之徒及山口藩脱隊之輩九州路各所潛伏出沒暴行ニ及候ニ付先達以來屢 御沙汰之旨も有之候處今以搜索を不
得依之尙又巡察使日田縣に被差越且管内取締向嚴重手配イタシ候様被 仰出候ニ付別段取締方申付左之通

一區中并市在共旅人を獵ニ留置候者ハ嚴重之處置申付答ニ付縣組内ニおいて其禁ヲ犯候者有之候ハ、早速可訴出候

一煩敷旅人ト見受候ハ、直ニ抑捕差出可申自然其儘差置相顯ニおいてハ當人ハ勿論組内之者共懲而連座之罪ニ申付答候

右之通ニ候條此旨吃度相心得可申候也

二月廿七日

藩

廳

二月某日猥に燈臺を新設することを禁せらる

〔明治三年ヨリ探素書控〕

(原書本文の次に二月廿九日の廻状寫を記載しあり)

燈明臺之儀ハ兼テ海上之要路ヲ撰ヒ外國人ト共議ノ上建築之箇所々々御決定相成居候ニ付府藩縣ニ於テ猥ニ取建候儀不相成尤緊要ノ場所に新ニ取建候向モ有之候ハ、伺出之上可取計事

辛未二月

太

政

官

三月三日士民に散髮脫刀及び立禮を許さる

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄略)

此月(三)三日士民ニ散髮脫刀及び立禮ヲ許ルシ翌四月平民路上乘馬ヲ許ルス

三月五日日本藩白木彈治に病院及び洋學所事務主任を命す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

口達

治療所洋學所用向主ニ成相勤候様申付候也

白木 彈治

三月五日(明治四年)

三月七日外山光輔及び其の同志者縛に就く後同類の縛せらるゝもの多し

〔明治三年ヨリ探素書控〕

西京ニテ捕縛人名

辛未三月七日臺府立會
捕亡同夜ヨリ府に預リ

外山從四位(光輔)
高田 修

同斷
泉涌寺家來同斷
生所江州坂本日吉社人生源寺
正三位伴當時猪熊榎木町下ル

田邊 伍一
植村 肇
生源寺 敬造

明治四年

八〇三

元青蓮院門跡家米ニ而暇相成リ
當時粟田種髮堂ニ住居大學事
上京十三番組學校筆道太田
千枝竹當時室町上立賣下ル
撰縣管下元河内通明
寺代官峰喜十郎事
奈良縣管下和州字知
野郡野原村監物事
岸和田藩士族辻五十間甥
元妙法院門跡家來ニ而
當時今出川家々來
父隱居
二條河原町東江入庄左衛門弟
肥州比高郡丸山村百姓半兵衛悖
蓮華光院門跡家來
外山家々來
同斷
吉田社司
木屋町三條下ル二丁目奈良屋事
京都府貫屬士族
久留米藩鹿毛喜和平悖
杵築藩管下豊後國崎郡馬場村
永松四郎左衛門悖ニ而一旦外
山家々來當時竹内家々來
津山藩管下伯州西條郡
二ノ宮村建石助助厄介

三宅瓦全
太田榮次
管梅芳
小和野廣人
小和野保
矢田隆男
同穩清齋
中西定次郎
湯川半左衛門
桑田喜藤太
山本貫之
木村嚴
田口權稅
増田利兵衛
水口文政
鹿島猛
永松誠喜
建石庄助

築田郡士并宿取總役妹
尾隆平悖妹尾三郎平事
笠山藩三宅順平悖ニ而
當時西大路家々來
福岡藩兵隊
作州植付原村台白
姓博勞三月七日縛
同州榿水村
同州石原村
撰縣ニ而召捕斗南藩
三月九日引渡
右同斷大坂日本橋四丁目
佐藤七郎事
右同斷江州淺井郡丁之村
鉄屋町丸太町下ル丁住居元九條家々
來當時京都府貫屬士族伏見重文悖

太田義雄
中村諷藏
的野秀九郎
廣助
倉藏
伊之助
齋藤条藏
島屋慶助
脇阪孝之進
伏見嚴
同集三
今井一郎
吉澤義次
瀨政春
榎野政友
主原眞八郎

嫌疑之者名前

三丹州ノ巨魁
備前

作州津山管内西今條郡森原村
遠藤盛右衛門事
福岡藩
備前
泉州郷士

山中成太郎
海間十郎
大内豊
浮田七郎
小野玖七
田淵敬順
中淵

外山殿同志之連名

筑後 大參事
右同 學者
右同
同 砲隊小隊司
同
但馬草奔
隠岐

水野丹後
古橋管治
中川吉右衛門
島正太郎
今村圓左衛門
大西要三
本郷豊之助
渡邊助三

明治四年

右同

右同
久保田藩
右同
出生不分
同
隠岐學者
岸和田藩
右同
江戸芝山内
越後京師軍曹
讚州
右同
備前
右同
小川善心事
備後尾ノ道植木屋事
岩上四條上ル

井上船九郎
天野新九郎
小野崎新三郎
澁根藏吉
國野一郎
中川競
門田源六
戸田録次郎
土屋惣兵衛
僧鉄杖
長谷川鉄之進
山本小金吾
井上鎌三
水口十郎
田淵敬二
主原新八郎
所瀬享吉
竹田要助
出石屋安兵衛

右

三月七日ヨリ同十八日迄 追々被召捕候名前書

外山家々來
木や町三條下ル材木町
高倉竹屋町下ル
外山家々來
高倉竹や町下ル
津山藩
大津境内上馬町
外山家々來分
泉涌寺中善能寺家來
西大路家々來
西三本木丸太町上ル
猪熊橋木町下ル
室町上立賣下ル
河内道明寺先所
芝村藩
右同
肥州日高郡丸山村
百姓半兵衛伴

田邊 伍市
増田 利兵衛
水口 久政
桑田 喜藤太
脊屋 三郎兵衛
林 木
山 木貫治
中 村周藏
高 田修
正 源寺敬藏
太 田榮次
岸 喜十郎
牧 野政吉
稻 富五郎
湯川 半右衛門

二條川原町東へ入
樋口町中西庄右衛門弟
洛東吉田社人
三條西家野清三郎
家來伏屋巖龜生
盧山寺眞教寺前東入
郡山藩 吉澤實太郎伴
鉄屋町丸太町下ル
伏屋重夫弟
右重夫僕
靜岡藩
津山藩
柔術指南 矢田帶刀事
矢田伴
瀬川舟橋上ル元福園
藩當時有瀬川宮羅入
竹内家々來
久留米藩
信州西三條郡日原村
百姓總五郎伴
肥州津玉庄ホク郡
備付東村百姓
肥州眞島郡タ
ルミ村百姓
栗田隨變堂ニ罷在儒者

畑 經世
定 次郎
田 口權廿五歳
齋 藤權次郎
佐々木 辨次郎
巖 次
今 川一郎
鈴 木千太郎
立 石正助
穩 清齋
准 男
青 田次郎
永 田誠吾
加 藤之助郡名不詳
伊 之助郡名不詳
廣 助郡名不詳
金 藏肥州不詳
三 宅瓦全肥州不詳

福州能勢郡山邊村

斗南藩 堺縣より引渡
越後蒲原加茂丁 當時
大坂日本橋四丁目 右同
江州淺井郡丁之村 百姓
八坂新地元吉町元東山
本陣寺ニ屯江原事京屋
和州郡山
靜岡藩
和州宇多郡野原村
芝村藩
藤州出水郡アウ子
木下助二郎伴
外山家々來中間
右同
此兩人十日外山家へ引渡

森 本權太夫
齋 藤条藏
島 屋桂助
服 部幸之進
主 原新八
佐 瀬政春
野 村司
小 和野廣人
收 野政舉
木 下竹次
豐 吉
金 次郎廿四歳
愛宕 從四位通旭
安 木隆太郎
村 上正夫
比 喜多源八
桂 井勇
右同 萬吉

明治四年

笹山藩

關宿藩
丸岡藩
高知藩
右同
土州出生當時大學權
大主藤互三郎厄介
黒羽藩
右同人同居
信州岩村田藩
元高橋竹之助事
元大洲藩前田家之助事
新發田藩
秋田藩
右同
右去ル十四日ヨリ十七日迄於東京捕亡ニ相成候分
三月廿三日報知

畑 經世
岡 村謙藏
中 島龍之助
堀 田誠之進
黒 川精次
井 上大藏
伊 藤晴庵
檜 垣孝三郎
小 山信
秋 田節操
清 川致三
泉 健三郎
中 村恕介

今月七日於京地捕押候菊亭家々來矢田帶刀伴桂勝丸儀
當正月十一日浪士菊地八郎小山四郎等一緒ニ天の川郷
へ立越同廿一日八郎、四郎ト同郷瀬川喜馬太壽虎雄三

人其管轄葛木金剛山社務葛木真弓方へ相越し今般及露顯候隠謀之主意等相談示候趣此節右八郎より申立居候右之如何之儀ニ付御含可然御取計有之情實相分り候ハ御知相成度及御掛合候也

三月十四日 五條縣 奈良縣

三月十八日傳聞

城州小野隨心院門主増護と申方三月十一日高野山に右之人數ニ而登山尤山籠之筈ニ而康徳院へ滞留之處當節外山殿一件之黨十津川人と合休高野山へ可楯籠杯と計議有之哉之儀御聞込ミ折柄ニ付不審之廉を以五條縣令より出張御門主を圍ひ從者之不殘捕縛いたし候趣

隨心院若門主

九條殿御連枝之由 増護殿 當貳十才計

御家來

長尾彦太郎

原田 時雄

中間壹人

右御門主ハ此度外山家隠謀一件ニ御關係等更ニ無之候得共長尾ハ未タ御不審之趣

於五條縣捕縛之者左之通

元嵯峨天龍寺家來

小林龜藏

菊池 八郎

伏水ノ産

小山 四郎

天ノ川郷榑尾村

岡田 源兵

同郷澤原村

光 遍 寺

隨心院門跡家來

原田 時雄

長尾彦太郎

木村 八郎

高野山

西 禪 院

天ノ川郷瀧尾村

應 矢 清 兵 衛

同郷塩野村

小松傳右衛門

同郷山西村

梅 山 藤 助

同郷和田村

武田次郎兵衛

同郷中谷村

堀 内 右 京

同郷塩野村

鶴岡園之助

同郷瀧尾村

木村 寅雄

高野山

青 巖 寺

天ノ川郷榑尾村

瀬川喜間太

高野山

天 王 院

天ノ川郷和田村

福地 久内

右

(参照)

明治四年十二月三日外山光輔愛宕通旭等ノ罪ヲ判シ刑ニ處ス是ヨリ先通旭光輔等新政ヲ悦ヒス殊ニ華族ノ失權及ヒ京都ノ疲弊ヲ憤リ窃ニ黨與ヲ募リ高野山ヲ根據ト爲シ兵力ヲ以テ闕下ニ迫リ 鳳輦ヲ京都ニ奉迎シ弊風ヲ除キ政體ヲ一變セント欲シ事露ル此日光輔通旭ニ自盡ヲ命シ其黨比喜田高輦 源次、通旭、古賀正幸、柳初岡、敬二、田邊高田源兵衛、原名川上彦齋ノ四人ヲ斬ニ處シ中村恕助、瀧秋田、其外十四人ヲ終身禁獄ニ處ス其餘連坐各差アリ(明治政體ノ舊態本藩士)

明治四年

三月十日宮城の守備を嚴にし名古屋等諸藩に警衛を命せらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

〔東京末三月下旬所聞の内〕

- 一本月十日ハ御城内御取締嚴重ニ相成三條公初參議衆
- 貳人大中辨大史ニ迄宿直被 仰出候也
- 名護屋藩御免代リ山口藩 西丸大手御門
- 忍藩御免佐賀藩 坂下御門
- 鳥取藩御免名護屋 元御書院御門
- 中御書院御門

奥御庭向御取締金澤藩
 右何れも晝夜巡邏嚴重之旨
 一御取締之爲府下ニ新規關門八十ヶ所御取建可相成箱根
 其外茂蕪復可相成トノ事

〔全書〕

未三月十日鶴舞藩へ御達並達書

諸御門諸見附所ハ申迄も無之總而當省取締ヶ所兵隊巡邏等別而嚴重可致様各受持場所心ヲ用諸隊長にも可申聞候此段
 相達候也

三月十日

兵部省

○
 櫻田御門以下十一門
 半藏御門ハ竹橋御門迄
 日比谷御門ハ麴町迄

○
 第二聯隊
 第一大隊
 第二大隊
 岡山藩
 第二小隊

○
 番町ハ駿河臺迄
 右諸御門通行之節隊長ハ手形差入候也
 廣島藩
 六小隊

○
軍監ハ別段御達

- 一以來兵隊貳十人宛急度相備置可申事
- 但其所へ引移候儀勝手次第
- 一見廻之軍監時トシテ整列致候儀可有之候間兼而相心得可申事
- 但模様ニ寄直引卒候義も可有之候間是又相心得可申事
- 一隊及長其己下官員之内壹人ツ、相詰可申事
- 一立番之者手銃打模様怠リ候者有之節ハ姓名相糺所置之品も可有之候間急度相心得可申事
- 一巡察之儀是迄貳丁四方之事と相達置候處日比谷御門守衛ニ付餘ハ馬場先持場境迄巡邏之事
- 但櫻田山下數寄屋橋同斷之事
- 一是迄相達候巡邏之外ニ臨時巡邏可致晝夜兩度相廻リ可申事
- 右者是迄逆も嚴重申付置候得共御心配筋被爲在候ニ付尙心ヲ用ヒ可申旨被 仰出候事

辛未三月

三月十日日本藩元藩學時習館を解崩して兵式練練場とす

〔安津免久佐十一本田文書〕

學校之儀詮議之筋有之解崩練練場ニ取加更ニ取立之筈ニ候條此旨可相心得也

三月十日

藩廳

三月十日東京にて久留米藩士數名捕縛せられ藩知事有馬頼成謹慎を命せらる是日前橋津和野二

明治四年

八一

藩をして久留米藩邸を警衛せしめらる

〔明治三年ヨリ 探索書 控〕

〔東京未三月下旬所聞の内〕
一久留米藩四名東京府へ召捕糺弾之上兩人服罪入牢被申付
但脱兵ヲ隠シタル事件也

東京報告

一久留米藩一事ハ十日夜踏込召捕ニ而都合三十人餘無刀ニ而彈正臺へ被引候知事公も一端被召出候處御戻しニ相成謹愼
被仰付候由

〔全書〕

津和野藩報知

本月十日久留米藩御不審有之知參事彈正臺ニ於テ御譴責之上知事殿御儀者邸内ニ謹愼大參事拘留即日前橋藩御當藩
に彼邸内總テ取締被仰付候事
同廿四日京攝之邸内モ如前文被 仰付候處詰合人数少之儀ニ付別紙附紙之通兩藩詰合候處前橋藩京都ニ之多人數詰合
ニ付彼ノ藩ニ而京都專任スヘキ又坂邸ニハ唯貳人之外不詰合由ニ付當藩ニ而專任ス尤惣テ合議取計ヘキヲ約ス若又異
變ニ至候ハ、精々盡力抜目ナク可取計事
別紙本文ニ註書致シ相廻候間是ヲ基トシ折衷可成丈簡易ニ取計可有之候事
右至急報告及ヒ候間着次第兩藩打合共府へ取締奉命候旨御届可有之候也

未 三月廿六日

辨 達 所

別紙 大 坂 邸 當リ
取締書

- 一門口兩藩ヨリ出張之者立會嚴重取締致候事
- 一他所人入邸差止候事
- 一藩人外出之儀無據事件ハ其用向并行先其筋へ申篤と研
究之上差許候事
- 一藩人に來翰有之節ハ封書之分差返ス事
- 一邸分家塾ニ罷在候生徒ハ邸内ニ引纏メ候様運方可致事
追加

- 一藩用之文通之立會之上可取計事
- 一藩地に私之往復ハ一切差返可申事
余條伺之通
- 又藩地より京攝へ登り候人有之時ハ事柄及滞在等取
可申事東西奔走之者邸内ニ數日滞留候ハ、能々取計可
申事
- 右之東京津和野藩邸より大坂邸に之報告也

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢抄略〕

是レヨリ先キ久留米藩大參事水野正名等山口藩通逃大樂源太郎等ヲ隠匿ス二月下旬其狀ヲ得タリ乃チ巡察使四條隆詞
ニ命シ之ヲ探檢セシム三月十日久留米藩知事有馬頼咸ニ謹愼ヲ命シ權大參事吉田某(傳)ヲ罷ム

〔明治三年ヨリ 探索書 控〕

〔三月廿九日大坂詰大屬より報告一綴の内〕
米藩ニ諸藩脱走之士并日田暴徒之内扶助致シ置候事相露セ右召捕方薩長肥に被命候山同藩水野丹後當時大參事在職ニ
テ己カ同志之者ヲシテ要路ニ居ラシメ威權ヲ專ニシ脱人扶持ノ事茂全ク同人ノ所爲ニ候由其故ヲ問ハハ御一新來專ラ

明治四年

八一三

洋夷ノ政體御施行蒼生塗炭ノ苦ヲ受ルヲ深ク慷慨致居候者ニテ國忠ノ志厚ク有事之節ハ必ス用ヲ可爲族ナレハ廢人ト爲スニ忍ヒスト而已ニテ確乎タル言モ無キ由右ニ付爲糺問四條殿米地に御下向之由廣澤參議暗殺も右之徒ニハ無之哉ノ風聞有之由

三月十一日毎年此日を以て神武天皇祭を行ひ各地方官に於ても遙拜式を執行せしめらる

〔明治三年ヨリ 探 索 書 控〕

町布令

神武天皇御祭典之儀海内一同道行被仰出候條毎年三月十一日各地方官ニ於テ遙拜式可執行事

但當年ハ本日間も無之ニ付御沙汰副達次第吉日を撰ミ遙拜式巨細之儀ハ從神祇官可相達候事

辛未三月

太 政 官

神武天皇御祭典海内一同道行被仰出ニ遙拜拜式左之通相心得可申候事

辛未三月

神 祇 官

遙拜式

一府藩縣廳中清淨之地ヲ擇ミ大和之方ニ向ヒ新薦ヲ敷キ高机一脚ヲ置机之上ニ御玉串ヲ安スヘシ

玉串ハ榊ノ小枝ニ白紙ノ四垂ヲ付

拜辭

掛席クモ畏支 神武天皇乃御前ヲ遙々拜美奉留

一官員禮服用順次嚴重ニ拜禮ス可シ

一右畢テ御玉串ヲ燒却ス可シ

一地方ハ鄉村氏神職ニ遙拜式申渡氏子之者ヲシテ大和ノ方ニ向ヒ遙拜セシム可シ

右之通被仰出候ニ付及布令候條四組町々無洩可相達尤年寄共承知之段刻付印形可致もの也

辛未三月廿一日

大 坂 府

右之通被 仰出候間相達候事

三月廿三日

大 年 寄

來ル廿五日御祭典ニ付市中家列ニ軒釣提灯壹ツ宛差出可申事

三月廿三日

大 會 議 所

來ル廿五日 神武天皇御祭典ニ付御用狀相成候此段組合町々ニ可被申通事

三月廿三日

北 中 年 寄

三月十三日巡察使四條隆謨山口熊本二藩の兵を久留米に進め該藩大參事水野正名軍務總裁小河眞文及び澤四兵衛高之を捕ふ

〔川島澄之助著 久留米藩難記〕

水野大參事初め小河先生と澤四兵衛と云ふ三氏の人々が巡察使の廳に呼び出さるゝ事となり其身柄受取りの爲めと云ふ名義の下に太田黑巖太が熊本の兵百餘人を召連れて日田を發して筑後川を船にて竊に下り善導寺に上陸して威を示し兵端を開くや否やを試みたのである此の事が久留米に聞ゆるや否や有志者間の大議論となつた要するに山口藩脱人に直接關係した人々は引續き呼出さるゝ事となつて居たのであれば右三氏を渡すとすれば其人々等も手を束ねて縛に就き萬事皆休すと云ふ事にならねばならぬ斯くなれば是迄苦心憊漕した事は皆水泡に歸するので有るが右三氏を渡さぬ前に直に兵を繰出して善導寺に來て居る兵を打拂ひ日田に攻め込み巡察使を追ひ歸すがよいと過激の論を爲して其

處にも打寄り此處にも集りて其用意を爲し其議を建て以て政府に迫り三氏の出らるゝのを拒んだのであるされど水野大參事と小河先生の兩人は斷乎として動かす其議を退け且つ云るゝには愈々兵端を開くと云ふ事になれば先づ第一に自分等が首を斬つて後に遺つて呉れと言はれた位である又悲しい事には知事公が東京に出て居らるゝ其御留守であれば丁度人質を取られたやうな鹽梅になつて居る其上呼出しに成つて居る人々を渡さぬと云つて兵端を此方から開くときは其兵は元々山口熊本兩藩の者とは云へ既に朝命を奉し巡察使の帥ゆる所となりし兵なれば兵も官軍と云はねばならぬ之に手向へば即ち錦旗に向ひ發砲したと云ふので忽ち 朝敵の賊名を蒙り天下の兵を引受けて戦はねばならぬ事となるのである然るに我久留米藩は天下に率先し勤王論を主に唱へ佐幕俗論家は既に斃れ勤王の諸士が藩政に當りしに却て朝敵となり煩ひを知事公に迄及ぼし且つ久留米城下を焦土の中に葬りなば何も知らぬ一般人民を塗炭の苦しみ

〔井上達也手記〕

十二日(三月)夕方酒見の下の宮に着船して酒見氏に一泊す時に同夜庶人の話に昨日迄本木の宮に芝居有て今日より誰方様かの物靜に付相止めたりと聞けば何か心に掛り明る早朝發足實家に着いて聞くに何か政府に事起り候由併し事情

詳かならず故に益々物思ひ明る十四日急速歸り妻に尋ね初て事實詳かなり鹿野淳二相待り既に御向の爲一人立たんとして度々来る間直に馳出し先つ印籠返上歸るに大鳥居菅吉宅に立寄諸同志と會す爰に至り水野大參事は官を免じ小河眞文と捕縛日田表に護送知事殿には東京に於て大御難儀藩内元は長州肥後の兵追々繰込來脱人を草を分けて吟味す如何せん進退爰に谷まりは大丈夫の死を以て盡す場なりと決心をぞ仕たりけり
十五日森尾茂助召連れ刑法局へ出頭申付られ則出仕す是より森尾は日田表に送らる同夜同志八輩島田宅にて深更まで會す云々明方歸(井上達也は久留米藩の應變隊長也)

〔中村水雲事蹟〕

當時熊本藩撰出御親兵の一大隊沼田小一郎隊長として上京し、品川に二三泊の後、直ちに久留米藩へ出張の命令を受け、汽船にて豊後の鶴崎に着し、其れより陸路日田を経て、久留米高良山に達す(云々)森藩の直江精一等、藩兵一隊を引率して長州兵に附屬し高良山に宿營し居れり、蓋し森藩は、大分より日田を経て久留米に至る沿道の藩なれば、極めて小藩なるも、地理案内の爲めに出兵の命令を受けたるものゝ如し(云々)
偕て今回の久留米藩討伐は彼等の未だ備へざるに先き立ち之れを制せんとするに在り、同藩反政府黨の巨魁大參事水野正名、軍務總裁小河眞文、學監古松簡二權大參事吉田博文澤四平等一同を日田縣に引致せり、而して其禍將さに藩主に及ばんとす、心ある藩士は皆戰慄せり

三月十四日松平容保其子喜徳松平定敬板倉勝靜其子勝全等に移して各其家に幽せしめらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

(東京末三月下旬所聞の一條)

一松平容保和歌山藩に御預ケ之處松平斗南藩知事に御預ケ松平若狭久留米藩御預之處前同斷被 仰出板倉桑名侯も舊藩

〔近世史料編纂綱例〕

十四日(月)松平容保其子喜徳松平定敬板倉勝靜其子勝全林忠崇竹中重固ヲ移シテ各其家ニ幽ス

三月十六日久留米藩士吉田足穂等十數名謀りて大樂源太郎等を欺き之を久留米郊外に誘殺す

〔井上達也手記〕

十六日(三月)の夜大鳥居下宿にて大會議、吉田足穂(軍務副) 篠木廉藏(謀) 樋口良臣(官) 大鳥居菅吉(小姓) 島田莊太郎(大監) 本山岩之丞、太田茂(書記) 川口誠夫、鹿野淳二、下川夢助、柳瀬三郎、川島澄之助、松村雄之進、井上達也、小川納八、原行雄兩名呼べ共其席に來らず、田中龍吉も同斷右十四人、君の爲藩難を除ん爲死を以て大樂源太郎にせまり死を進むれ共敢て聞かず止を得ず源太郎弟子二人惣て四人三方に引分かれ謀り置き手分けして川邊或は野中に謀り出し夜中是を討つ外の手は少々戦ひしかども一人に三人當ての事故味方手負も無く吾手には鹿野下川三人にて能く(中村要) 説得致候故見事に切腹致す時流懐の歌に

今さらに何か思はむ武士のけふを限りの死出の山道

然れば事相濟次第城内本庄屋敷に一旦相集る可しと議定せし事なれば後日相知れざるやう見事に死體を隠し濟し本庄に歸りしか共二手の同志尙來らず甚氣遣ふ處一手仕濟し歸る追付又一手も來り何れも首尾能く相濟み歸宅の時は既に東雲に相成右は大略筆紙に盡しがなければ萬分の一を記す

〔川島澄之助著 久留米藩難記〕

其翌日になれば寺崎(三矢) 横枕(豊) 等最も親しく山口藩脱人に關係した者は皆刑法局の役人に護衛せられ日田の巡察

使の廳に送り出されたのである其日は前夜の疲れて何處にも行かず宅に憩ふて居たのに大鳥居(吉)が止宿して居た所(當時小姓役にて奥服町)から今直ぐに來て呉れと云ふ使が來た(中略)何事であらうかと思ひ不審を懐きつゝ往つて見れば大鳥居は勿論島田(莊本) 樋口(良) 篠本(廉) 吉田(足)の人々が打寄り首を鳩め何か竊々話し合ふて居るそれに自分が顔を出したから(中略)島田と大鳥居の二人は此處ではと云ひつゝ自分を引き連れ離れ座敷に往つた處が(中略)兩人は口を揃へ一昨日小河が日田に出て行かうとする間際になり吾々を別室に招き竊かに云ふには大樂等を豊後地方に逃がして置いた處が昨夜深更に田中隆吉が宅に又々歸り來たと云ふ事であるから是迄苦心した事も何も皆水泡となつて仕まつて奈何とも成し難きことゝ成つたが跡の事はよいやうにして呉れと泌々打明けての話で有つたからと云ふにせねばならぬが吾々も是迄親しく關係したと云うでは無いよい工風も付かぬどうしたならば捕へられぬやうにする事が出来るのであらうかよい考へはないかと事情を打明けての話を開けば大樂は彌々居るに違ひは有まいが自分も是迄多少關係はした者の潜伏と云ふ事には一向關係して居ら無かつたから是と云ふ考へも出ぬ併し愚圖々々して居れば直ちに捕へらるゝに相違はない若し万一捕へられた時には藩知事公の御身の上に係る一大事が起り何事も曝露するのであらうから早く決着を付けねばならぬと言ふ事は分り切つて居るから一策を案じ出したのは若津に千歳丸と云ふ藩の蒸氣船が來て居ると云ふから之に脱人等に乗せ自分は若手の人々と同船して逃げて跡を暗まして仕まつたならば宜からうさうして愈々いかぬと云ふ事に成つたならば臨機の所置をして口を減すれば夫れで宜からうから會計より金を繰出して貰ふやうにして千歳丸に乗らうと言ふて居た處が島田も稍々同意し夫れはよい考へであるから遣り掛けて見たならばどうかと言ふに大鳥居は首を傾け些し懸念をした顔付で居たが漸く口を開き其通りにして置いてもどうせ逃げ延びる事は出来まい必ず捕へらるゝに違ひはないそうなれば何も角も悉く漏れて仕まつのであらうと問答して居る内目付役の者が島田に逢ひに來て言ふに昨日佐賀の兵が若津に押し渡り千歳丸に乗込み大砲を引却し其他機械に封印をしたと云ふ知らせが政府に來たと云ふ事であつたから其策も亦水泡となり夫から話は又々元に戻りどうすればよいかと云ふ

事に成つたが自分も百計既に盡き果て、是と云ふ考へも付かぬから彌々決心して答へたのにはもう斯うなつた以上は仕方が無い可愛相ではあるものゝ、どうせ片付けて置かねば外に仕方はあるまいと云へば他の人々も此言を聞いて皆一所になり互に顔見合せさあ川島も矢張り御互と同論である別によい仕方はないからである云ふ事となり(中略)鳥田は自分に向ひ(中略)實は昨夜大樂等に逢ふて自裁の事を暗に示し夫れとはなく諷して見たけれども吾々の衷情を些しも酌んで呉れぬ却て久留米を死地に陥れ而して遣らうとする積りで又々來たと云はん計りである且つ云ふには長州に於ても曾て俗論沸騰して奈何とも爲し難き苦境に陥り正義の士は相踵いで殺され又は斃れしかば普通の人々は皆手を束ねて殆んど斃るゝを待つ状態となりしに高杉晋作は思ひ切り兵を擧げて種勢を挽回したのである今日の久留米の状態も其時と寸分違はぬから諸君が思ひ切りやれば遣り終るので決心の時と只に言ひ募る計りで吾々の論には一向耳を貸しては呉れなかつた其時弟の山縣(源)が兄に向ひ其通りに御自分の考へ計り言ひ張られても藩の御事情もあらうから万事御任せになつた方が宜しからふと口を添へて云ひ出したのを沙に一と先づ切上げる事とした其際大樂が餘り言ひ募りて聞か無かつたから遣つてしまふかと竊かに言ひ出した者も有つたけれども四人を相手に一間の内遣り掛けたなら此方に於てもひよつと過ちが出来て多少の手創を負ふとか何とか意外の事でも有れば忽ち一般に知れ渡りて隠す事も何も出来ぬやうになるのであるから爰は忍ぶ時であらうと云ふ事にして話は早々切り上げ兎も角も潜伏の手筈をすからと云ふて誰は何處誰は何處と各々手別して夫れ々引分けて置いたが今夜は愈々遣ると云ふ事に話は纏つた(中略)扱て其夜は各方面に於て一時に片付けてしまふ手筈も整ふて居たが自分等が受持たねばならぬのは大樂源太郎では自分と吉田(足)と太田(茂)の三人掛りで遣る事となり若い小僧の大樂が僕見たやうにして居たもの(中村)は豊野淳二が受持ちで其家の最寄り井上(達)下川(己之)の三人で遣る事となり大樂の弟山縣と外一人(野)清太(は別々に引き外して遣る積りではあつたけれども或は二人一所に遣らねばならぬことゝ成るかも知れぬと云ふ事)であれは向ふは二人で殊に逆し相な者を一所に遣るのであれば之には鳥田大島居樋口篠木本山(岩之)川口(夫)の

六人になつた其方法は色々になつて居たのであるが其の方角は西と南と北で各其の受け持ちの方角に別れて爲たのである我々が遣つた大樂は北の方小森、野村、高野八幡宮の裏手、筑後川の砂溜で遣るのであれば自分は其の準備に取り掛り時刻の來るのを待つて約束通りにせねばならぬ(中略)其死骸を人の知らぬやうに隠して置かねばならぬを待するには先づ地を掘る道具が入る故に其鉄は自分が持ち出して來ると云ふ約束をしたのであれば日の暮るゝのを待ち鉄を携へて家を出た(中略)鉄を袴の下に隠し幸ひに雨天であつたので傘を深くかざして人の知らぬやうに忍んで庄島から細工町に出て大島居が寓居に到つた然るに大樂は其前夜太田が宅の原古賀に連れ歸り潜伏させて居たので太田が後から連れて來る約束なれば自分と吉田と一所になり榎原の作門を出て田圃の道を辿りつゝ高野の濱に行つた其時は丁度三月十六日の夜で連日の霖雨は些しも霽間なく是には一般の人々も難儀を被り且つ物騒な時であつたからして人出と云ふ者は至つて少く春雨はしよぼよぼと降りしきる朧月夜の事で斯んな事をやるには實に詭へ向きの天氣であつた(中略)高野八幡宮に間もなく行き着き裏手に廻り土堤傳ひ笹の茂り合ふ中を押し分け身を潜め太田の來るのを今かノと待つて居た(中略)傘をかざした者が唯一人急ぎ來る者が有る(中略)其人は森蔭近く來て吉田々々と小さな聲で呼び歩行くので吉田は又小さな聲を出して茂さんノと云ひつゝ吾々二人は森蔭より一所に出て口を揃へ大樂はどうしたらう取り遣しやせなかつたらうと差詰めて問ふた(中略)太田は約束の時刻にもなつたから其積りで直に連れ出そうとしたけれども蟲が知らせた者が一向に動かぬさうして色々の事ばかり云つて居る内時刻は彌々推し移り如何したならばよいかと思ふて居る所に幸ひにも柳瀬三郎が來たから竊かに其手だてを打明し柳瀬に遣らす事としたが獨りではと思ふたから松村雄之進に逢ふて荒増の事を話し其手筈を言ひ含め漸く四人連れとなり原古賀の宅は出たものゝ途中に於て動もすれば外の道に行かうとするのは必竟自分が居るからさうするのであらうと考へ付いたから用事が有ると詐り三人に別れを告げ夫より捷徑を辿り急いで來たから漸く先に成つて居るのであらうもう追つ付け二人が大樂を連れて此八幡宮に來るからと云ふて居る内向ふの方に人聲が微かに聞ゆるので吾々三人は土手傳ひに走り行き一

番先づ初めに有る下り坂の藪の中に一人々々分れ別れに傘をもささず濡れた儘潜んで居ると間もなく話聲は愈々近く成つて一番目の下り坂を降り掛け自分等が潜んで居る前に差掛つたと思ふ間も無く二人の内誰かは知らぬけれども直に遣り掛けハタノと其人々が川端に走り行く咄嗟の間夜の事で有れば其の刺し殺した手段は斯ふと確かに見届けては居ら無かつたが自分は直に飛び出したけれども大樂は既に川中に嵌り込み水の上に斃れて居たのを誰か又後の方から之を斬り殺したので有る然るに出立の時よりちやんと約束してあつたのには大樂の首丈は是非持つて歸つて呉よと云ふ事で有つたから先づ首を打落し其跡の遺骸だけは砂濱に埋むる事とした(中略)夜の明けぬ前に漸く作門口より這入り込み城内に有つた水野大參事の役宅に着いた(中略)皆々打寄り環座して居る其真中には大徳利を据へ込み茶碗冷酒を飲み乍ら我々の歸り來るのが遅かつたから今かノと首引き延べ待つたとの事で有りしが吾々五人連れ立ち歸り着いた聲を聞くと島田は直に忍聲張り上げ餘り隙が入り過ぎて居るが取り遁したのでは無いか仕損じたじやらうなせそんなに遅く成つたかと尋ね問はれた聲に應じて大樂の首を環座の真中に差出し其儘其處へ置かうとすれば島田は手を差し出して之を拒み一寸待つて呉れと言ひつゝ紙を廣げたから其上に首を乗せた處が皆々首うな垂れ目を瞑り黙禮した儘一座闌として聲無く霎時の間は誰れも彼れも詞を出さ無かつたが島田が徐々と口を開き其首に向ひ國難も此極に至り奈何とも難爲百計は既に盡き果て策の施すべきものは一つも無い國の爲め君の爲め不得已斯の通りにしたのである追つ付け此怨みは酬ゆる事とするからどうぞ瞑目して呉れと言ふて居た傍に誰れで有つたか盃に酒をつぎ手向して其死を慰めたのである(中略)島田大鳥居等が大樂はどうあつても生き乍ら山口藩の手には渡されぬと主張して始末を付けたのは大樂が捕へられて白狀したならば藩知事公の御面會に成つた事も知れるのであらうからそうなれば直に御身の上に煩ひの及ぶので有るから口を滅せんとするにはどうしても生かして置く譯には行かなかつたから殺したのである然るに吟味に逢ふた時には皆々一致して口外せず唯唱へて言ふたのには知事公が山口藩脱人は久留米藩の領内には最早一人も居らぬと廟堂に對し明言されたのに居つたと云ふては知事の面皮に關するので臣子の分として其の

御言葉を實にせんが爲に竊かに殺し尙其死骸を隠匿して武士の意氣地を立通す積りであつたと皆々口を揃へ吟味の度毎に氣根強く言立て幾度も繰返して終に大樂を殺した眞意の有る處は遂に隠し了せたのである

〔中村水雲事蹟〕

島田莊太郎吉田足穂等一同再三評議の上、大樂源太郎等の各潜匿所に就て彼れ等に、おのノノ自殺を勸む大樂源太郎山縣源吾、小野新の三名は、斷然切腹を拒み、一時當藩を去つて機會を待たんと云ふ、特り村上要吉のみは、快く切腹を承諾せり

一夜暗黒に乗じて、大樂源太郎を高野濱に送る、蓋し源太郎は、筑後川の繋ぎ舟を私かに使用して、肥前の領内に渡らんと考なりしなり、吉田足穂、太田茂、川島澄之助の三名は、彼れが逃脱して、官兵に捕縛せらるゝを防ぐ爲めに、先づ濱の附近に至り、おのノノ暗中に伏して其來るを待つ

柳瀬三郎、松村雄之進は、大樂源太郎に隨伴して、背後より行く、濱の汀に至る所に坂あり、源太郎將さに之れを下らんとする一刹那、柳瀬三郎、後より之を刺す、源太郎走りて水中に飛び込み横に仆る、松村雄之進、傍より躍り寛りて之を斬り其足を斷つ、吉田、太田、川島は其物音を聞きて出で來り、終に其首級を擧げ、屍體を砂中に埋めて、一同城中に引揚げたり。

又同夜山縣源吾と小野新も、豆津濱より筑後川の繋ぎ舟を私用する覺悟なるが如し、兩人の護衛を名として島田莊太郎篠本廉藏、樋口良臣、大鳥居菅吉、川口誠夫、本山岩之丞六名同行し、途中の暗黒に乗じて彼れ二名を斬殺し屍體を埋めて、城中に引き揚ぐ、但し手を下したるは、川口誠夫、本山岩之丞の兩人なりしなり、

而して井上達也、鹿野淳二、下川養助の三名は、村上要吉を津福村社内に同行し、此處にて割腹せしむることとせり要吉は大樂等四名の中、最若年にして、廿四五歳なりしが、商人の姿を裝ふ爲めに、刀を所持せざりし

村上要吉は、豫定の通り社内に至りて、肌を抜き帯を緩めて端座し、死を見ること歸するが如く、實に従容自若たり

顧みて曰く「どなた」か短刀を貸されよと、下川の短刀を與ふ、要吉法の如く短刀を執りて腹を切ることに二回、要吉少しく首を傾けて曰く、此の刀切れざるが如し、ごうご別の刀を貸し玉へと、更に井上の短刀を與ふ、要吉之れを執りて第三回目の腹を切る、ばりんと音して切れる、要吉曰く、今度はやつと切れましてと、而して靜かに刀を前に置き、膝に兩手をつきて曰く「どなた」か介錯を願ひますと、下川襄助曰く、然らば拙者御介錯申さんと、一刀の下に首は前に落ちたり、後にて其屍を改め見れば、腹は深く見事に三段切り居れり、蓋し先きに與へたる下川の刀は古刀、故に切れて猶ほ切れざるの感あり、後に與へたる井上の刀は、新刀にて切るときに痛を感じ、故に切れたりと言ひしならんと、下川等三人は悄然として城中に引き揚げたり

三月某日三河國大濱近傍元駿州沼津水野出羽守領の農民騒擾す

〔探索書控〕

當三月中旬頃三河國大濱近傍元駿州沼津水野出羽守領分農民沸騰其事不詳候得共右管轄所陣屋ニ此節少參事並附屬官員出張祖稅上納一條ニ付彼是騒擾いたし既ニ少參事其外ヲ討捕ントスルノ勢ニ付陣屋より少々炮發致候處農民三四人怪我いたし候者有之哉ニ而彌々騒立候由仍隣藩名古屋刈谷重原西尾等各藩より兵隊少々繰出し候由然ル處追々鎮靜十八九日頃少參事已下官員陣屋出立歸藩致候趣又一説ニ之此度廢寺一件ニ付本願寺門徒一揆相起シ候トノ風聞モ有之何レ乎不詳猶確乎タル儀之後便ニ申上候以上

三月廿日

三月十八日本藩磯部庄作に開拓使御用につき東京へ出張を命す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

磯部庄作儀開拓使より御用候旨御達有之候付用意次第東京に差越候條此段可達也

三月十八日(明治四年)

水野傳殿

庶務掛

三月十八日本藩養きに毛利到等を鶴崎の假獄に拘禁し後熊本^後の獄に移し、が豫審終結して是日其親族世良長四郎に保管せしむ

〔鶴崎毛利家文書〕

明治四年辛未年御年七十五 二月二十九日鶴崎出張所ヨリ先考并登、莫、羅呼出アリ出頭セシ處御詮議ノ趣有之入獄申付ルトノ旨口達セラレ其儘舊番宅長屋ノ假獄ニ繋カル全三月朔日一同熊本藩ニ護送セラル全六日着藩直ニ入獄先考ハ數回取調ヲ受ク全十八日先考ノ御姪全藩高田原居住士族世良長四郎^後ニ御預ケ相成ル

(參照)

〔全書〕

全十月十五日御郷里鶴崎へ御差返相成旨達セラレ全廿四日本藩ヲ御發全廿八日御歸到十一月□日又々本藩へ御呼出全十七日御口供甘結云々中登羅口供甘結而後宿下ケノ沙汰アリ一應世良長四郎方ニ下リ追テ郷里鶴崎ニ歸ル云々五年十月先考并登羅莫熊本藩ニ呼出サル全五日左ノ通申渡サル

毛利到

其方儀重キ御布令ノ旨ニ悖リ山口縣脱徒潜伏ノ周旋イタシ候様崎子毛利登六男毛利羅へ申聞候處ヨリ私執并他所ニ懸ケ潜伏致サセ候様成行候次第不憚朝憲家長ノ身分別テ不埒ノ至ニ付嚴重可申付答ノ處老體ニ付相有家祿并ニ佩刀取上ケ除族ノ上金九兩收贈申付候也

申十月五日

毛利登

其方共儀重キ御布令ノ旨ニ悖リ父毛利到申聞ニ隨ヒ候トハ乍申山口縣脱徒潜伏之周旋致シ候次第不憚朝憲不埒之至ニ付佩刀取上除族之上禁獄三年申付候也

申十月五日

三月廿二日廿三日反政府隱謀者の嫌疑ある諸官吏を捕へ各藩に託して拘禁せしめらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

東京ニ而三月廿三日御召捕

矢野茂太郎

中沼良助(中沼了三)

權田直助

丸山佐太郎(丸山作樂)

宮和田權太夫(父子共)

右之外青木某原某ヲ始十四五名御不審之筋ニ而御召捕ニ相成候處矢野ハ岡山藩邸へ御預ケニ相成候よし

○

御不審ニ付諸官省官員御預

鳥取藩へ御預	岡藩	小川宮内大丞 <small>(小川彌右衛門)</small>
鹿兒島藩へ同		中沼正六位 <small>(中沼了三)</small>
岡山藩へ同	岡藩	矢野茂三郎
福井藩へ同		角田景繩
金澤藩へ同		丸山外務大丞 <small>(丸山作樂)</small>
高知藩へ同		權田直助
山口藩へ同		坂田直潔
徳島藩へ同		宮和田勇次郎
右三月廿二日御預ケ		落合源次郎

宮和田權太夫(父子共)

同

五條陸軍少將

右三月廿三日夜捕縛

免職 正親町陸軍少將

右

澤兵部權大丞

三月某日廣澤參議刺客連累の嫌疑を以て江刺縣知事山田十郎等數名の職務を免し我藩に拘禁せしめらる其外謹慎を命せられたるものあり

〔安津免久佐十二本田文書〕

朝官出仕御様子有之免職之後出藩取締方被仰付候分

山田十郎 青木彦兵衛 島田辨左衛門

中島武 佐伯關次

右御圍入日々御吟味最中

益田勇 木村眞史 多賀昇平

近藤彦人 西島傳五郎

〔小橋記録〕

三月一日不明且在京少參事は左の如く口達して澤村高俊(舊名) 小橋元雄(舊名) 益田勇鳥居直樹(舊名) 八近藤彦人西島千郷(舊名) 仙野口九平久我儀之助を東京龍口藩邸の一室に禁錮し山田信道(舊名) 長沼東夫(舊名) 松村秀實(舊名) 青木保弘(舊名) 木村眞史佐伯關次を獄に下したり

朝廷より御不審の筋有之謹慎被仰付

明治四年

〔加賀山興純舊名手記〕

因云江刺縣大參事某は該縣知事山田信道を藩邸の獄に投したる理由を詰問せしか。朝命なりと答へたるを以て更に行政官に稟申せしに藩の具狀に基きたる旨指示され終に要領を得る能はざりき蓋國事犯關係者と譏評せし者ありしに因りて事茲に出しものなり

萬藩ニ於テ予統隊在職中明治三年十一月七日東京詰ヲ命セラレ十二月三日熊本發小島泊リ百貫沖ヨリ西海艦ニ乗組同勢予ノ外ニ安井喜平次、小篠宗平、八木田小、各隊共東上長崎神戸等ヲ經テ全月八九日頃着京後龍口邸ニ在リ予隊ハ和田倉目附、小篠隊ハ吳服目附、八木田隊ハ舊本丸下竹橋等受持安井ハ市中取締トシテ回向院ニ在リ平日ハ一小隊ヲ四分シテ一分隊ツ、目附ニ詰メ失火ト云ヘバ殘三分隊モ直ニ駈付ケテ目附ノ出入ヲ監視スルモノトシ時トシテハ一夜ニ三四ヶ所ニ火ヲ失スルコトモアリキ

全四年正月九日曉廣澤參議暗殺セラレシヨリ後ハ目附々々ノ張番ヲ増加シ夜中ノ通行人ハ人別鑑札ヲ改ムルヤウニナリ遂ニ藩邸ノ門ノ出入モ亦嚴重ニ守衛スルコト、ナレリ安場少參事一平ヨリ危險ノ世ノ中ニツキ御門ノ出入共嚴守セヨトノ達アリタレドモ其ノ何ノ故ナルカハ明示セザレバ予等ハ只門番頭トナリシモノ、如クナリキ但シ舊勤王家ト云ヘル人物ニ特ニ着目シテ警戒スル様ナリキ

時ニ藩廳詰ハ米田權大參事虎津田權大參事山三郎及白木爲直安場大久保利通傳ニ、安場ハ偶々神戸へ着キタレバ利通、西郷齋セリ太田黑惟信等ナリシガ其後護久公御上京二月廿五日アリテ下津休也、元田永字牛島五一郎嘉悅氏房等モ追々ニ上京シ其後ハ下津ノ御小屋東御ハ藩邸ノ出店ノ如クナリテ人ノ出入モ繁ク其處ニ種々謀議セラレタリ予一日米田ノ差圖ニテ下津ノ御小屋ニ往キタルニ主人ハ病中ニテ宛然釋迦涅槃像ヲ見ル如ク主人ハ十二疊半ノ座敷ノ中央ニ臥床シ次ノ間ニ津田牛島嘉悅安場等集會シ居リ謀議申ノ如クナリキ頃クシテ米田亦來リ加リ舊勤王家連中諸方ニ奉職セル人々免職セラル、管ニツキ直ニ其ノ人々ヲ召捕ルベシトノコトナリ予等同動中ハ兵士ヨリ選拔シテ捕手ヲ出スベシ其ノ召捕ルヘキ人々ハ山田十郎佐伯伯剛次西島仙五郎等ナリ捕縛ニ往キシハ三月中旬比ナリシカト思フ藩廳日記に據れば津田は此年二月十日以後は

熊本に居りたる跡あり此に沛京の如くいふは筆者の記憶違ひならむ

サテ山田宅へハ八木田小ノ手ニテ出向シ其宅ニ乘込ミタルニ今迄來客アリシ様子ニテ山田ハ少シモ動スル色ナク素ヨリ覺悟セルモノ、如クナリキ藩廳ノ命ヲ傳ヘタレバ爰ニ一言申殘シ置クコトアリ可ナリヤト云ヒ許ヲ得テ彼ハ紙包一封金百圓計モアランカト思フモノヲ老婆ニ渡シ馬代ヲ拂フベシト云ヒサテ藩邸へ連行セラレタリ當事山田が馬上ニテ往ニテ見受ケタルコトアリ其ノ風折鳥帽子ニ袴衣ヲ着和馬具置キタル馬ニ乘リ供人引連長手綱ニテ乘リ行ク様ハサナガラ東トリノ古畫ヲ見ルカ如クナリキ

小篠ハ捕手ヲ率キテ西島方へ向ヒシガ芳町遊ニテ西島佐伯二人同行セルニ邂逅シ平素其ノ面相ヲ知レルモノ故ニ今藩命ヲ受ケテ汝ノ宿所ニ向フトコロナリキ直ニ藩廳ニ來ルベシト云ヒタルトキ早兵士等ハ彼レガ左右ヲ包圍シタルヲ見テ彼レ刀ノ柄ニ手ヲ掛ケ身構ヘシ且ツ曰ク斯ク大勢ニ包圍セラレ藩廳ニ引カル、モノナラバ復タ宿へ歸ルコトハ難カルベシ依テ先ツ私用ヲ終ヘテ然後ニ往カント小篠ハ吾レ證人トナリテ必ス歸スベシ懸念スルナカレ又佐伯モ俱ニ藩廳ニ來ルベシト云ヒタレバ西島ハ然ラバ少シ買物シテ往カントテ許サレテ其ノ傍ノ店ヨリ毛布三枚ヲ購ヒ兵士ニ圍マレテ藩廳へ至レリ

予ハ然ルコト、モ知ラス半隊司令岐部太郎外兵士數人ヲ率キ案内者タル廻役職殿某ヲ先ニ立テ、佐伯ノ宿所ニ向ヒタルニ不在ナリ待テトモ待テトモ遂ニ歸ラズ手ヲ空シクシテ藩廳ニ返レバ佐伯ハ既ニ小篠手ニ引カレ居タルナリサテ藩廳ニ於テ少參事ヨリ 朝廷ヨリ御不審ノ筋有之禁錮申付ルト申渡シ入獄セシメタリ訊問ノ時ハ桎木ト云フモノヲ据エ其ノ上ニ坐セシメテ彼等ヲ苦シメ隨分苛酷ナル處置ナリシガ問役今ノ職ニハ中島純次郎早川助作等ナリシカ度々此ノ人ノ出頭シ居タルヲ見タレドモ審問ノ際ニハ予等ハ傍聽スルコトヲ禁ゼラレタリ又或ル夜松村深藏ハ山梨縣甲府ノ少參事ニテ彼ハ本日免職トナル故吾藩ヨリ直ニ召捕ルベシトノコトニツキ只今ヨリ甲府へ兵士ヲ出張セシメヨトノ藩廳ノ命アリ因リテ小篠隊ヨリ井上傳記等予隊ヨリ片山傳四郎宇野七郎等八木田隊ヨ

リハ道家榮太郎ナリシカ確トハ記憶セズ右ノ人人ヲ出張セシムベク定メ藩廳ニ出頭シテ旅費ヲ請求セシニ夜中ナガラ
牛島少參事ノ取計ヒニテ之ヲ支給シタリ予等又松村少參事ヲ召捕ルコトナレバ何トゾ票付ヲ渡サレタシト請求セシカ
バ詰合セタル徳富唯七筆ヲ執リナガラ墨ヲ染メズ文句ヲ考ヘ居ルモノ、如シ予等心急キ居レバ只意ノ徹スレバ可ナリ
朝廷ヨリ御不審ノ筋有之召捕候事ト書スベシト迫リ徳富ガ其ノ通り認メタルモノヲ受取り夜半人々ヲ出發セシメタリ
然テ甲府ニ至リ松村ノ寓居ニ推掛ケ無事ニ東京ヘ連來レリ

又小橋元雄澤村脩藏島田辨左衛門等モ藩邸ノ一室ニ謹慎ヲ命セラレタルガ是ハ捕手ヲ差向ケタルニアラズ召寄セテ其
儘ニ拘禁セシナルベシ予等ハ無關係ナリキ但シ守衛ニハ各隊ヨリ兵士ヲ出シタリ
サテ予ハ六月下旬東京ヲ發シテ歸國シタルガ其後程經テ禁錮セシ人々ヲ御國ヘ差下サル、コト、ナリ其ノ何日ニ龍口
邸ヲ出發スト云フコトヲ誰レニ因リテ聞知セシモノカ山田十郎ハ子供ヲ産セ居タル由ニテ龍口邸ノ裏手ヨリ舟ニ乘リ
テ錢瓶橋ノ下ヲ通過スルトキ其ノ兒ヲ橋ノ欄干ノ上ヨリ差上ケテ舟中ノ囚人ナル親ニ別離セシメシトキノ情狀傍觀者
ヲシテ覺エズ暗涙ニ咽バシメヌト是レハ後日岡兵三ヨリ聽キタリ御國ニテハ只謹慎ノ儘月日ヲ送り後免サレテ晴天白
日ノ身トナレリ

何分ニモ五十年前ノ事ニテ記憶モ確カナラス返ス返スモ不十分ナリ乞フ諒察セヨ

大正八年九月 日

加賀山興純識

(參考)

〔明治三年ヨリ
探索書控〕

東京方申越シ之拔書
東京府貫屬

神原精

右同
久留米藩

春日精一郎
早川十兵衛

右同	川村作摩
右同	徳永勝藏
右同	伊藤直二郎
右同	丸山權大丞
下總國百姓	笹田幸藏
右同	井上久藏
秋田藩	花澤義夫
右同	青柳爲秀
秋田藩	八木正路
高知藩	松岡周一郎
元高知藩	堀内誠之進
新發田藩	安藤政之助
右同	泉録三郎
右同	清水勝吉
元長岡藩	島津左中
醫師	福岡藩
右同	江下秀彦
右同	久光彦六
右同	本庄一行

右御不審之筋有之福井藩に御預ケ相成候事

明治四年

鳥取藩	小川宮内大丞
金澤藩	權田直助
高知藩	坂田神祇大史
肥後	多賀巡察屬
右同	照幡列之助
右同	池村久之丞
右同	長沼小巡察
右同	青木庶務權正
山口藩	米川信濃
肥後	山田江刺權知事
右同	鳥居正大巡察
徳島藩	中島直人
秋田	中村恕助
元大洲藩	秋田節操
前田宗之助事	井上忠藏
土州出生當時大學權	
主簿互勢三郎厄介	

右御不審之筋有之御召捕在國之分ハ至急御呼出ニ相成候事
諸方之來翰之拔書故ニ三重三重ニ名前相成候

三月廿五日巡察使參謀井田讓兵四百餘を率ゐて筑後高良山に到り陣す

〔伯爵有馬家修史資料〕

四條殿久留米下向ハ明治四年三月廿五日

巡察使御出張ノ義御達ノ趣過日相觸置候處井田參謀始兵隊四百余引率昨夜田主丸一泊今廿五日高良山エ着陣相成候

管ニ候事

一藩中末々至迄彌以恭順謹慎可罷在旨迅速可令布告候事

三月廿五日

久留米藩廳

三月廿六日久留米藩士島田莊太郎井上達也等同志數名長州脫藩人潜匿に關係せしもの自首して縛に就く

〔井上達也手記〕

適々脱徒大樂源太郎山縣源吾小野清太郎并に源太郎門人中村要助等四人筑前秋月より宮城復來り門を望んで投止す勢
ひ將に收捕に就んとす願ふに此際脱徒をして猶内に在らしめば舊主及大參事の獄立所に成り且脱徒捕縛の令素より朝
廷の嚴に布く所にして黃藩堅く潜伏の徒之れ無きを以上申し若今徒ニ捕縛に就かしめば實に舊主大參事の失職となり
且藩士等恢復の謀議等暴露に及ばんも謀り難く同復云々鞠問之時に當りて竊に島田莊太郎大島居菅吉田足穂樋口良臣
篠本廉藏森尾茂助太田茂木山岩之丞川口誠夫鹿野淳二川島澄之助下川巳之助原行雄小川納八前田九一松村雄之進柳瀬
三郎田中隆吉井上達也等謀り脱徒へ面會國家危急の情態を述べ自殺して形跡を滅せん事を諷すると雖も肯せず此時
に際してや區々の藩内巡察使二藩の兵山野に充滿し議論紛々或は暴論を主張し戦を欲する者有り或は後禍を慮かり私
に其身偷安を謀る者有潜匿する者有庇蔭する者四分五裂勢ひ將に掩ふ可からざらんとす熟思するに藩情切迫此に至る

苟も一身を以て藩難に當るを得ば平生の志願此に外ならず且脱人亦憂國の士也今復其藩怨讎の手に辱しむ可らずと已
むことを得ず脱徒四人を各所に誘ひ打果し助自殺深く其事を秘し難靖まるの日を待て自から其罪を明にし誅に伏せん
と欲す實に三月十六日の夜半也其後脱徒關係の徒追々逮捕日田巡察使本營へ赴き事頗る暴露に及び終に掩ふべからざ
るを知り廿六日相會議し屠腹して一身を潔くせんと欲す然れども脱藩源太郎等既に死に就き之を殺す者亦自ら死に就
かば藩の嫌疑益深く舊主の罪之を明にする者無きを以て恥を忍んで自首縛に就く廿七日巡察使支營高良山へ護送せら
る是に於て同志等鞠問嚴酷拷掠百端慘毒勝ふ可らず然れ共素より人々一身を以て藩難に當らんと欲し粉骨碎身毫も辭
する所に非ず時に巡察使兵を薩藩に徵す薩藩命を奉せず參事大山格之助を申し來りて巡察使に謁し大に事の得失を論
ぜしむ且曰く殘暴者を羅織するは朝廷の意に非ずと是に於て巡察使の兵暴威頓に挫て人々始て苛酷を免るを得巡察使
の兵日田に還る是に由て人心稍安し四月十三日城内に禁錮せらる尋で庄島の獄に移る(五月)是より前之通り(七月六日
送終に豆田に入獄十二月十七日自解刑法局揚屋に歸る御處置家祿召揚七年終に熊本に御預けと成る癸酉の春願に依りて書を讀
の禁獄申付られたり、熊本縣に御預けに成翌五年正月廿五日熊本に着す終に熊本に御預けと成る癸酉の春願に依りて書を讀
むを許さる乙子の四月廿六日懲役所に移る局長杉本氏の仁恕を蒙り非常の周旋を得罔中筆紙墨より燈火に至る迄一
も乏き所無く日夜黽勉餘力を残さず他日 天恩萬分の一をも報ひ奉らんと欲す(以下略)

三月廿七日去年十一月東京鍋町に於て英國人を刺傷せし者を刑せらる

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄略)

二十七日(三)去年十一月大學南校教師英國人リンゲダラスヲ神田ニ於テ傷ケシ鹿兒島藩人肥後壯七并築藩人加藤龍吉
關宿人黒川友次郎ヲ處罰ス初メ壯七等リンゲ、ダラスニ鍋町ニ遇フヤ壯七拔刀シテ之ヲ傷ケ三人共ニ秘シテ泄ラサザ
ルヲ誓ヒ各々散ジテ潜ム英國公使等我政府ニ迫ルコト頗ル峻烈ナリ右大臣三條實美大納言岩倉具視深ク之ヲ憂ヒ刑法
部員ヲ督シテ嚴ニ搜索セシムレトモ獲ズ適々鹿兒島藩吏壯七ノ舉動ニ疑フベキ所アリトシ出シテ鞠糺センコトヲ請フ

明治四年

八三三

乃チ審問シテ漸ク其實ヲ得タリ罪ヲ斷ズル嚴正公明ナルヲ示スベク主犯者タル壯七新吉ヲ絞ニ友次郎ヲ流十年ニ處シ
明治史要ニ依ル條公年譜ニハ壯七ヲ更ニ府藩縣ニ命ジテ士民ヲ戒飭シ暴行ヲ外人ニ加フルヲ禁遏セシム
絞ニ新吉友次郎ヲ流ニ處ストアリ

〔中村水雲事蹟〕

神田鍋町西洋人殺害事件の獄に就き茲に天野恕一(香春)の實踐談を録す——緒て恕一は三年十一月中山口迅太郎黒川
友二郎の兩人を隠匿する廉を以て傳馬町の獄に投せらるたまノ、恕一の隣獄に鹿兒島の藩士肥後宗七あるもの神田鍋
町西洋人殺害事件の主犯者として繋留せられ居れり……

而して宗七の口供決定すと聞き恕一は怪訝に堪へず……竊かに看守者の不在を機として宗七に事情の顛末を問ふ……
…宗七曰く自分は大學南費の教員なりしが散策の途次神田鍋町を通りて丁度殺害せられたる西洋人を見て心私かに壯
快ふりと思りへ——

自分は以爲らく日本男兒は應に斯の如くふるべしと……而して歸途通行少ふき所にて刀を抜き打振りつゝ歸りかゝ
れり……

時にたまノ、向ふより來たれる生徒一兩名に遭遇せり……生徒曰く……先生は只今鍋町に西洋人の殺されしを見
玉はずやと……自分は之れに答へて斯く言へり——「あれはおれがやつつけた」と……

斯くして一兩日の後自分は突然縛せられて此の獄に投せられ爾來百方辯疎したれども言ひ聞くこと能はず終に伏罪し
たるなり——自分は口より禍を招きたるふり……今は如何とも免かること能はずと

斯くて山口迅太郎と黒川友二郎は肥後宗七の冤罪に陥りたるを聞き自己等の罪を人に嫁して黙止傍觀することは武士
の爲す可らざる所なりと……二人は政府へ自首して出で鍋町洋人の殺害は自分等の所爲にて決して肥後宗七の所爲
には非すと……

然れども彼等は肥後宗七を救ふこと能はず——政府は終に肥後宗七を主犯者とし山口迅太郎黒川友二郎を従犯者とし
て宗七と迅太郎とは死刑に處せられ友二郎は終身刑に處せられたり

(編者曰、山口と加藤とは全く別人なるか抑も亦同一人の異名なるか今之を知るに由なし)

三月廿九日鐵道線路測量の爲め工部省官員を出張せしむる旨を中山道板橋より京坂までの沿道
諸藩に達せらる

〔明治三年ヨリ
探索書控〕

未三月廿九日於而辨官横川官榮を以御書付御渡シ工部省官員明日出立

今般鐵道線地所測量之ため中山道板橋より京坂迄道筋其外地理取調トシテ工部省官員出張其藩々管内道筋測量いたし
候條爲心得此旨相達候也

辛未三月

辨

官

名古屋藩、前橋藩、大垣藩、忍藩、高崎藩、
安中藩、高島藩、加納藩、小諸藩、岩村田藩、都合十藩へ

三月某日本藩知事護久王化の未だ洽からざるを憂ひ官制を改め人才を登用せらるゝの要を擧げ
己れ先つ其職を辭せむと欲し建白書を上る

〔安津免久佐(本田
文書)〕

知事様御建白寫

復古之大基礎被爲建候以來于茲三年治効未顯 宸襟御憂悵被遊候内各所之民心擾亂刺へ 輦轂之下姦賊暴橫大臣ヲ殺

明治四年

八三五

害ニ及ヘリ臣等不肖地方之官其職ヲ不盡 朝威未貫徹セサルノ所致ト震懼戰慄之至ニ不堪敢テ直ニ參朝謹テ罪ヲ
 闕下ニ待ツ伏テ 聖詔ヲ聽 天意之在所ヲ知感激奮泣不知所謝候處竊ニ惟姦賊暴橫スルハ 朝憲之不立紀綱不肅之所
 致ト雖必竟朝官未其人ヲ不得ニ由リ民心之擾亂スルハ 朝威之貫徹セサルニ在ト雖是亦地方官其人ヲ不得ニヨリ候儀
 ト奉存候仰去ル辰三月被仰出候 御誓文 宸翰之御趣意ハ萬古不易之御確證ト奉存候處竊ニ今日之御政體ヲ仰觀仕候
 得ハ神祇太政之二官ヲ被置テ祭政ニ途ニ別レ六省ヲ被建テ御政體區別ニ相成官員煩冗政事多門是朝官其人ヲ不得シテ
 紀綱不肅 朝憲ノ所以不立ト奉存候各藩ノ知事ニ至テハ多クハ門閥ヲ被用才其職ニ不當候故大少參事ノ員其數ニ過テ
 人其責ニ任セス府縣之政事ハ藩治之標準ニモ可相成處却テ安民之實不相立 神武復古之御政體ニハ何分遠戾仕候様ニ
 テ天下有志之者ハ實ニ憂懼罷在候儀ト奉存候恭惟 聖躬敬神之御誠德ヲ以テ大殿ニ臨御被爲在愛民明倫之御政教ヲ被
 爲敷候得ハ別ニ二官ヲ被置ニ不及大臣納言參議ノ三職玉座之下ニ列シ 聖旨ヲ奉シテ万機之政ヲ施行候得ハ別ニ六省
 ナ被建ニ不及御政體簡嚴ニシテ綱紀凜然初テ復古之御實體ニ歸シ可申ト奉存候御政體簡ナル時ハ人才ヲ得易ク參議之
 職天下之才ヲ被擇各所長ニ從ツテ六省之政事ヲ管轄被仰付別ニ顧問之大臣ヲ被置テ官府之間ニ出入シ内外トナク
 聖德ヲ輔翼シ万機ニ參與致シ候得ハ賢能得位方向一定即チ府藩縣ニ人才ヲ得候事ハ其中ニ在テ姦賊日ヲ期シテ搜索ヲ
 得ヘク民心不令シテ安堵スヘク 王化邦内ニ洽ク 皇威海外ニ輝ンコト不可疑儀ト奉存候臣等不肖猶門閥ニ依テ猥ニ
 知事之職ヲ汚シ候ニ付速ニ當職ヲ被免退テ士族ニ歸シ屹度賢才ヲ御拔擢被爲在度仰願クハ右之大議 宸衷ヨリ被斷セ
 朝廷肅清皇國安定仕候様被遊度伏而奉懇願候臣死罪誠恐頓首謹言

〔天恩略記〕(男爵元田家所藏)

東塾永字子中手録抄略

朝廷各藩知事ヲ召シ下問スル所アリ二月我知事公 召ニ應シテ東京ニ至ル下津休也亦知事公ニ先ツテ來着ス是ニ於テ
 知事公 朝命ニ答テ建言スル所アラントス余ニ代ツテ其考案ヲ草セシム是時ニ當リ 王政草創 朝廷將來ノ着目未タ

分明セス列藩ノ方向一ナラス上下疑懼ス故ニ米田虎雄安場保和時ニ一平大田黒時ニ推和等ハ朝官ニ交誼アルヲ以テ専ラ
 外交周旋ヲ事トシ 朝旨ヲ伺察シ藩論ヲ探偵シ以テ知事公ノ謀猷ヲ輔ケ下津休也及余ハ專ラ知事公ノ内議ヲ贊補シ建
 言告諭ノ草案ニ至ツテハ悉ク余カ手ヲ經サル者ナシ是ニ於テ余乃天下ノ大勢ヲ察シ 朝旨ノ向フ所ヲ慮リ深ク知事公
 ノ心ヲ體シ建言書ヲ草シテ之上ル大意謂ラク 王政復古萬機維新ナリ然ルニ反側ノ徒猶異心ヲ逞フシ 策殺ノ下敢
 テ大臣ヲ殺害シテ憚ラサル者は皆 朝旨未タ貫徹セサルノ致ス所ナリ仰願クハ自今以往 天皇陛下日々南殿ニ臨御大
 臣參議諸省卿 御前ニ於テ天下ノ事ヲ面奏シ 君臣一致政教無ニ公平正大ノ御政體天下ニ貫通セハ誰カ肯テ忌疑ヲ
 生スル者アラシヤ地方ノ官ハ從來ノ門閥ヲ廢シ賢才ヲ登用セラレハ民政必ス舉リ 朝旨至ラサル所無ラン不肖ノ如キ
 ハ速ニ職ヲ免セラレンコトヲ請云々知事公米田下津安場等ヲ集メテ此草案ヲ披見シ固トニ好シ々々是我心ヲ獲タリ我
 茲ニ決矣此旨熊本大參事長岡鑓美公時以下通議ニ及ハス書翰ヲ發シテ通知ス可シト余乃筆ヲ把テ之ヲ書シ使テ遣ハシ
 テ熊本ニ報ス知事公ノ意既ニ如此諸氏皆贊成シテ一異論ナシ 余此草案ヲ知事公ニ上ル前夜獨ニ安場保和ニ示ス保和修夕之
 ラント知事公乃米田安場ヲ從ヘテ大久保大藏卿ニ詣リテ建言書ヲ上ル大久保之内見シテ曰ク 朝旨ノ在ル所較如此
 建言ノ意當ニ然ルヘシトテ領受セリ此時 朝廷廢藩置縣ノ大議アリト雖トモ大藩ノ形勢ヲ憚リ時機ヲ待テ未タ發スル
 所アラス爾後長州薩州越前等府藩ノ建議アルニ及ンテ 朝廷初メテ斷行セラル、ニ至レリ知事公ノ建言其意謙讓ヨリ
 出テ其實ハ廢藩大ニ 朝旨ヲ贊クル所アリト云

公(知事) 此時龍口舊邸ノ本殿ニ住ス余其北舍ニ寓スルヲ以テ日々政廳ニ出ル毎ニ或ハ本殿ニ出テ公ト時事ヲ議シ或ハ
 款語ニ互リ公内議スル所アレハ或ハ余カ舍ニ來リテ答問時ヲ移シテ歸ル時ニ或ハ馬車ヲ共ニシテ早水ニ遊行シ或ハ小
 枋ヲ同クシテ墨沱ニ泛ヒ清閑ノ杯酒ヲ娛ミ豪放ノ遊興ニ耽ラス蓋シ維新以來天下ノ志士義人等身ヲ忘レ國ニ盡ス者妻

子ヲ持テ父母ヲ離レ家ヲ出テ藩ヲ去テ四方ヲ奔走シ途ニ 王政復古ノ基本ヲ爲スヲ以テ其初メ生ヲ棄身ヲ殺スノ際苦辛慷慨ノ餘酣飲淋漓聲妓前ニ滿ツノ風習無キヲ免レテ故ヲ以テ其餘風一掃ノ士人ニ及ヒ天下皆然ラサルコト無ク華族ノ風亦隨テ之ニ赴カントスルノミナラス或ハ之ヲ懲惡スル者アルニ至ル余時ニ年五十四頗ル世故ヲ經人情ヲ解スルヲ以テ壯年豪士ノ遊興ハ大ニ恕スル所アリト雖トモ常ニ窃ニ歎シテ以テ大人君子ノ深ク愧ル所ト爲シ知事公ノ侍讀ト爲リシヨリ特ニ心ニ誓フ所アリテ先ツ閨門夫婦ノ間ヨリ之ヲ慎ミ天ノ視ル所神ノ鑑ル所ニ愧ルコト無カラシムコトヲ庶幾セリ東京ニ來リシヨリ其交際ニ於テハ已ムコトヲ得ス酣飲聲妓ノ中ニ歡娛スルト雖トモ嘗テ心ヲ放ツコト無シ故ニ知事公深ク余カ謹慎篤行ヲ知リテ寵遇殊ニ至レリト云

三月某日長岡護美亦本藩大參事を辭せんことを請ふ

〔男爵元田家文書〕

長岡大參事

(包紙) 上

今般 御献言之筋ニ付而 御職掌御辭退之趣奉欽承候伏惟 皇政維新萬機 宸斷ニ出三職 聖旨ヲ奉シ偉業ヲ 御恢張被爲在得共王化未タ遐邇之地ニ不洽所以ノモノハ地方官或ハ其人ヲ不得ニ由リ候ト奉恐察候魯鈍臣護美如キモ近年非常之天眷ヲ忝シ加之昨年來又當職ニ就キ覆餗之懼負乘之責日夜惕若トシ天安キコト能ハス雖然孜々匪勉今日迄勤上仕候儀者當藩改制百事一新之舉其急ヲ救ハサルコト不能一時不可止ヨリ發起仕候次第ニテ素ヨリ重大之任ニ適シ候心得ニ而者無之如此遷延罷在候得者途ニ賢路ヲ梗キ何日カ實才之舉ルヲ得ンヤ之ヲ思フ毎ニ千憂萬苦仰願ハ寛弘之量ヲ被爲垂速ニ當職務被免退テ士族ニ歸シ實才實能之士御擢用有之度區々之志願ニ候條宜御執奏奉伏冀候率爾千淵惶恐

三月

大參事

長岡從四位

護美

三月某日本藩債吏某本邦國勢調查書を得て報告す

〔明治三年ヨリ探案書控〕

皇國總人數 (人數合計と但書内譯等と一致するものなし何れか正、何れか誤、今之を知るに由なし只其の概數を見るへし編者識)

三千七百八万五千三百二十壹人

但男千七百五十八萬六千七百七十人
女千七百十九萬八千六百十壹人

内

皇族 貳十人 (以下を合計すれば三千三百七十)

華族 三千八百八十六人

士族 九十貳万七千八百五十九人

卒 九十四万五千百人

平民 三千九十貳万四千八百貳十壹人

社務 十六萬三千四百十人

僧 貳十四万四千八百六十九人

尼 六千百十壹人

穢多 四十九万六千六百九十五人

非人 八萬貳千九百貳十人

皇國總石高

三千五十五萬九千九十九石餘
同 總戶數 七百九万貳千七百四十八軒

内譯

高八百六十三萬七千六百四十石餘

戶數貳百貳万四千七百九十六軒

人員九百八十三萬貳千貳百貳十貳人

但男四百九十七萬九百六十八人

女四百八十八萬千貳百十四人

右三府四十縣

高貳千九百九十二萬三千三百九十九石餘

戶數五百八萬七千九百五十二軒

人員三千四百九十五万三千八十九人

但男千貳百六十壹萬五千七百五十四人

女千貳百十三萬七千三百三十五人

右各藩

明治四年

八三九

皇國總周廻里數凡三千七百四十五里
周國三千三百三十六里三十五丁北海道ハ不詳ス
里積壹萬七千七百四十坪四合五勺貳才
此里數凡七百九十里

札

太政官 四千八百萬兩
民部省 七百五十萬兩
藩 縣 三千七百貳十九萬五千七十四兩
銀 千五百五十貫百三十三匁
永 貳百三十壹文九分

禪 宗 壹万七千寺
黃 檗 九千百ヶ寺
眞 言 壹萬千ヶ寺

四月四日京都久留米藩邸詰井上格摩京都府に拘留せらる

〔明治三年ヨリ探案書控〕

辛未四月五日所聞

一四月四日久留米藩京師邸詰合井上某京都府へ御用召ニ而前橋津和野兩藩用辨之士附添出頭可致旨ニ而則罷出候處井上

法 相 五千三百廿ヶ寺
淨 土 十四萬廿ヶ寺
遊 行 六萬七千六ヶ寺
大念佛 千貳百十ヶ寺
西本願寺 四萬五千三十ヶ寺
東本願寺 八万八千五百五十四ヶ寺
日 蓮 八万三千貳十ヶ寺
高 田 七万五百貳十ヶ寺
天 臺 千八百四十ヶ寺
諸宗總合 四十六萬九千九百九十七ヶ寺
〔本書日附なけれども探案書控を見れば本書の前後に明治四年三月中の事件を記載しあり仍て仮に此に掲ぐ〕

某御不審之筋有之府留相成帶刀并懷中物相改附添之兩藩に御渡シニ相成候由

京都詰合 井 上 格 摩
下 川 正 悟

下川と三月下旬東京に藩用ニ而東下ニ相成候事

四月某日久留米藩は其の長州脱徒潜匿事件に關係なきことを辯護せられたき旨を佐賀藩に依頼す

〔明治三年ヨリ探案書控〕

佐賀藩へ米藩より之依頼書

今般至急尊藩へ罷出依頼申上候大主意之儀者於弊藩古松管三マ申者有之生質無頼輕舉之者ニ御座候而昨年來長州表兵隊脱走之者潜匿爲致置候由之處其後長州より弊藩へ脱徒潜匿有之趣懸合來候ニ付於弊藩ハ承知不仕義ニ付潜匿無之趣相答候處長州より愈以潜匿相違無之在所も申聞候ニ付於藩廳愕然早速兵隊操出潜匿之もの召捕申候且又春來於東京事情切迫重役之ものニ罪魁無之候而之於知事モ身上之過且夕ニ迫候勢を相考候哉一己之所存を以平田源八ハ申者脱徒潜匿之儀大參事承知仕居候由建白仕候趣ニ相聞申候此一儀今日之禍大根元ニ御座候右ニ付當時 朝廷脱徒潜匿之儀於藩廳も同服之御嫌疑相成今日形勢ニ到候而之弊藩參事より辨解仕候得ハ却而嫌疑を増候勢ニ相成實以奉恐入居候仕合ニ御座候就而之御隣藩之御好を以何卒急速御周旋被成下候様奉懇願候事ニ御座候以上

未四月 高 橋 篤 次
廣 瀬 時 次 郎

四月十日丸龜藩知事京極朗徹の請を允し藩を廢して縣と爲し朗徹を丸龜縣知事に任せらる

〔明治三年ヨリ探索書控〕

丸亀藩布告

先歳版籍奉還之後東京へ被召寄郡縣制御下問相成改而當職被仰付候處素より不肖之身ヲ以重任ニ堪難候得共一時御請申上置候然ルニ僻地管轄之儀ニ付自然 朝旨貫徹致兼候而者尙更奉恐入候依之藩政ヲ縣ニ稱シ舊習ヲ洗除シ總テ模倣シ確然 御趣旨行届候様いたし度存候其段東京へ申遣置候間細目之儀も御模様ニ寄相伺候上可申達候事

四月

藩知事

別紙之通知事様方御伺可被成候付一同爲心得申達置候事

四月三日

政廳

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢の一節〕

十日(四)丸亀藩知事京極朗徹舊弊艾除シ難キヲ以テ藩ヲ廢シテ縣トナサント請フ勅シテ之ヲ允ルシ朗徹ヲシテ改メテ丸亀縣知事タラシム

四月十日巡察使四條隆謨久留米既に鎮定せしを以て熊本山口ニ藩兵を高良山より罷遣す

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢の一節〕

又巡察使ハ四月十日久留米事情既に定マリシヲ以テ熊本山口ニ藩兵ヲ罷遣セシコト及ヒ五月八日朝廷巡察使ヲ召遣セシコトモ記録ニ見ユ

〔編者按するに、我藩兵は此罷遣の命を受けたれとも直に出發せず十三日巡察使と共に柳河に至り同所にて巡察使と分れ歸熊の途に就きたるなるへし後編岡本家記及び次條四條巡察使柳河に至るとあるを參看すへし〕

〔時勢雜録〕

二月熊本藩兵隊一大隊東京へ召サレ熊本ヲ發シ東京品川到着ノ處浮浪ノ徒及山口脱藩ノ輩九州各所へ潜伏シテ出沒暴行ニ及フノ故ヲ以テ巡察使四條隆謨ヲ日田縣へ差遣サル之ヲ以我藩兵モ直ニ赴キ巡察使ノ指揮ニ隨ヒ進退スヘキノ命アリ其儘日田へ發艦ス其後九州表事平ラキ三月下旬我兵 朝命ニヨリ歸藩ス

〔岡本家記〕

岡本嘉津次履歴(抄略)

明治三年十月常備兵伍長拜命、尋て裨官を命せらる、同四年二月東京へ出張を命せらる、會々長州藩に内訌あり、熾激の徒敗れて、藩を脱し、九州に遁れ、豊後及び久留米に隠れたり、朝廷兵を發して之を鎮撫せしめらる、我か藩亦出兵の命を受く、依りて嘉津次等の一大隊は、隊長沼田勘解由に引率せられて、品川驛より直に返り、豊後日田に至り、尋て久留米に轉し、事治りて後柳川を経て、四月十八日歸熊す、云々

四月十三日本藩萩蘇源太書を姪萩吉九郎君に贈り日田事件結了し參謀大田黒惟信來二十日頃日田を引拂ふへき旨を豫報す

〔萩家文書〕

〔前略〕日田表之儀存外早片付ニ相成實ニ皇國之御威光大田黒參謀列過ク而當廿日頃迄ニ之引拂一先歸國之趣ニ候愈此往御地之變革斷然相立申候得之御一新之筋萬國ニ並立可申候僕愚も東都ニ一度之罷出度存込居申候へ共未タ手元之筋片付兼存念徒ニ押移申候定而新堀初メ元田先生其外御社中御替茂無之と芽出度自然御逢ニ相成申候へハ吳々も宜御申通可被下候(以下略)

四月十三日

萩蘇源太

明治四年

八四三

四月十三日巡祭使四條隆調高良山を發し柳河に至り信宿す同地の暴徒久保田邦彦岡田太郎等數名縛に就くものあり

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢の一節〕

巡察使ハ紮彈御ノ者ヲ日田ニ殘シ四月朔同地發後高良山ニ抵リ陣ス十三日同處發柳川ニ至ル十五日同處發佐賀ニ至ル十七日同處發十九日大村着其日時津ニ渡リ二十一日長崎着同地滞在命ヲ待チシコト記録ニ見ユ

〔大樂源太郎事蹟〕

渡邊村明編

大樂源太郎號ヲ朝風ト曰フ山口亂後遁レテ柳河ニ來ルヤ當地ノ勤土家タリシ柳河町ノ永松祥次郎（後ニ殺ム）清水平太郎津村宜哲胸形精雄甲斐原鶴三郎垂見村ノ加藤五次郎小川村ノ岡田太郎高畑村ノ鷹尾速三池郡曰仁某宇佐益人文廣村ノ廣田彦廣等ノ家ニ匿ル又國事ヲ談シ相往來セシモノハ右ノ外曾我祐世久保田邦彦森平治萬年藏六綿實實雄宮崎茂一江口瀬平馬場幾茂大石善太夫等十數名アリ 朝廷九州各地不穩ノ狀アルヲ知り四條少將兵ヲ率テ國境ニ臨ム正義派百數十名其所ニ會合シ議シテ曰ク急ニ兵ヲ擧ケテ之ヲ擊破セント或ハ曰ク不意ニ夜襲ヲ爲サント議論紛々タリ藩主近臣某ヲ遣ハシ之ヲ説諭シ其暴擧ヲ抑制ス官兵柳河ニ入ルヤ文武官ニ屯集ス久保田岡田甲斐原胸形等縛ニ就ク人心恟々タリ參謀井田護等柳城ニ入り藩主ヲ詰門シテ餘黨ヲ出サシム藩主外ニ黨類ナキヲ陳辯ス於是官兵此地ヲ去ル我郷擾亂ナキハ全ク藩主ノ英明ニシテ一身ヲ以テ犧牲トセラレタルノ賜モノト謂フヘキナリ

時ニ東都ニアリシ柳河ノ志士廣田彦廣鷹尾速遠モ縛ニ就ク久保田等四人及廣田ノ夫人鶴代子日田ニ護送セラレ數回ノ訊問ノ上東京ニ送ラレ後チ久保田（十年）鷹尾（三年半）岡田（三年）ハ懲役ニ又廣田ハ廣澤暗殺嫌疑ノ際捕吏ニ抗セシ罪

ニヨリ十年懲役ニ處セラルト云

後年彦磨人ニ語テ曰米藩人ノ大樂ヲ殺セシハ誠ニ失策ナリ大樂ノ奇兵隊員ノ爲メニ謀ルハ部下愛憐ノ致ス所又其行爲公明正大ナレハ捕ヘラレテ法庭ニ出テ、堂々辯明セシナラハ定メテ奸臣肝ヲ寒カラシムル所アリシナラン左スレハ予輩モカクマテ嫌疑ヲ蒙ラスシテ速ニ晴天ヲ見ルコトアリシナランニ洵ニ遺憾ノ次第ナリキト又曰予殆ント四年間未決ニ繫カレ常ニ廣澤參議暗殺主謀者ヲ以テ目セラレタルトモ此件ハ予少モ覺エナシ其時傳馬町ニ繫カレタル諸同志中ニ五ニ密々探索セシモ誰一人之ニ關係セシモノナシ依テ其時詳議ニ是或ハ意外ノ邊ニ其主謀者アラント斷定セリト

四月廿三日東山西海二道に鎮臺を設置せらる

〔防長回天史第六編下〕

〔明治四年ノ大勢抄出〕

四月二十三日始メテ鎮臺ヲ東山西海二道ニ置キ熊本佐賀ノ二藩ニ令シテ各一大隊ノ兵ヲ西海道鎮臺ニ出サシム

〔安津免久佐十二本田文書〕

兵備ハ治國之要安民ノ基方今之急務ニ候依テ今般 鞏蔽之下ヲ始メ守衛警備之事次第ニ御施設ニ相成猶追々諸道ニ鎮臺ヲ置キ兵務總括シテ全國ヲ保護被遊度 思食ニ候條先ツ別紙之通東西之要地ニタイテ兩鎮臺ヲ被置候事

辛未四月

太 政 官

別紙

本 營 小 倉

東山道鎮臺

分 營 博 多 日 田

本 營 石 卷

右兩鎮管内應援運輸之便地ヲ撰ミ猶數ヶ所ニ兵備ヲ被

分 營 福 島 盛 岡

設候事

西海道鎮臺

明 治 四 年

八四五

四月廿五日日本藩佐伯關次廣澤參議刺客に關する嫌疑を以て訊問を受くる數次拷訊日に益甚しきを加へ終に此日獄中に縊死す後拷訊長沼東夫に及ぶ

〔佐々家文書〕

前彈正臺小巡察長沼東夫話

廣澤參議凶刃ニ斃ルトノ報アルヤ余ハ其ノ宿所ニ至リ検査セシニ廣澤ノ妾曰ク昨夜參議ト枕ヲ並ヘ臥居タルニ深更何者トモ知レズ座敷ノ兩戸ヲ放テ忍入り刀ヲ揮ヒテ參議ヲ斬殺セリ其物音ニ驚キ目ヲ覺シ窃盜ナラント思ヒ金錢入用ナラバ遣ハスベシトイヘバ金ハ不要ナリト言ヒ棄テ、立チ去リタリ其者頭巾ニテ顔ヲ包ミ居タレバ面體ハ見分ケガタケレドモ言葉ハ肥後人ニテ恰モ米田虎雄氏ノ如クナリキト余之ヲ聞キ驚キ果シテ妾ノ言フトコロノ如クナラバ米田氏ニ嫌疑ノ及ブハ必然ナリト思ヒ米田氏ニ至リテ之ヲ告ケ注意セシガ彼レハ何ト思ヒシカ却テ余等數名ヲ嫌疑者トシテ或ハ落邸ノ獄ニ投シ或ハ邸内ノ一室ニ謹言ヲ命シタリ其ノ人々ハ余ノ外ニ山田十郎松村深藏青木彦兵衛西島仙五郎佐伯關次等外數名ナリキ

第一ノ訊問ハ佐伯ヨリ始メラレタルガ其ノ訊問ノ際ニハ穿鑿掛ニ野村七右衛門ト云フ平素拷問ニツキ罪人ニ當リ方強氣ナリトテ賞セラレシ程ノ人ヲ立合ハシメラレタリ佐伯ハ其ノ事ヲ關知セサル旨ヲ再三陳辯セシガ遂ニ拷問ヲ加ヘラレタリ (編者曰、其ノ時拷問ノ狀ヲ實見セシ吉永爲之曰ク其狀甚タ殘酷ニシテ名狀スヘカラス佐伯ノ拷問ヲ中止シ獄屋ヘ返ラシムルニ足痛ニテ起ツ能ハザルヲ獄卒左右ヨリ手ヲ添ヘテ引立テ之ヲ擁シテ退出スルニ佐伯ノ兩足ハブラクトシテ地ヲ引摩リ行ク狀傍人ヲシテ見ルニ忍ビズ面ヲ背ケシムル程ナリキト、吉永ハ當時加) 而シテ佐伯ハ竟ニ獄中ニテ縊死シタリ (編者曰、佐伯ノ實山權十郎ニテ諸價ヲ命セラレタル山田十郎等ヲ守衛シ居タル人ナリ) 而シテ佐伯ハ竟ニ獄中ニテ縊死シタリ (死ハ四月廿五日ナリ、吉永ノ言ニ余ハ六月下旬東京ヲ發シテ歸藩セシガ其ノ時、是ヨリ長沼ノ訊問ヲ始ムベシト云フヲ聞ケリトアリ)

次ハ余ノ訊問トナリシガ余亦關知セザルコト故其旨陳スレドモ聽カズ拷問ヲ加ヘラレタリ其ノ方法ハ拷木ト云ヒテ三角形ノ木數本ヲ並ヘテ臺ヲ製シ其ノ上ニ座セシメ膝ノ上ニハ大石ヲ抱カシメラレケレバ其ノ重量ニ壓セラレテ向脛ハ

臺ノ三角木ニ喰入り苦痛堪ヘ難キ程ナリ然レドモ知ラザルコトハ知ラズト云フヨリ外ナク拷問日ヲ重ネ膝ノ下ヨリ足ノ甲マデ拷木ノ爲ニ出血スルニ至リシカバ獄屋ニ返リテ後隙間ナク綱帶シ吳レラレタリ余其ノ事ニ關係セズシテ斯ク屢々拷訊ヲ受クルニ忍ビズ遂ニ死ヲ決シ或ル夜番卒ノ隙ヲ伺ヒ足ノ綱帶切ヲ解キ綱ヲ絢リ之ヲ梁ニ掛ケテ縊レタルニ精神朦朧トシテ夢ノ如クナル中ニ余ノ母來リ呼起サレケレバ驚醒メ吾氣憶シタルカト思ヒ激シテ再ヒ縊レタリ然テ復々覺醒シタル時ハ彼ノ綱ハ切斷セラレ余ノ體ハ横臥シ頭ヨリ胸ノ邊マデ水ニ濡レ瀝リ番卒等余ノ身邊ヲ取圍ミ居タリ謂フニ綱切レテ體ノ倒レタル音ヲ聞キ番卒等來リテ我ヲ介抱セシナランカ

余ハ一時人事不省ニ陥リタレドモ番卒ノ介抱ニヨリテ蘇生シタレバ彼等ハ余ヲ慰撫シ且ツ監視ヲ嚴ニスルニ至レリ此ニ於テ余然々謂ラク何等證據ナクシテ妄ニ拷問ヲ加フルハ余等同志者皆悉ク事實ノ有無ヲ論セズ必ズ死ニ至ラシメテ止ムノ意ナラン果シテ然ラハ余今徒ニ死ストモ拷問マタ殘レル同志ニ及バンカ幾多ノ同志空シク冤枉ニ斃レンハ甚遺憾ナリトテ一策ヲ考ヘ僞リテ其ノ暗殺者ナリト自白セント決シ次回ノ訊問ニ際シ余ハ暗殺者ナリト答ヘシカバ判官早川助作中島純次郎等大ニ喜ヒ其ノ自白ノ遅カリシヲ遺憾トストテ屢々余ヲ慰撫シ後數日余ヲ殺人犯トシテ司法省ヘ送致シタリ

司法省ニ於テ審問ノ際余ハ素ヨリ期セシトコトナレバ最初ヨリ事件ノ順序細大漏サズ悉ク陳述セシカバ列席ノ判官等只顔ヲ見合セテ皆黙々トシテ一言モ發スルモノナク良久シクシテ余ハ獄屋ニ返サレタリサテ其ノ次ニ法庭ニ召出サレシ時内心ニハ既ニ死罪ヲ決シテ出頭セシガ意外ニモ無罪放免トノ宣告ヲ受ケタリ蓋シ司法省中稍々我藩ノ政情ヲ知り黨派上ノ軋轢アルヲ察シ居タル折ナレバ余ガ一回ノ陳述ニテ大ニ判官ノ諒解ヲ得タルモノナラン (編者曰、吉永又云ヘテ命セラレタル鳥居直樹ト會ス其言ニ曰ク訊問ハ佐伯長沼兩人ニ止リ其他ノ人々ハ遂ニ一回ノ審問ヲモ受ケザリシガ後ニハ朝廷ノ罪人ヲ審ノ手限リニ訊問スルハ不都合ナリトノ察討ヲ受ケタリトカニテ藩廳ヨリノ待遇俄ニ變シ人々ヲ優待セラレ、ヤウニナリタリトサテ其後人々ハ皆放免セラレタルナリト)

余ハ晴天白日ノ身トナリタレドモ既ニ彈正臺ヨリハ免職セラレタル身ナレバ有柄川宮家ニ奉職スルコト、ナレリ其後宮家ヨリ伊勢太神宮ニ代參スルコトアリ其ノ序ニ休暇ヲ願ヒテ郷里熊本ノ私宅ニ歸省シ兩親父名長沼 親左衛門ノ膝下ニ親族團欒シテ互ニ再會スルヲ得タルヲ歎ヒメ云々

右ハ當時長沼東夫方東京ヨリ歸宅セリトノ報知ヲ得弟友房ト同行シテ櫻馬場ナル其ノ宅ニ至リ互ニ歡談シ其後追々長沼ノ直話ヲ聽キタル要領ヲ略記セシモノナリ
大正八年秋九月

(參照)

佐々干城識

〔佐伯文書〕

一萬家臣佐伯關次御不審御取消願

明治七年十一月 從五位阿蘇惟敦

白川縣權令安岡良亮宛

明治七年十一月三十日付ヲ以テ安岡權令ヨリノ指令左ノ通り

律令三百十八條口供甘結セズシテ死亡スル者ハ證佐アリト雖モ其罪ヲ論セストアルニ依リ其旨可心得候也

注曰佐伯關之助ハ明治三年四月廿五日於獄中縊死ス

〔男爵山田家文書〕

(明治五年九月山田信道書宛宛名不明)

小生等去月廿五日御不審相晴禁獄被差免候段御達有之候間此段御吹聴仕候然ニ去年請カマ。三月免職後貴邸に參館歸後藩廳方爲繫縛其儘入獄ニ相成前後迷蒙千萬回顧自反致候得共犯法違令之覺聊無之唯刑部之御調而已相待居候處豈計哉藩廳吟

味ニ而佐伯關次爲拷問死亡致シ同人儀ハ阿蘇大宮司家來ニ而彈正臺御用ニ付主人名代ニ出府致 居間并平四郎天竺無窮之數言ハ私言也との證人ニ參居候もの也 元小巡察長沼春雄是又拷訊生死不定同人儀ハ彈正臺在勤中米田虎雄に渡ル大忠命を以置譯 參議明殺事件ニ付不審之ケ條有之候間及懸合候もの也 其酷烈暴戾言語ニ絶候次第ニ而吟味之趣ハ廣澤參議事件ニ關係之不審之由傳承仕候間竊ニ考慮仕候ニ如是無謂儀を申懸候儀ハ全く黨派之私情ヲ懷キ死地ニ陷セ候儀ニ而日々死期及相待居候處一度之尋軋も無之去年請カマ。九月歸國ニ而猶入牢ニ相成舊臘廿七日病氣ニ付爲養生歸宿被申付當八月ニ至前文之通被差免候次第ニ御座候然處僕等兼而之事業形迹之先生得御承知被成候通ニ而如是大御不審を相蒙候儀ハ聊有之間敷是全讒者之巧言飾辭を以廟堂を欺候よ是儀ハ奉恐察候朝廷もまた昔日之頑陋ふるを以高田源兵衛之徒ト一纏ニ被遊御覽候よ今日之變ニ立至申たるべく小生等實ニ仰天椎心泣血所以ニ御座候夫盜賊を捕縛スルスラ其形迹よく是れ捕縛スル時は國ニ定律有リ小生等も右源兵衛之徒ニ聲息を相通たる儀有之候哉草蒙書生輩と出入致候儀有之候哉諸方往復書中ニ朝政を妨害スル之迹有之候哉右之迹一も有之候ハ、實ニ其讒を不免處ナリ然ニ今日其迹一も無之謀反人同様之取扱ニ相成候儀ハ實ニ迷昧方向を失候次第ニ而獨小生等方向を失而已ふらす社中一般舊固陋之見を聞聊維新之御趣意を曉解致居候者共も今般之御處置ニ而一切方向を取失追而朝旨を違奉せんトすハ猶如何ふる冤枉ニ陷候哉難計退而身を保タントスレハ固陋朝旨ニ戻ル之責アラントテ恐レ昔年來家を捨軀を忘レ邦家ニ盡處之素志今日ニ至而進退手足を置處よく方今開化晴明之時ニ當テ方向を失途ニ進退ヲ過候様之筋ニ立至候而ハ實以奉恐入候間何卒先生之御配慮を以昔年來報國之素志徹上致し社中方向相立再爲邦家盡力出來候様一偏ニ先生之御指揮を奉仰願候小生早々登京御直話之上奉願候答ニ御座候得とも未黨派之情相解不申條縣廳願濟出來兼候哉ニ付書中を以如是御座候尤社中某上京ニ付巨細ハ是カ可申上候間要用迄相縮如是御座候已上

四月廿八日大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として清國に派遣せらる

〔明治三年ヨリ 探素書控〕

明治四年

正二位柳原殿々或藩に御使者口上扣寫

外務大丞兼文書正儀

去四月廿八日今般大藏卿伊達宗城卿欽差全權大臣トレ條約取結之タメ清國に被差遣候付輔弼トメ發向被 仰付同日正四位宣下畏入存候旨從東京申越深畏入存候依而御吹聽申入候以上

未五月

〔鶴鳴餘韻〕

〔伊達宗城公御年譜抄出〕

四辛未公年五月九日東京貫屬とある四月廿八日欽差全權大臣として條約取結の爲め清國え被差遣

〔三條實美公年譜〕

四月二十七日大藏卿伊達宗城ヲ以テ欽差全權大臣ト爲シ清國ニ遣シ條約ヲ訂結セシム柳原前光津田眞道鄧永寧等之ニ從フ

四月廿九日我藩權大參事道家一德願に依り本官を免せらる

〔明治轉職進階帳二〕〔熊本縣廳所藏〕

願之通被免本官旨別紙太政官御書付相渡候尤御用之節々藩廳に可有出頭候也

四月廿九日

熊本藩 權大參事 道家一德

道家一山

依願免本官

辛未四月

太政官 道家一山

先年來多事之折柄ニ際會シ始終盡力非常之心配いたし候付勤勞を賞シ目錄之通差遣候也

四月廿九日

金三百兩

但本行御書付並添書等共三通於上院從大參事渡之尤之山儀今日第十字藩廳に出頭候様前日呼出之書面仕出候事
四月晦日我藩木下信十郎上羽勝衛に洋學所漢籍教導を命す

〔明治轉職進階帳二〕〔熊本縣廳所藏〕

辭令

木下信十郎

上羽勝衛

洋學所漢籍教導申付候也

辛未四月晦日

藩廳

洋學所漢籍教導申付候
右四月晦日宇土に差越候處五月三日相渡御請相濟之段申來候事

四月某日我藩西洋醫學所を開く

〔故護久公御事蹟調〕

〔九州醫學雜誌所藏熊本醫學所及病院抄出〕

熊本藩知事細川護久公西洋醫學を興さんか爲し再春館を廢し明治四年二月醫學所を熊本城乃出丸古城の地ニ創設そ和蘭國醫官マンズフェルトを聘して教師となし同年四月開講せり此を肥後ニ西洋醫學の學校あるは始めふり〔中略〕學校

明治四年

八五一

病院と位置相並ぶ生徒百三十餘名(中略)内藤泰吉幹事として幾んど今時校長の事を行ふ奥山靜叔高橋正直を助教とし中山至謙田代文基を教導とそ俗事通辯西直方を長崎より備ひ來り滿氏に隨從せしむ北里柴三郎福田恭敬竹崎藤樹等前後相繼て塾監とふる(中略)

醫學所は古城の南區藪氏の邸地用ひ地所凡そ二千坪第一教場廣二十五間四方許教場二ヶ所役員室寄宿舎使令室食堂高樓等あり又此校敷地の内、教員の官宅あり助教高橋之、居る教師邸宅は古城の北區今櫻橋通り、新築せ、

〔明治五年 官省一途三〕(熊本縣)

- 一 蘭國、
 - 一 セゲフアンマンズフェルト
 - 一 醫學、
 - 一 給料 一ヶ月五百元
 - 一 雇入 條約書日付明治三庚午十二月十四日
 - 一 雇地 長崎
 - 一期 明治四年辛未四月廿八日ヨリ
同七甲戌四月廿八日マテ
- 右之通御座候也

白川縣

右癸酉二月廿三日進達ス

(備考)

〔全書〕

白川縣兩學校廢止御届並教師月給御渡方等之願

白川縣管内熊本ニ於テ洋學醫學兩校官費ヲ以設立之處諸學校之儀と總而御廢止之段御布告之通ニ付右兩校之儀壬申十月以降廢止仕候然處外國人雇入之學校之教師條約中之月給と被渡下段も御布達之通ニ付醫學教師蘭人マンズセル儀月給五百圓洋學校教師米人ゼンス儀者月給四百圓相給條約前ニ付何卒右月給期限中被渡下候様

一 右教師兩人に之是迄通辯壹名宛附雇仕候間是迄之通被開貳名之月給被渡下候様
右之通宜敷奉願候也

明治六年一月七日

白川縣參事 山田武甫

文部省指令

教師雇期限迄之給料ハ第三十五號布達之通相渡可申候ニ付教師保護之目的相立其方法等取調至怠可申出候且通辯之儀ハ當分用辨差岡無之迄ヲ主トシ給料等成丈簡易ナル者ヲ雇イ右給金等取調可申出候事但方法伺出候節兩教師從前之條約書相添可差出候事

明治六年十一月十三日

文部省

〔全書〕

學校保護之方法相立候上ハ當年第八號布令開業伺文例ニ依リ更可伺出候事
但病院之儀ハ地方之處分タル可キ事

明治六年三月十三日

文部省

明治四年

其縣御雇外國教師條約期限中給料之儀ハ常省ヨリ可相渡云々昨王申第三十五號ヲ以テ布令致置候假令ヒ保護ノ道相立其教師ヲ以テ學校等相開キ候トモ條約期限相濟候後ハ官費ヲ以テ雇繼不相成ハ勿論ニ候得共此段爲心得更ニ相達候也

明治六年三月

文部省

白川縣

追テ本文教師民費等ヲ以雇繼候儀ハ不苦儀ニ付其旨可伺出候事

右三月十三日郵便方申向也

〔明治五年 文部省教部省工部省伺届〕(熊本縣 廳所藏)

蘭人マンスフエルト氏本年六月十四日御雇滿期ニ付テハ歸國可申付之處去ル四年三月開院以來ノ功勞ニ對御賞賜有之度願出

明治七年五月廿七日

白川縣權令 安岡良亮

文部省

御中

六月十日付

願之趣難聞届事

〔マンスフエルト滿期解約ニ付御届〕

本月十四日滿期ニ付解約爲致歸國候云々

六月十五日

白川縣權令 安岡良亮

文部省

御中

五月二日日本藩京都出張所を縮小し大小屬の勤務を廢し史生をして擔當せしむるに決す

〔東京大坂出張所往復〕

其表大小屬詰方之儀被差止史生迄交替被差登候付御用向史生に引讓被罷下候様尤大小屬無之而難相動儀も有之候ハ、大坂詰之内ハ被差越管候條其趣史生に可被申含置候也

熊本藩

五月二日

少参事

中島彦藏殿

五月二日我藩大坂定府眞島襄一郎に洋學誘導方を命し東京へ差遣す

〔明治三年轉職進階帳二〕(熊本縣 廳所藏)

眞島襄一郎

洋學誘方申付東京に差越候數年出精學業上達いたし候付目錄之通差遣候也

藩廳

五月(明治四年)

金百五拾兩

但本文襄一郎儀者大坂定府ニ付同所に添翰を以差越候其趣者委細往來扣ニ記置候尤五月二日之便ニ仕出候事

御請濟

五月三日我藩病院に蘭醫マンスフエルト雇聘のことを布告し之に對して不法の行爲なからしむ

明治四年

八五五

〔故護久公御事蹟調〕

〔養田播磨記録の内〕

和蘭人

セケエ・フアン・マン・スフェルト

右者病院取起候ニ付醫業開化之爲雇入之儀 朝廷に奉願候處願之通被差免雇中は御國人同様接待ヲ以テ内地通行も無
故障相通候様被仰付候ニ付警衛等も不附置管内通行いたし候間御趣意奉體不都合無之様屹度可相心得也

五月三日（明治四年也）

藩

廳

五月十三日本藩旅人取締規定の内他藩人と私交上の應接の際旅人方吏員を臨監せしむることを
廢す

〔明治三年九月
藩廳日記〕

旅人取締ニ付應接振等當三月相究居通候處右之内旅人方立合之儀之向後差止候條此段御達之事

五月十三日

右書付郡掛務に差廻刑法に及知せ事

五月十七日清國欽差全權大臣伊達宗城東京を發す

〔鶴鳴餘韻〕

〔伊達宗城公御年譜抄出〕

四辛未年五月十四（中略）五月十五日於御前拜受清國欽差全權大臣委任狀五月十七日清國え趣き九月十九日歸朝同廿七日日本
公年五十四

官ヲ免せらる 麝香問詰是迄の通り

〔宗城公御事蹟抄出〕

明治四年五月十八日清國特命欽差大臣として將ニ纜を横濱に解かんとするに臨み時の太政大臣三條實美公の之を嘘し
て

君し行かは君子の國とから人かたゝへし言もまたや聞くへき

と詠せられたるなり云々

五月廿四日本藩大坂出張所は嘗て兵部省より借用中なりし我藩伏見邸返付の達を受けたるを以
て其受取方を我京都出張所へ照會す

〔東京大坂出張所往復〕

伏水藩邸之儀同所兵部省御用ニ付御差出ニ相成居候通ニ候處同省御疊置相成被差返候間同所屯所に懸合請取候様兵部
省方御沙汰有之候付右之趣を以受取方有之度此段申達候也

大坂

五月廿四日

熊本藩出張所

京都

熊本藩出張所

五月某日伊勢兩宮外大小神社家世襲の習慣を廢し精選補任すへしとの旨を達せらる

〔安津免久佐十二本田文書〕

神社之儀ハ國家之宗祀ニ而一人一家之私有スヘキニ非ザルハ勿論之事ニ候處中古以來大道之陵夷ニ隨ヒ神官神家之輩

明治四年

八五七

中ニハ神世相傳由緒之向モ有之候へ共多クハ一時ニ補任之社職其儘沿襲致シ或ハ領主地頭世襲ニ因リ終ニ一社ノ執務致居リ其餘村邑小祠之社家等ニ至迄懸テ世襲ト相成社人ヲ以家祿ト爲シ一己ノ私有ト相心得候儀天下一般ノ積習ニテ神官ハ自然士民ノ別種ト相成祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊害不尠候ニ付今般御改正被爲在 伊勢兩宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至迄精撰補任可致旨被仰出候事

辛未五月

太 政 官

五月某日燈臺新設につき各地方官に調査を命ぜらる

〔安津免久佐十二本田〕

燈明臺之儀ハ航海必要之標的ニ候處從來各地海岸ニ取設無之間ニハ士人之自費ヲ以テ燈籠或籌屋等相設候場所モ有之候へ共規律不正且風雨之節消滅之憂有之却テ航海者ノ過失ヲ釀シ候ニ付今般海路危險之地ハ御取調之上適宜ノ燈明臺御建築相成候ニ付是マテ燈籠籌屋等取設或新築之見込之場所ハ地方官ニ於テ取調早々可申出候事

辛未五月

太 政 官

五月某日日本藩高田源兵の豫審結了せしを以て東京へ護送す

〔小森家文書〕(小森直彦氏藏)

明治四年刑局根取廣田貞人東京エ參達

引取書

熊本藩士族

高 田 源 兵

年三十八

右者鶴崎詰中脱藩人潜匿之周旋いたし其前後他藩人と不容易啗合且文通をもいたし候儀如何様之内情ニ候哉之旨ニ而被召籠置御糺明被仰付遂御吟味候處申出之趣左之通

此儀源兵儀鶴崎兵隊倡方として被差越置同所有修館に相詰居候内去々巳年十月十一月と覺長州奇兵隊脱人大野イ品川省三津守イニ閑太郎外登人名前失念三人參り同隊被髮脱刀及忌嫌專 尊攘之論を主張いたし候處方常備隊と申分差發候趣且右者畢

竟諸隊惣轄之任ニ當候者無之候處方之儀等委敷嘶問夫と顯ニ辭ニ之發不申候得共源兵を山口に誘參リ奇兵隊之世話いたし貫申度含之嘶いたし候得共素方承知いたし候様茂無之何様筋を踏而不申候得之不義ニ陥リ可申と精々及説得差返長州之儀之兼而存居候上其節内輪之情實も委敷承知いたし連茂一旦之破ニ及可申と見込居惣源兵儀擽夷之從來之素論ニ候得共方今之御運ニ而之擽夷杯之存懸も無之急務之第一金穀を投 朝廷に十分之兵力を御貯貯度御腰を被爲居續而諸藩茂同様執茂快水火ニ入之死士を養立開鎖之權 皇國ニ在而彼ニ不在様相成度左候得之擽夷を不待而自ら擽夷致たる道理ニ而國勢相立可申と存候得共源兵身分ニ而之其筋ニ運を附候儀之出來兼唯心中ニ含罷在候迄ニ而其慨歎右素意之身命を抛如何様卒いたし相達申度惻願ニ候處去年正月就御用長崎に罷越居候内米藩士族古松簡

次高知藩脱人松浪新藏兩人源兵宅に尋參リ候由ニ而新藏登人源藏跡を墓崎陽に參り同人同道潜ニ簡次宅に罷越然處簡次儀之學識も有之源兵杯か及候人物ニ而無之天下之事件茂屹度往々之目度を立議論茂高大ニ相州候得共源兵考メ者長州諸隊説得さへ無覺束存候ニ後ノ條件之實ハ席上之空論連茂被行候見互無之候得共飢たる者ニ之食を爲し易キ之道理源兵儀差寄良策も無之素意之如何様卒いたし相達申度存居候折柄ニ付萬ニ一ツ之簡次論之通運可申哉茂難計と存先ツ同意いたし新藏に之長州ニ罷歸候上鶴崎ニ而出會可致メ及約定相別熊本に罷歸同人列と咄合之次第之取隠長州諸隊説得之一條咄合候面々茂有之候得共論一定不致押移居候内途同地戰爭ニ相成候趣承候ニ付早速鶴崎に罷越候處新藏儀同地ニ源兵を相待居候得共右戰爭之様子を聞速ニ立去候段承り候處不日ニ前文品川省三外ニ登人名前失念鶴崎に參り候ニ付戰爭之様子承り候處奇兵隊散々收走孰も山口を脱候由委細聞候ニ付新藏儀之右之事件定而承

本文之通
申出ニ候
へ共實ハ
源兵ヲ奇
兵隊ノ長
ニ申立テ
可申ト

知不致東國に驅登候儀と推察いたし同人に之右敗之一條速ニ簡次と相知せ東國鼓舞等差留遺候様紙面を以申越候處簡次方之東西に懸隔彼是打合候儀之出來兼奇兵隊取ニ及候而も東國者東國ニ所置可有之左様ニ腰ノ居らぬ事ニ而之素意を達候儀之出來兼可申との趣返書いたし尤之筋と存其儘開候段申出候事

一前條奇兵隊脱人潜匿爲致候次第申出之趣左之通

此儀源兵儀鶴崎有終館に相詰居候内去年二月末比と覺奇兵隊脱人大樂源太郎弟變名秋山五郎藤澤長太郎境要助小野誠太郎桑山誠一郎其外五人計姓名失念之由此節一同御吟味被仰付候鶴崎居住士族毛利到を便參り候由ニ而同人四男毛利罷有終館に參り右脱人潜匿之相談いたし候ニ付右之内ニ源兵儀長州に參り居候時分厚世話いたし候者も有之殊ニ奇兵隊之西京以來奥羽ニ而も身命を抛戦争いたし候者ニ而可憐情も有之旁俱ニ潜匿之世話可致之咄合右脱人諸生之躰ニ而到執中ニ潜匿爲致置其後も脱人追々ニ源兵を便り參候得共一々ニ名前等覺不申尤大樂源太郎茂右之内ニ而諸生兩人を連參候ニ付是又到執中ニ潜匿爲致吉田藤太外ニ三人名前失念古中嘉門と鶴崎町光福寺に一旦潜匿爲致置候處暫相滯上方之様ニ參候由其後猶又脱人六人計河上彦齋に逢申度有終館に申入候處右奇兵隊ニ茂間ニ之賊同様之振捌いたし候者も有之候得之一々取合も出來兼河上彦齋と申者之居不申と返答いたし逢不申候故脱人重疊當惑之躰ニ候處是又一一同御吟味被仰付候士族庄野助一弟ニ而一同有終館に相詰居候庄野彦七右之様子を見受應接いたし候處脱人方内情打明潜匿之儀頼出候由ニ而彦七も可憐情を聞取潜匿之及相談候ニ付同人取計候ハ、於源兵も太慶ニ存候との趣返答ニ及候處右六人ノ關郷小黒濱磯吉と申者方へ潜匿爲致置候由然處到執中潜匿之人數前後取集都合十六七人も有之たると覺是又一一同御吟味被仰付候士族ニ而一同有終館に相詰居候木村弦雄古中嘉門申談米三伏潜匿人爲食料差贈候由然處同五月上旬と覺源兵儀就御用熊本に罷歸候等ニ付同居不申而之潜匿之者に世話筋届兼候ニ付前文籙と咄合大樂源太郎儀之元豐後地之内潜匿望ニ付同居人列十人計之毛利到名前之添紙面籙を認遣し同所最上寺に差遣品川省三列七人計之源兵を添書前文古松簡次方に差遣潜匿爲致置候段申出候事

一大樂源太郎と文通いたし候次第申出之趣左之通

此儀鶴崎有終館御解放ニ相成源兵儀熊本に罷歸候後月日且巨細之儀之覺不申大樂源太郎方紙面を以申越候大趣意之同人同志之者共諸々に潜伏間ニ之山口に立歸又之同所近邊に潜匿いたし居候者茂有之候處被捕縛候者之悉被斬候由を承深憤死を決山口に立歸可申と決定いたし候處兵器玉藥等之手當無之鶴崎官舎に有之候を借受申度との趣頼候候ニ付私怨を以暴動いたし候而之不義ニ陥り可申候間差留申度存候得共兄弟同様之者共被縛候者之悉被斬候儀を深憤死を決候儀之於情態尤之儀と存差留候儀茂出來兼去とて官舎之品柄を私ニ貸渡候儀之難相成候ニ付山口に立歸且兵器等貸渡候儀之兎角之返答出來兼候得共右官舎ニ手を附取出候而茂於源兵差留之不致との含ニ而返書相認遺候ニ付其意味之源太郎悟り爲申ニ而可有之段申出然處右源兵返書之内要領之件々來書最之儀ニ候得共創業之先自藩之一變之後山口ニ及ハシカト且鶴崎官舎ニ米錢銃ノ員數有向等具ニシ是ニ手を下玉ハ、大ナル益ナラント云文言有之タル由ニ付右之趣を以差糺一旦之創業云々之條茂引受申出候得共意中差糺候處文意前後引合兼候趣申出返答ニ當惑いたし候躰ニ相見右申出之趣之全偽りと者見込候得共右返書之山口藩島田助七早卒之場合ニ而三所半ニ披見いたし候を傳聞之趣ニ而現書無之候得之即座強訊ニ之誣及往々遂推問或ハ訊候ハ、申出一定可致候得共源兵儀早々東京エ被差越候ニ付申出之儘開申候其外源兵古中嘉門有終館に相詰居候内同道鶴崎町光福寺に罷越神儒佛三教鼎立邪教を防之論を立一向宗數ヶ寺を倡出金爲致候儀有之候得共右一件之木村弦雄主ニ成取計金高僅計ニ而追而返金之啗合いたし置源兵儀之弦雄に託置候由ニ而金成行茂院と不存候ニ付略シ置申候事

右之條々第一 朝廷を御布告之旨ニ違戻いたし山口藩脱走人を潜匿爲致其末右脱人之内大樂源太郎儀山口に討入候含ニ而兵器等借用之儀申越候ハ、早速官府に訴出可申處却而取出候而茂支無之躰之返書いたし候而已ふらず高知藩脱人松浪新誠が被誘潜ニ久留米藩古松簡次宅に罷越同人列不容易啗合ニ致同意候儀等彼是不埒之次第重疊奉恐入候段申出候得共源兵意中或ハ攘夷之私論を主張隠謀を企諸藩を鼓舞シ兵力を以 朝廷ニ奉迫候存念ニ而可有之と一應

差糺候得共此節源兵儀早々東京に被差越候ニ付御吟味届兼右申出之儘引取書を以御達仕候事

明治四年五月

手 島 遊 川

五月晦日本藩士元田永孚宮内省出仕侍讀を命せらる

〔天恩略記〕(男爵元田家所藏)

(東華永字子中手録抄略)

日月無所不照、雨露無所不霑、余東野ノ頑老ヲ以テ出テ宮禁ニ奉仕シ初テ 天顔ヲ拜シ 天恩ヲ蒙リシハ明治四年辛未五月三十日ヲ以テ權輿トス此日太政官ノ召命ニ依テ午前十時禮服着用從前ノ麻上下ヲ着用ス自服無キニ本官ニ出ツ傳令史旨ヲ傳ヘテ宮内省出仕ノ 命ヲ拜ス宮内省ニ出テ宮内卿萬里小路博房ニ謁告シ又大納言徳大寺實則ニ謁ス大納言傳フルニ侍讀ノ勤務ヲ以テス十一時後ニ至リテ 天顔拜謁ノ旨ヲ傳フ乃チ服ヲ更メ烏帽垂衣ヲ着用シ 省中ノ官服侍從ノ先導ニ從テ常殿ニ入ル殿外ヨリ膝行シテ進ム時ニ 天皇陛下御坐ニ在リ僅ニ三間ヲ隔テ坐拜ス乃又膝行シテ退ク是ヲ 君臣遭遇ノ始メトス(中略)

一日安場保和久保卿ニ到リ還テ下津休也子ニ來リ語テ曰今日一佳事ヲ聞得タリ窃ニ之ヲ告ケン大久保卿語次問テ曰當今侍讀中沼了藏職ヲ罷メラレテ侍讀ノ人ヲ欠ク誰カ之ニ充ルルハ無キヤト乃答テ曰同藩士元田永孚知事ノ侍讀ヲ以テ茲ニ來レリ斯人ハ保和ノ識ル所侍讀ノ任ニ充テラレテ可ナラン乎學問ハ程朱ノ學ナリ如何ト大久保卿之ヲ聞キ程朱ノ學ニテ殊ニ好シト語ラレタリト下津子之ヲ聞テ大ニ悦ヒ果シテ然ラハ誠ニ好シト余傍ニ在テ之ヲ聽キ慙然トシテ曰是余カ當ル所ニ非ス兄等カ余ヲ推舉スルカ如キハ最喜ハサル所願クハ此言ヲ消却センコトヲ請フト退テ再ヒ之ヲ思フニ益々安ニスルコト能ハス乃米田虎雄ニ至リ己カ素懷ヲ陳シ往者ノ推舉ヲ消却センコトヲ下津子安場ニ商議テ乞テ曰余カ道ヲ信シ學ヲ好ミ之ヲ以テ國家ニ盡サント欲スルハ敢テ人ニ讓ラサル所然トモ是皆溫良先人(米田是容)ノ教導ト諸君

子ノ扶翼トニ由ル今年己ニ知命ニ起エ老頑益々加ハル而シテ孤忠獨任 朝廷ノ上ニ立チ豹變虎嘯ノ壯士ト相並駕スルハ余カ決シテ堪ヘサル所仰テハ 聖朝ノ賢路ヲ汚シ備シテハ一己ノ守リヲ失フ願クハ此意ヲ酌量シテ前日大久保子ニ推舉ノ一言今ヨリ之ヲ消却センコトヲ米田之ヲ請シテ下津子安場ニ談ス然ルニ兩子ノ言フ所ハ前日ノ事決シテ之ヲ推舉スルニ非ス唯大久保卿ノ問ニ答ヘシ耳且其成否モ未タ知ラス故ニ之ヲ天ニ仕セテ是ヨリ之ヲ消却スルカ如キハ却テ妄動ニ屬スルニ似タルヲ以テ爲サザルニ勝レリト終ニ余カ言ヲ聽カス余モ亦之ヲ如何トモセス成否ハ唯天ニ順フニ決シタリ五月某日三條太政大臣ヨリ知事公ヲ招待セララル下津米田安場大田黒及余ヲ陪饗セララル下津子ハ病ニ依テ會セス談畢テ書畫ノ游娛アリ大臣公余ニ揮毫ヲ命ス余乃舊作ヲ書シテ曰臣愛君君亦愛臣。性情相契出經綸。滿廷無復不平事。二十二人如一人。蓋シ大臣公ニ望ム所アリト云是ヨリ先三條公知事公ニ余カ人ト爲リヲ問フ大久保卿モ亦知事公ニ問フニ余カ事ヲ以テス知事公答テ云其任ニ適スルカ如キハ敢テ知ラサル所然トモ其人物ニ至テハ予ニ於テ之ヲ保證スト余之ヲ傳聞シテ書練然タルノミ此時 朝命ノ降否豫メ測ル可ラサレハ之ヲ辭スルニ路ナク知事公ノ知遇益々深ク感懷臆ニ滿ツ乃詩ヲ賦シテ曰ク檐滴聲中欲暮春。孤燈影下默思人。虛名深耻猶當路。老骨爭望更出身。咫尺堪攀新日月。尋常難別舊君臣。東臯猶有閑田地。歸去來吾將就眞。茲月ノ廿九日ニ至リ翌日ノ召命來リ侍讀ノ 命ヲ拜スルコト前ニ記スルカ如シ

五月某日本藩知事護久重て辭表を上る

〔北岡文庫輯録〕

五月護久藩知事ヲ辭ス其表左ノ如シ

臣護久謹而按スルニ各所ノ民心擾亂シ釐殺ノ下姦賊暴行スルハ朝憲ノ立サル朝意ノ貫サルニ在リト雖凡畢竟朝官及地方官等未タ其人ヲ得サルニ由レリ今日ノ御政休神祇太政ノ二官ヲ置カレ祭政二途ニ別レ六省ヲ建ラレ御政體區別

明治四年

八六三

ニ相成官員煩冗政事多門然シテ朝官其人ヲ得ス朝憲モ從テ相立ズ各藩知事ニ至リテハ多クハ門閥ヲ用ヒラレ材其職ニ當ラス故ニ大小參事其數過テ人其責ニ任セス府縣ノ政事ハ藩治ノ標準ニモ相成ヘキニ却テ安民ノ實相立ズ恭惟ルニ聖躬敬神ノ御誠徳ヲ以テ大殿ニ臨御愛民明倫ノ御政教ヲ敷カセラレ大臣納言參議ノ三職玉座ノ下ニ列シ聖旨ヲ奉シテ萬機ノ政ヲ施行セハ別ニ二官六省ヲ置レズ凡御政體簡嚴ニシテ人材ヲ得易ク參議ノ職天下ノ賢ヲ擇レ各長スル所ニ隨テ六省ノ政事ヲ管轄セシメ又別ニ顧問ノ大臣ヲ置 聖徳ヲ輔翼セハ下府藩縣ニ至テモ自ラ人材ヲ得姦賊日ヲ期シテ搜索スヘシ臣等不省門閥ニ依テ妄ニ知事ノ職ヲ汚ス速ニ當職ヲ免サレ退テ十族ニ歸シ屹ト賢才ヲ御拔擢在セラレシテ希望ス誠惶頓首謹言

辛未 五月

熊本藩知事

護

久

六月四日宮内省出仕侍讀元田永孚始めて經筵に侍り論語を進講す

〔天恩略記〕

東楚永孚子中手録(抄略)

六月四日余茲日ヲ以テ初テ 御前ニ進講ス午前十時 皇上御學問所ニ臨御宮内卿及侍從侍座ス余進テ講座ニ就キ論語公治長初篇第一章ヲ講述ス其略ニ曰論語ノ書ハ聖人ノ言行ヲ記シ皆後世ノ模範ト爲スヘシ故ニ學而ノ首篇ハ最修徳ノ本ヲ説キ爲政ノ篇ハ政事ノ要ヲ示シ八佾ハ禮樂ニ及ヒ里仁ハ又仁徳ノ深切ナル意味ヲ説テ學者ヲシテ道ニ入ラシム此篇ニ至テハ人物ノ賢否得失ヲ論シテ其取捨ヲ審カニス凡ソ學問ハ己ヲ修メ人ヲ治ム人ノ賢否得失ヲ審カニセサレハ道理ニ於テ明カナラス何ヲ以テカ己ヲ修メン特ニ人君ハ人ノ賢否ヲ審カニスルコト能ハサレハ舉措當ヲ失ヒ何ヲ以テカ天下ヲ治メンヤ然ルニ人ノ賢否ヲ審カニスルコト最難シ或ハ一偏ノ見ニ泥ミテ長短ヲ愆リ或ハ愛憎ノ私ニ出テ賢否ヲ錯ルカ如キ古ノ英雄豪傑ト雖トモ免ル、コト能ハス其唯聖人ハ道理ヲ見ル明カニシテ私心無シ故ニ人ノ賢否得失ニ於

テ鑑ノ妍媸ヲ照スカ如ク毫モ愆ルコト無シ人君能ク聖人ヲ以テ標準トスル時ハ人ノ賢否得失ヲ審カニスルコト復何ノ難キコトカアラシヤ此章ノ公治長ノ如キ縲紲ノ中ニ在リト雖トモ其罪ニ非サレハ世人ノ賤ムト雖トモ孔子ニ於テハ其惡シ、トスル所無キヲ審カニシテ斷然其子ヲ以テ之ニ妻ハセ南容カ如キハ治世ニ用ユヘキ才アリ亂世ニ害ヲ受ケサル智アルヲ審カニシテ其兄ノ子ヲ以テ之ニ妻ハセ其人ノ賢否得失ヲ見ル明白精確寸毫モ愆リ無シ人君如此人ヲ見ル明カニシテ舉措進退スル時ハ天下何ソ治マラサルコトヲ思ヘンヤ故ニ人君其天位ノ尊キヲ以テスト雖トモ聖人ヲ以テ師トセサルヘカラス是古昔 應神天皇ノ始テ此書ヲ講シ孔子ヲ以テ師表ト爲シ玉ヒシ所以 祖宗神聖ノ徳生知安行ニシテ學問ニ資ルニ知ラサルカ如シト雖トモ此聖人ヲ學ヒ玉ヒテ益々神聖ノ徳ヲ擴充シ玉ヒタルナリ爾來 聖子神孫代々此論語ヲ尊崇シ玉ヒテ天下ニ教ヲ布キ玉ヒシニ依テ仁義道德忠信孝悌ノ道上 朝廷ヨリ下閭巷ニ及ヒタルナリ今日維新ノ御初政ニ當リ猶亦此書ノ講義ヲ 御聽聞アルハ 應神天皇ノ御志ヲ 御繼述アラセラレ益々此大道ヲ弘メ玉フ御基本ト申シ奉ルヘキナリ方今歐學ノ博物窮理次第ニ盛ニナリ知識ヲ廣ムルノ實用ナリト雖トモ人君修己治人ノ盛徳大道ヲ御履行アラセラル、ニハ此孔子ノ聖學ヲ主本ト爲シ玉フヘキナリ故ニ今日臣初メテ進講ノ發端ニ於テ平生ノ志ス所ヲ言テ 陛下ノ茲ニ確信アラシコトヲ願祈ス云々畢テ侍從列座ノ次ニ座ス宮内卿(萬里小)侍從(勘解由小)一二質問アリ余之ニ應答ス尋テ退出シ詰所ニ於テ茶菓ヲ賜フ是蓋シ侍讀ヲ待タル、ノ常例ナリ余此日ヲ以テ始テ萬乘ノ 至尊ニ奉仕シ 天顏ニ咫尺スルノミナラス多年學ヲ所ヲ以テ 至尊ニ講述スルコトヲ得ルハ誠ニ千載一時ノ奇遇感激喜躍ニ堪ヘサルナリ

六月八日我藩玉名純一に洋學所句讀師を命す

〔明治三年 轉職進階帳二〕(熊本縣 殿所藏)

玉名 純 一

外米百三十五俵被差遣候條可得其意候也

洋學所英學句讀師申付候也

六月八日

庶務掛 大

屬

座席教導次座

玉名純一殿

辛未 六月八日

藩

屬

一長崎申向濟

今日被相渡答之辭令一通差遣且通辯御心付として官俸

六月廿一日付返事來

六月某日我藩醫學學校教師蘭人マンスヘルトの大學東校徵召の命を暫く猶豫せられんことを請ふ

〔官省寮司願伺 自明治四年 〔熊本藩〕 至明治六年 〔鹿所藏〕〕

今般管轄内醫學術開明之爲醫學館建設伺濟之上和蘭人マンスヘルト名入與條約仕施行罷在申候總辦藩内之儀之頑僻固陋之人氣加之漢醫隆盛之地ニ有之開校之初甚以困難之勢ニ候處百方設施且滿期邊爾精明之學術現實之試驗等ニヨリ頑固陋僻之醫弊漸次一洗開化之端緒相關且隣近之諸藩ニ波及致シ爾來志業負笈之徒陸續輻湊之勢ニ有之候然處大學東校ニ而教師之職其人ヲ被缺候由ニ而此節マンスヘルト東校へ差出候條有之度との儀掛合有之候處前條申上候通頑僻之土風漸一洗之機會相運候節マンスヘルト東校へ被徵候而之之迄之成業一旦ニ瓦解致シ再度振起之目的相立不申且管内殆八十万之蒼生休戚ニモ相係候儀ニ候間藩内上下惻類之情實御洞察被成下條約期限中東校徵召御猶豫之程被爲問屆候條備ニ奉懇願候以上

辛未 六月

熊本藩

辨官 御中

御指令 問屆候事

六月廿三日長岡護美書を元田永孚に與へ宮内省出仕拜命を賀し且つ侍讀の要意に言及す

〔男爵元田家文書〕

封 御繁忙中ニ候得之 御返詞ニ之及不申候

炎熱如烘之候依舊御清廻可被成御留京致欣躍候過日牛島德富兩氏歸藩之序先生ニ茂 宮内省出仕 被仰出候旨誠以恭賀之至乍併内外之人心輕瀆之風ニ赴候折柄嘸かし御厚配之御儀と致遙察候此上 皇上之御德行四海之標準と被爲成候様奉懇願候方今之形勢御聰明を被爲開候者尤急務肝要之御儀と奉存候得とも條理ニ據テ御進歩不被爲在候而者御盛徳之四海ニ及ヒ候時ニ之至申間敷吳々御盡力御誠意相立候様奉伏冀候且又兩家より致傳承候得之 御會讀之御度數御繁多之旨ニ而御座候處御承知之通り勉強ハ我心よ發し候勉強ニ無之候而之其所得必其功を成し申間敷候得之一月六度完ニし而も御注意之厚ク相成候方可然歟と奉存候尤平素之御讀書且又御好ミニ相成候御講習之別段之御儀と奉存候素より御思慮中之儀と存候得共黃口之雀舌御聞取被下候ハ、幸甚之至御諒照可被下候御藩内も上下平和廳堂中茂一統勉勵罷在候條御休襟可被下候民政筋も愈以相進ミ各郡各其産を營ミ其業を勵ミ淳厚之風ニ赴き候勢ニ御座候過日之津田參事白木參事連騎村井大屬方ニ罷越西溪之勝を愛し申候處孰レ茂先生之御臨席無之事のミ遺憾ニ存申候事ニ御座候墨水之御壯遊ニ付而も深き御思慮有之候旨逐一致傳承御厚配之程致拜察候春風和氣之位置ニ止リ候得之人情之自然ニ而御座候得と茂弊後之醜態を成し候様之風俗之長大息之至ニ御座候海山申上度事件之有之候得とも拙文惡筆不得盡其意萬般之事務之兩少參事より御聞取可被下候書餘之期后音候早々謹白

六月第二十有三

長岡大參事

元田東野先生

硯北

向々御自國致專祈候御賢婦も東行ニ相成候ニ付而之御安慮被存候不備

七月七日清國欽差全權大臣伊達宗城等恭親王等と京城總理衙門に會見し數回往復の後修交條約成る

〔三條實美公年譜〕

六月六日(伊達宗城等)直隸總督三口通商大臣李鴻章ニ接シ彼此照議スル所アリ七月七日恭親王其他ニ京城總理衙門ニ會見シ數回往復ノ後修交條約成ル

七月十三日我藩權大參事小笠原七郎願に依り本官を免せらる

〔明治轉職進階帳二〕(熊本縣)

熊本藩	權大參事	小笠原長洪	願之通被免本官旨別紙太政官御書付相渡候也
依願免本官	依願免本官	依願免本官	依願免本官
辛未七月十三日	太政官	七月廿九日	小笠原七郎

先年來多事之際ニ膺り彼是盡力非常之心配いたし候付目錄之通差遣之

金三百兩

但本行御書付並添書共三通從大參事相渡尤七郎儀今日藩廳に出頭候様呼出紙面仕出候事

七月十四日大隈重信板垣退助を參議に任し西郷隆盛木戸孝允と與に四人と爲し辨官を廢せらる

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄出)

十四日(七)要路ニ若干ノ進退アリ大藏大輔大隈重信高知藩大參事板垣退助ヲ參議トナシ大納言岩倉具視ヲ外務卿トナシ民部大輔大木喬任ヲ民部卿トナシ民部少輔井上馨ヲ大輔トナシ兵部少輔山縣有朋ヲ大輔トナシ辨官ヲ廢シ大納言徳大寺實則蟻峨實愛外務卿澤宣嘉ヲ罷メ實則實愛ヲ磨香間祇候トナシ尋テ二十日宣嘉ヲモ磨香間祇候トナス

〔安津免久佐(本田、佐田家文書)〕

辨官被廢候事

七月

今般辨官被廢候付而者諸願伺等惣而其關係之諸官に直ニ可差出候事

太	政	官
太	政	官

七月十四日廢藩置縣の大詔を煥發せらる

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄出)

十四日天皇小御所ニ出御シ先ツ島津忠義毛利元徳鍋島直大山内豊範ヲ召シ藩ヲ廢シテ縣ヲ置クノ大詔ヲ宣ラセ給フ右大臣三條實美詔書ヲ捧讀ス曰ク

汝等曩ニ大義ノ不明ヲ慨キ名分ノ不正ヲ憂ヘ首ニ版籍奉還ノ議ヲ建ツ朕深ク之ヲ嘉シ新ニ知事ノ職ヲ命シ各其事ニ從ハシム今ヤ更始ノ時ニ際シ益以テ大義ヲ明ニシ名分ヲ正シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト對峙セントス因テ今藩ヲ廢シ縣ト爲シ務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ更ニ綱紀ヲ張り政令一ニ歸シ天下ヲシテ其向フ所ヲ知ラシム汝等其レ能朕カ意ヲ體シ翼贊スル所アレ

明治四年

(右詔書は安津免久佐にも見ユ)

尋テ徳川義宣細川護久池田慶徳蜂須賀茂頼ヲ召シ三條實美ヲシテ左ノ詔書ヲ捧讀セシム四人皆テ各々上書シ政體ノ改革ヲ論シタル所アリ要ハ郡縣ノ制ヲ布クヘシト議セシ所アルニ由ル

朕惟ノニ方今内外多事ノ秋ニ際シ斷然其措置ヲ得天下億兆ヲシテ其方向ヲ定メシムルニ非ンハ安ク能ク宇内各國ト並立シ以テ我國威ヲ皇張センヤ是 朕カ宵旰憂慮スル所ナリ曩キニ汝等カ建議スル所五ニ異同アリト雖モ之ヲ要スルニ深ク從前ノ弊害ヲ鑑ミ遠ク將來ノ猷謀ヲ畫ス是汝等カ衷誠ノ致ス所 朕之ヲ嘉シ將ニ施設スル所アヲントス汝等更ニ能ク 朕カ意ヲ體シ各其所見ヲ竭セヨ

(編者曰、時勢雜錄には「七月十四日藩ヲ廢シ縣ヲ置ル、ニ御確定大中小藩ノ知事本旨ヲ免セラル依テ雖久知事職ヲ免セラル且同日護久及ヒ名古屋徳島鳥取ノ四藩知事ニ 詔アリテ曰」)として右の詔書を掲げたり、又東京大坂出張所往復には七月晦日縣内に布達するるとき別紙寫として此の詔書を添付しあるを見る)

天皇更ニ大廣間ニ出御シ鳥津忠義毛利元徳以下五十五藩ノ知事ヲ召シ三條實美詔書ヲ捧讀ス曰ク

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ 朕曩ニ諸藩版籍奉還之儀ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ニ數百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其實學ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ 朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實之弊ヲ除キ政令多岐之憂無ラシメントス汝群臣其朕カ意ヲ體セヨ

明治四年七月十四日

(右詔書は東京大坂出張所往復にも出ツ)

是ニ於テ實美聖意ニ基キ各藩知事罷免ノ旨ヲ演達ス

七月十四日本藩知事護久本官を免せらる

〔東京大坂出張所往復〕

熊本藩知事 細 川 護 久

免本官

辛未七月 十四日也

太 政 官

七月十四日廢藩置縣の事を布達し且つ常務は大參事之を處決し大事は伺出つへき旨を達せらる

〔東京大坂出張所往復〕

藩ヲ廢シ縣ヲ被置候事

辛未七月

太 政 官

今般廢藩被仰出候付テハ追而ハ縣治一定之御規則可被仰出候得共差向キ是迄取扱來候庶務ハ大參事處決可致尤重大之

事件ハ伺出可受 朝裁事

辛未七月

太 政 官

今般藩ヲ廢シ縣ヲ被置候付テハ追而御沙汰候迄大參事以下是迄通事務取扱可致事

辛未七月

太 政 官

七月十四日廢藩につき從來使用せし各藩の紙幣は今日の相場を以て迫て交換すへしとの旨を達せらる

〔安津免久佐十二本田文書〕

貨幣ハ天下一定之品ニ可有之所從來諸藩ニ於テ各種ノ紙幣ヲ製シ其通用價值區々ニ相成不都合之事ニ候今般廢藩ニ付テハ總テ今七月十四日ノ相場ヲ以テ追テ御引換ニ相成候條此旨兼テ可相心得事

明治四年

辛未七月

八七二

太政官

七月十五日廢藩につき九月を期とし元知事に歸京を命せらる

〔故護久公御事蹟調〕

(養田播磨記録)

一今般諸藩被廢候ニ付而ハ元知事之面々御用有之候條一同九月中歸京候様可相達事

東京府

辛未七月

太政官

〔防長回天史第六編下〕

(明治四年ノ大勢抄出)

翌十五日在藩二百六知事ノ代理トシテ在京各藩參事ヲ宮中大廣間ニ召シ天皇出御シ實美ヲシテ詔書ヲ捧讀セシムルコト前ノ如シ且ツ知事罷免ノ旨ヲ本藩(藩長)ニ傳ヘシム而シテ左ノ如ク天下ニ布告ス

藩ヲ廢シ縣ヲ被置候事

又舊藩知事ノ地方ニ在ル者ニ命シ九月中ニ出京セシム

今般諸藩被廢候ニ付テハ元知事ノ面々一同御用有之候條九月中歸京可致事

上京トセス特ニ歸京ノ字ヲ用ヒシハ當時史官中ニ藩知事ノ在職ハ中央ヨリ赴任セシメタルモノト認ムヘキ理由アルヲ以テ歸京トスルニ若カスト建言スル者(田中不二麿)アリシニ因ルト云フ

七月廿九日日本藩士族の實子なくして死去せし者の名籍相續願を許可するに決す

〔明治三年九月藩廳日記〕

養子脚藩廳に相達可申旨究候處急養子之儀休日之節參事衆御用受持無之候間如何取計可申哉ト區長ハ伺出有之先是迄之通ト返答相濟居申候養子願藩廳ニ而取扱申儀御布告之趣ニよつて之事ニ付是迄通區長ニ任せ被置筋ニ無之七節一六ノ休暇諸事務取扱無之儀ハ二官八省ヲ初府藩縣廳一般之究ニテ候得之參事衆之御用受持被初も何程可有之哉別紙金澤藩伺ニ御付紙之趣ヲ以勘考仕ルニ實子無之面々頓死或ハ不慮死等之節死骸を押し付表分ハ生タル躰ニシテ急ニ養子を取究不申とも死去ハ其時之實事を相達置養子ハ篤ト吟味いたし取究候様被究置候而も可然歟如何程可有御座哉
士族之内實子無之面々死去之節自今現實之通相達置追而親類又ハ伍列ヨリ相應之者ヲ撰名籍相續願出候も不苦候

辛未七月

藩廳

右之通ニ候條此旨可達也

庶務掛

七月廿九日

區長 中 高瀬 宇土 八代

金澤藩伺

藩士族卒幼年ニ而家督ヲ請其身病死又之實子無之者病死仕家名斷絶之者も有之候處右之相當之相續申付可然儀御座

候哉

御付札 士族ハ伺之通卒ハ此例ニ非

右區長并高瀬宇土八代に七月廿九日相達

七月晦日熊本縣廳は廢藩置縣の詔勅并に令達に關し國體確立政令歸一は大勢の推移當然の措置なる所以を管内の士民に諭示す

〔東京大坂出張所往復〕

明治四年

八七三

今般廢藩ニ付 詔書并御書付寫共七通相渡候條如毎可取計候抑今日大勢之所推斷然之御措置無之而ハ御國體難相立政令一ニ歸シ各其分ニ安スルハ理勢之當然恐愕可致譯ニ無之候間將來之御施設ヲ仰奉リ管下之士民心得違之儀無之様篤斗可相示也

辛未七月晦日

熊本縣廳

七月某日米人チエーンズ我藩の招聘に應し洋學校教師として東京に來る

〔故護久公御事蹟調〕

野々口爲志話(抄)

然處翌年(明治四年)七月に至り米國比非役士官エル、エル、チエーンズ氏聘ニ應して來朝致候ニ付爲志之を東京ニ迎へ彼の地ニて藩廳と同氏との契約書を交換して之を熊本に伴ひ歸り候先是藩廳よりハ熊本古城の北隅ニ在りし三淵都築中根津川松井六家の邸地凡そ一万餘坪を買上げらる之を學校敷地ニ供せらる候ニ付教場丈は差寄舊來の建物を使用致候得共寄宿舎教師館等ハ別ニ適當なる建物無之ニ付新ニ西洋風比寄宿舎一流と教師館一棟を建築致候事ニ致し候就中教師館の如きハ長崎より熊々洋館建築受負大工の一組を招き之ニ其建築を受負しめ候ニ付當時ニてハ他ニ比類なき程の建物ニて有之夫ニ西洋風の建物を見るは熊本ニてハ始めての事ト有之候得ハ洋學校の窓障子ハ玻黎張げな杯と申して士民爭ふて見物ニ參り候程の事ト有之候今比觀衆館の右手ニ西洋風の建物ハ後此教師館を移したるものニて有之候爲ニかチエーンズ氏を伴ひ歸り候時ハ右の教師館も大略落成したる時ニて有之候間差寄氏の家族をして之ニ住込ましめ同氏の意見を聞て直ニ開校の準備ニ取懸り申候

モヤとして驚き騒きたる由ニ有之候(中略)

開校後ニ於ける生徒の學問の成績ハ甚た良好ニて教授凡一年ニして各生徒共大抵の通用語ハ英語ニて自由ニ話し得る様ニ相成候且つ教師館と生徒寄宿舎とは向合せニ相成居候ニ付殆んど教師と同居も同様ニて有之候間教師ハ日夜各生徒を嚴格ニ監督するに便利を得生徒の精神上ニ於ける薰陶も亦甚た好成績を現し申候チエーンズ氏ハ前ニも申候通元と米國の非役士官ニて陸軍出身(大尉)人ニて有之南北戦争の當時ハ北軍ニ屬して所々戦役ニ參加し戦功も亦少ホからざりし由ニ御座候得ハ性甚た嚴格なるか上ニ熱心なる宗教家ニて有之候故ニ一方より云へハ少し弊害も有之候得共我熊本洋學校ニ於て同氏の薰陶を受たるものニハ随分社會の爲ニ成候人物も有之彼の横井時雄中原淳藏小崎弘道吉田作彌横井時敬海老名彈正宮川經輝金森通倫徳富猪一郎下村孝藏(孝太郎)等(浮田和氏繁藤章等)の如きハ皆本社會ニ名を知らまたる人物ニて皆氏の薰陶を受たるものニ御座候右の學校ニて養成せらまたる生徒の數は第一年目か四十六名第二年目か八十餘名第三年目か四十餘名第四年目か三四十名も有之候事と覺へ候學科ハ綴字讀方台話作文習字算術代數三角術開平方物理歴史圖書等ニて今比尋常中學校の程度ニて有之候

徳富一敬話

一貨殖局(探物局)廢止ニ付其元金ハ凡て之を藩廳ニ收め其純益金を以て歩入會所を設立し英語學校醫學學校の費用ニ充て候事

〔余田司馬人氏熊本洋學校の話〕

余は明治二年三月、洋學練習の爲め、肥後藩廳から、長崎留學を命せられた。初め父余田正規の話に、追々世の中が

明治四年

八七五

開化して、西洋人が渡來すれば、我藩侯も彼と御面會のあるかも知れぬ。其時の通辯役は、下賤の者にては出来ぬ。其故侍の子弟を通辯役に仕立てねばならぬから、汝は之を希望せぬかとのことである。余は其故に洋學修業を思ひ立ちた。時に叔父塩川三郎を始め親族等から反對された。其説は、我家は新知の家、武藝目錄四個取揃へねば家督相續が出来ぬ。余歳は十三、今から武藝を稽古して、目錄を取揃へねばならぬ。洋學修業など以外の外である、といふことであつた。然るに父の意見は、自分はまだ元氣であつて、御奉公に支障なく、急き家督を譲ることもあるまい。また時勢が變移して、其内に藩制が變更さるゝことは疑ないから、洋學修業は必要であるといふことで、遂に叔父親族の反對意見を排して、父の説に従つて決定した。

さて洋學志望書を提出して、藩廳から長崎留學生を命せられた。其時は通辯修業といふ名目であつたが、同時に命せられた者は、上月信藏、隈部潤四郎、立石勝彦等六七人にて、何れも二男以下であるが、余は獨長男であつたから、往來狀の如きにも、余田司馬人以下何名云々と、余を第一に記してあつた。長崎にては廣運館といふ學校で、英佛露三個國語と、數學と四科目であつたが、熊本人は英國語を學んだのである。廣運館は今長崎縣廳のある所であつた。書生一人の月手當は金拾五兩ツ、であつて、随分豊かな學資金を支給せられてあつた。

翌三年十一月には、熊本の古城に洋學校の開設せらるゝとて、留學生は呼返され、人々同行にて長崎を發足し、途中ヒミ峠にては、白雪の皎々たるを踏分けて、歸藩した時は、熊本にては生徒募集も終つて居つた。其數五十名、是れが熊本に於ける入學試験の嚆矢であらう。其内長崎より歸つた十名餘のものは、皆居寮を命せられ、官費寄宿生となつた學科は英語教員は居らず、只漢文科の教授のみであつた。

四年八月米國のチエーンズが雇聘されて着熊し、九月一日から洋學の授業が始まつた。生徒五十餘名、之を二組に分けて教授し、教室の都合にて、學校から上の一日亭へ通うて、學習して居たこともある。又長崎人の玉名純之助（カキ）といふ人、チエーンズと同行して來たり、暫時教授の際にも、此人が通譯して居たが、其では教授に不便といつて、チエ

ーンズが謝絶して長崎へ還した。チエーンズの住宅は、西洋風に新築されたが、チエーンズの着熊の時には、既に落成して居つた。

洋學の教授は、ウェブスター、スベリング一冊、外に學校備付のウエルソソリーダーであつたが、洋書が少く、他に求めても日本には無く、米國まで注文せねばならぬといふ有様、其故書籍が間に合はずして、綴方は同じものを二度繰返した程であつた。斯く不便では間に合はぬ、學校にて教科書を印刷するが宜しとて、印刷機械を活字共、米國から買入れた處、又注文の書籍が到來した故、印刷は實行せず、永らく學校の玄關に積重ねてあつたが、竟に是は使用されなかつた。後に熊本新聞社(水島貫之、伊喜見文吾等刊行)の印刷用となつたのである。(明治六年七月八日水島貫之發行願出八月十日文部省) 最初チエーンズ雇聘の約束は、三箇年であつたが、三箇年では學習十分でないとして、又一年延より許可の指令ありたり 最初のチエーンズ雇聘の約束は、三箇年であつたが、三箇年では學習十分でないとして、又一年延べて四箇年で修業といふことになつた。其故初の三箇年間は縣廳からチエーンズの報酬を支出したけれど、後の延期分の金は、最初の契約主細川侯の御内帑から、支出されたことであつた。さて余は四年の學科を修めて、明治八年七月卒業したが(修業證書の日付は七月二十六日)チエーンズは其翌九年七月まで滞在教授して歸國したとの由。チエーンズは熱心な宗教家であつたが、約束により學校教室では、宗教の話はなかつた。されど住宅に生徒を呼びて教法を説いて居つた。余は固より宗教を好まず、依つて法話を聴きにも往かなかつたが、外の生徒等は、段々彼に引込まれて、説教聴きに往く者がある。然れば其後學校の授業の際に、彼の説教を聴きに往く者と、否らざる者と、何彼に區別せられて、學習上甚だ不便宜の事があつたから、余も申請的に、説教聴きに往く位にして、終に卒業した。其後二期生の内には、金森通倫など、熱心な宗教者が出來て、伊勢時雄(後横井時雄)海老名彈正など讚成者が出た。伊勢は其の母が宗教を嫌ひ、汝が宗教家とならば、先祖に申譯がないから自殺するぞとて、遮り止めたので、伊勢も一時は思ひ留まりて居たが、金森が頻りに勧誘したから、伊勢も遂に其仲間に爲つたのである。尤も伊勢は第一期卒業生にて、其時は卒業して居つた。

さて宗教反對の方には、横井時敬、山田謙次、高田唯八などがあつて、双方反目的形で軋した結果、宗教信者側は花岡山に登つて結束を堅めたのであつた。是は一般世間に對するのではなく、反目生徒に對抗する爲めであつた。然るに余は卒業後、大坂に往つて居つた、其後の事にて、双方に對して何の關係もなかつた。(宇野東風筆記)

〔官省一途 明治五年三〕(熊本縣廳所藏)

辛未十月分

雇入外國人

一米國、

一カピテンゼーンス

一英學、

一給料一ヶ月四百元

一雇入條約書日附明治四年辛未七月廿七日

一雇地 東京

(備考)

〔文部省、教部省、工部省伺届〕(熊本縣廳所藏)

當縣洋學校に御雇米人ゼンス儀當年九月十九日御雇滿限ニ御座候處同様に寄附金等ヲ以猶此上壹ヶ年雇繼生徒成業ヲ遂ケシメ度就テハ教師給料及通辦給共私費ヲ以一切取賄學校ハ是迄之通り据置申度存候右ニ付ハ米人雇繼之儀ハ官立學校之儀ニ付當縣長次官之内盟主ニ相立雇繼候テ不苦儀ニ御座候哉此段奉伺候間御指揮被下度候也

白川縣權令安岡良亮代理

白川縣參事 小

關 敬

直

明治七年七月二日

一期 明治四年辛未八月廿八日ヨリ

(中略)

右之通御座候也

白川縣

右癸酉二月廿三日進達ス

文部少輔 田中不二 殿

八月十日熊本縣は舊藩知事の一門隠居に給せし合力米並に舊功臣に給せし賞與米等を停止す

〔藩廳日記〕

熊一郎隠居

細川遊山

信次郎隠居

細川樂山

右者舊藩より爲合力年々米百七拾石充遣置候

熊一郎隠居

細川休焉

右同斷累年各別之功勞ニ對米貳百五十依終身遣置候

三伍隠居

溝口孤雲

右同斷在職中積年之功勞ニ對年々米百五拾依遣置候

重三郎隠居

道家之山

右者舊藩御用之節々藩廳に出頭可致旨申付置候付而者先年來精勤之末退隱之身殊更致心配候ニ付爲慰勞每歲米貳百

依遣置候處今度縣治ニ相成候ニ付右出頭之儀差免米之儀引揚候條此段可達也

八月十日

縣

廳

明治四年

八七九

田中自遊殿

本文御達之根方以前之御帳無之根方相見兼候儀も有之候間其分ハ給祿掛り根帳ニ據取調御達ニ相成候因而爲見合最前之拜令共記置候

千石	熊一郎隱居	細川遊山
現米百七拾石	信次郎隱居	細川樂山
千石	熊一郎隱居	細川樂山
現米百七拾石	熊一郎隱居	細川樂山
貳百五十依	新次郎隱居	細川休焉
百五十依	松井一水	松井一水
百五十依	三伍隱居	溝口孤雲
貳百依	重三郎隱居	道家之山

明治三年也 口演

御維新之砌ニ付毎歲被下置候御藏米奉返上候此段可然様御執達奉願候以上

十一月

願之趣尤之儀ニ候得共累年格別之功勞ニ對本文慶米終身遺之候條此段可達事

十一月廿八日

隱居松井一水儀在職中積年之功勞ニ對來正月以後毎歲百五十拾依遺之

庚午十二月

隱居溝口孤雲儀在職中積年之功勞ニ對し來正月以後毎歲百五十拾依遺之

十一月廿八日

御用之節々出席申付候付而ハ先年來積勤之末退隱之身殊更致心配候付爲慰勞毎歲米貳百依差遣候也

辛未七月四日

八月十五日舊藩知事細川護久海軍少將に任せらる

〔時勢雜錄〕

八月十五日護久海軍少將勅任

〔安津免久佐本田文書〕

從四位 細川護久

任海軍少將

右

宣下候事

辛未八月十五日

太政官

明治四年

八月廿三日舊藩知事護久陸軍少將に轉任す

〔時勢雜錄、北岡文庫輯録〕

同月(八)廿三日陸軍少將轉任

八月廿三日熊本縣は元八代城代松井新次郎に對し熊本移住の舊藩命を取消し住處を其意に任せしむ

〔明治三年九月 藩廳日記〕

松井新次郎居住所之儀元知事様より熊本引出被仰付置候處當今ニ至候而之何方居住茂不苦候條此段新次郎に可達也

八月廿三日

熊谷忠磨殿

八月某日舊藩知事詔邦護久父子管内激徒不取締の責任を負ひ上書して譴責を受けむことを請ふ

〔故護久公御事蹟調〕

〔義田播敷記録〕

舊縣管内之激徒取締之儀及遷延職務不行届之次第奉恐入候段護久伺書差出候通右之全韻邦知事在職中之儀にて其際苦慮仕候得共捜索届兼彼是非徳之致を所と自反仕職務をも奉返上隱遁之身と罷成候處當春依大命屹度遂吟味候處不容易罪狀相顯候に就而ハ畢竟在職中處置不行届之儀深く奉恐入候條如何様共御譴責可被仰付此段奉伺候以上

辛未八月

細川 詔 邦

〔全書〕

暴激不良之徒取締之儀之舊藩在職中深く御趣意を奉體罷在候處從來僻遠之地頑固之徒不少私論を立 朝意ニ忤り管外之激徒と聲息相通し御政體を妨碍候に付而之養父詔邦在職中數年苦慮仕護久奉職候而ハ父志を繼格別取締候處去冬ニ至巨魁逮捕禁錮申付置未タ刑典を正せしに至り不申内當春激徒捕獲之儀一統被 仰出管内不審之者悉く及捕縛巨魁之者遂吟味候處全く不良之徒を庇蔭し姦謀を默許し其事不成と雖實に不容易罪狀相顯右ハ先年以來之儀にて管内限ハ速に遂搜索刑典に處し可申處當春大命被降候迄及遷延候儀慚懼戰慄之至奉存候方今一般廢藩免職被仰付候儀にハ候得共畢竟在職中處置不行届之儀深く奉恐入候條如何様とぞ御譴責可被 仰付此段奉伺候以上

辛未八月

細川 護 久

八月某日舊藩知事護久熊本を去るに際し情誼忘れかたく舊藩士民を慰撫し大義名分を重んじ皇恩に報い奉るべきことを懇諭す

〔故護久公御事蹟調、安津免久佐本田文書〕

少將護久公御直書寫

今般大政更ニ御改正廢藩置縣知事一統免職被 仰付候處間茂無ク不肖儀海軍少將拜 命誠ニ感恩之至ニ候然處不肖重大之任其職ニ難堪眞情ヲ陳シ奉固辭候處更ニ陸軍少將被仰付誠ニ以難有仕合ニテ右再應之 嚴命此上奉辭候而者深ク奉恐入乍不肖涯分ヲ盡シ勉勵之悟覺ニ候就而者一統之情誼彼是深察致シ候處版籍奉還當春猶知事免職之儀奉願候末者天下之大勢 朝廷之御前途豫メ承知之前ニ可有之候得共一旦不肖舊郷ヲ離レ候實際ニ臨ミ候而者是迄數百年之藩情ヨリ遺憾無聊之意思ヲ生シ萬一愚僻之若議ヲ唱へ心得違之族モ有之候而者大義名分決而難相濟候今日御新政之始一層御趣意ヲ奉體シ四海一家王土王臣之義ヲ明ニシテ各其職分ヲ盡シ其業ニ安シ其土ヲ樂ミ宇内並立之實効ヲ奏シテ永世皇恩ヲ報シ奉リ候得者山海懸隔郷土ヲ異ニシ候共同胞之情誼ニ於テ聊無間隔不肖平素之志願ニ候條此旨一統熱復心得

明治四年

八八三

辛未八月

細川護久

〔故護久公御事蹟調〕

廢藩置縣少し前の御上京前も各郡を巡廻し給ひしか御宿泊所々々於て在中土籍の輩其始とし郷土神官僧侶等其御前より被召王政維新の御主意を懇ニ諭し給ひたる後被仰候よりハ余々御身等々ハ既往三百年間君臣の誼を結ひたれとも王政維新の今日に於てハ最早や御身等を遇するに臣下其以て未へきとあらずされと余の御身等其思ふの情ハ今後幾百年其経るも決して渝はるゝ事あるへし願くハ今後士籍たる卒族たる神官僧侶たる其間ハ速く從來世祿と徒食したる弊風其脱して農工商各々其好む所に従て生計の基を開き之其外として天下の良民とあり之を内としてハ一家養育の道を全ふせん事余の希望して已まざる處有り候とて暗く告別の意を寓せられ懇々と御説諭被爲在候に付御側よりありて之を拜聴したる一敬等は座より流涕を禁る能ハざりし次第に御座候(徳富一敬話)

八月某日神葬祭自葬祭の儀布告につき本縣にては其執行に關する内規を定む

〔藩廳日記〕

今度神葬祭自葬祭の儀御布告之上ハ右葬祭式相心得居執行候者も可有之候得共不案内之向より伺出候儀ハ必然ト奉存候間左之稜々伺出候ハ、但書之通及答可申哉

一神葬祭自葬祭と申之兩様之式有之候哉之事

兩様之式ニ非ず神葬祭と申候得之社務人を茂頼執行候儀ニ候自葬祭と申ハ矢張神葬祭式ニ據自家限ニ而執行候儀ニ候葬祭式如何と伺出候ハ、御内家ニ而御治定之葬祭節略相見致せ士族卒庶人ニ至り候而ハ右ニ準各分ニ應簡易ニ執行可申候

一葬地之儀ハ是迄之通寺中ニ葬不苦哉之事

葬地之儀寺々ニ懸合故障無之候ハ、不苦旨

一御布告之通ニ之候得共間ニ之佛法歸依之向より矢張佛葬ニ而茂不苦哉之事

可爲勝手旨

八月

庶務掛

右書付御間内に廻し置候事

但神葬祭之法一統觸ハ觸狀扣ニアリ

九月二日熊本縣は舊藩知事細川家の神葬祭式に改め其墓所妙解寺泰勝寺を廢止せし旨を京都出張所をして大徳寺妙心寺等に通達せしむ

〔東京大坂出張所往復〕

妙解寺泰勝寺廢寺付而大徳寺妙心寺へ申向候寫爲御承知別紙差進申候書狀ハ夫々届方可被有御執計候也

末九月二日

熊本縣

西京

熊本縣出張所

大徳寺

熊本藩

管内妙解寺之儀之舊藩知事細川護久先祖墓所之儀を以前々取建置候處今般神葬祭式ニ相改候付伺濟之上此節廢絶塔中末寺臨流庵向陽庵寶光院無住智照院之儀並同様申付候依之住僧生業之道之夫々致授與候事ニ御座候此段及届候也

妙心寺

明治四年

管内泰勝寺之儀之右同斷塔中慈眼庵同様申付候以下右同斷

十月二日本縣廢藩につき待客掛を廢す

〔明治三年九月〕

一廢藩置縣ニ付待客掛ヲ廢候事

但委詳轉職錄ニ記置候事

辛未十月二日

十月七日舊藩護久願に依り陸軍少將を免せらる

〔明治三年九月〕

陸軍少將 細川 護久

辛未十月七日

太政官

依願免本官

右書付東京差廻來候事

十月九日本縣は饑寡孤獨癯疾者の米金救恤を止め區中の熟議を以て貧院に收容せしむべき旨を達す

〔明治三年九月〕

無祿之士族卒或は平民之内饑寡孤獨癯疾之者等自今米金を以救恤難申付候ニ付右之類は區中精々及吟味現實貧困無頼方者も候ハ、貧院に差入候様可致世話也

十月九日(明治四年)

縣

廳

區長 中

十月十日本縣廳を花畑邸より二本木に移さんことを請願す

〔官省寮司願伺自明治四年(熊本縣)至明治六年(廳所藏)〕

熊本藩廳引移候儀ニ付テノ願

熊本藩廳之儀ハ舊藩主ノ私館ニ就キ設置候間管内ノ士民固辭ノ私念絶テ難キハ勿論官員ト雖モ兎角主隸ノ舊習脱シ兼因仍押移候次第モ有之候付治所ヲ他ヘ移シ候之管内ノ耳目ヲ一新シ官員職務ノ體裁モ相立可申候間熊本ヲ距ル南一里許二本木村ト申所ヘ引遷申度奉存候願之通被差免儀ニ候者本廳ハ熊本内ニタイテ中央ノ便地ニテ且廳門ノ向ニ兵隊屯所モ取建置旁御便利ニモ可相成候付其儘鎮臺御用ニ御取究可相成候テ如何程ニ可有御座哉此段至急ニ御差圖被下候様奉願候以上

辛未十月十日

熊

本

縣

史官

御中

本文縣名之儀二本木村ハ一村ノ小名ニ付郡名ヲ取飽田縣ト被改候而ハ何程ニ可有御坐哉此儀モ奉伺候別紙藩廳引移之儀ハ直ニ大藏省ヘ可伺尤鎮臺其外兵事ニ相關シ候儀ハ兵部省ヘ相伺候様可致候依之書面差戻候也

辛未十月十日

史

官

傳

達

熊本縣出張所(當時熊本縣出張所は)

(編者曰、明治五年官省寮司願伺に據れば熊本縣廳は花畑邸館を熊本鎮臺へ渡し舊藩家老有吉將監(佐々木舊邸に移轉執務中壬申四月廿二日付にて二本木へ移轉ノ儀出願し六月廿五日大藏大輔より免許の指令ありたり)

十月十日本縣は廢藩につき京都出張所を廢し引拂ふべき旨を達す

明治四年

八八七

〔明治三年九月〕
〔藩廳日記〕

今般廢藩被仰出候付其地に出張差止候付右之段京府に相届被引拂候様依之取計方之儀別紙調書一通差進申候右之外諸事不都合之儀無之様可被取計候也〔別紙調書略す〕

十月十日

京都

出張所

熊本縣

十月十七日本縣廢藩につき武術算數音樂等の師範役を免す

〔明治三年轉職進階帳〕〔熊本縣廳所藏〕

廢藩ニ付免職務候也

十月十七日〔明治四年〕

名當各通

名前左之通

(水游) 小堀水翁
(算術) 甲斐一衛
(劍術) 新居樂山
(全右) 牧本衛
(全右) 和田平也
(全右) 横田清馬

(全右) 岩崎群次
(全右) 久武白川
(全右) 大津山孫彌太
(柔術) 江口彌三
(劍術) 松永和卜
(全右) 中島八内
(劍術、柔術) 山東新十郎

庶務掛

大

屬

十月十七日本縣廢藩につき舍密所を廢す

〔明治三年轉職進階帳〕〔熊本縣廳所藏〕

廢藩ニ付其掛廢止官員一同免職候也

十月十七日

舍密所

熊本縣

向々器械等縣廳へ可差出也

舍密所官員左之通

十月十九日本縣廢藩につき算術教師を免す

〔明治三年轉職進階帳〕〔熊本縣廳所藏〕

算術教師差免候也

十月十九日

熊本縣

明治四年

教導 庄林會太郎
主録 愛敬四郎次
同助勤 小山善左門
庶吏 河原伴内
立鳥俊太

(音樂) 尾藤友雲
(練術) 庄林庵
(劍術) 杉山平四郎
(算術) 徳野大衛

大層ニ面算數教師兼也
權少參事之場ニ面右同斷
池部矢一郎殿
牛島五一郎殿

八八九

十月十九日日本縣各武術師範役補助及び専修生を廢す

〔明治三年轉職進階帳〕（熊本縣廳所藏）

元門弟指南方補助或ハ專一修業等之面々都而差免候條其方共よ通達可致候也

十月十九日

熊本縣

今度免職之元師範名當廻章

〔編者曰、舊藩の制度に四目錄六目錄などいひて一人にて各藝術に通達せしむ。一方特に優秀なる人には一藝を擇ひ専修せしむる規定ありし也〕

十一月十四日日本縣大參事長岡護美舊藩知事父子の管内激徒不取締に關する伺書を公示し且つ自己の責任を明らかにして管下に警戒を加へ向ふ所を知らしむ

〔故護久公御事蹟調〕

口達

河口七郎次
完戸莞

元知事様御父子且大參事様御直書寫三通被成御渡一統奉拜見候様との旨候條可被奉得其意候依て別紙名付相添置候間早々御順達直追而其元より當所可御返達候也

明治四年十一月十四日

管内不良の徒方向を誤り御政體を妨げ候者取締不行届之段元知事父子より別紙伺書之通候不肖儀も年來政務預り畢竟職掌を不悉右様不行届も立至り候儀深く恐入候事付此節上京の上更に書付を以奉伺答候誠以難相濟次第候條管下の者共精々戒愼を加へ朝旨を奉敷し愈以心得違無之様嚴重可相心得也

明治四年十一月

大參事（長岡護美）

〔元知事父子の伺書は既に八月某日の條に掲載したり〕

十一月廿七日長岡護美歐米留學を許可せられむことを請ふ尋て之を許さる

〔時勢雜錄〕

十一月廿七日護久弟長岡從四位護美海外實地ノ科學研究トシテ自費ヲ以テ歐米各國へ渡航センヲ請フ十二月五日許可ヲ賜リ翌明治五年正月廿日護美横濱發艦米國ニ赴ク

〔長岡雲海公傳〕

公兼て洋行修學の志ありたまノ、朝廷令を下して大藩三人中藩二人小藩一人の割を以て海外視察に赴かしむべき旨あり公即ち自から卒先してその選に當られたりさて東京に出て愈々出發せむとせらるゝに當りて廷議一變して自費を以てすべき事とある公は必しも官選を希に身にあらざれば自費洋行に決しまづ參内して御暇申上げ拜謁了りて勝西郷及び岩下方平等諸先輩に協議する處ありて都門を離れられたり時に明治五年正月二十日公三十一歳ふり

十二月四日日本縣士高田源兵東京に於て斬に處せらる

〔加屋義堅著
高田源兵事蹟取調〕

明治四年十二月三日 朝廷玄明を刑殺し玉ふ其文曰

熊本藩士族河上彦齋事

高田源兵

其方儀不憚朝憲不容易隠謀相企候始末不届至極ニ付庶人ニ下し斬罪申付

明治四年

八九一

明治四年十二月三日東京府下ニテ刑殺セラル時ニ玄明所縁ノ者某偶京ニ在因テ遺骸ヲ解部ニ乞テ私ニ品川東海寺少林院中ニ埋葬スルノミ固リ 聖朝ノ罪人ナレハ碑文等アルヘクモアラス友人無名氏爲メニ詩ヲ賦シ遙ニ哭シテ曰赤心報國怨難平、竹帛須垂千載名、今日祭文唯古語、皇天上帝眼分明

〔中村水雲事蹟〕

當時薩長土肥強藩政治の非を憤り之れを匡正して真正なる王政に挽回せんと欲するもの獨り彦齋等のみにあらず九州には久留米に水野景雲（熊本ノ）、小河直文古松簡二の黨あり柳川に廣田彦廣の黨あり秋月に宮崎車之介の黨あり香春に靜野拙三の黨あり又中國には山口に大樂源太郎前原一誠の黨あり四國には土州に岡崎恭助森某等あり、東國に在りては武州に里見剛之介の黨あり秋田に福岡啓次郎の黨あり尙ほ政府の中に於ても此論を唱ふる者あり其最たるものは彈正臺の古河十郎（實カ）外務省の丸山作樂あり何れも彦齋が有終館と聲息を通じ若し乗すべきの機至らば一時に蜂起して以て目的を達せんものと密々謀略を運らしつゝありたり

而して彼等が新政府に反對する所以の理由は一様ならず——曰く岩倉具視は先帝に對し奉り獻毒連類者の一人として嫌疑を被ひり曩に譴責を受け京都岩倉の里に閉居を餘儀なくせられたるものあり此の不祥なる醜惡漢を大臣の位に置くとは何事そや、曰く王政の復古を絶叫し幕政を仆して之れに代り而して王政の維新とは何事ぞ、曰く領國攘夷を名として幕府を仆し己れ之れに代りて反つて開港親夷の舉に出つるとは何事そや、然れども其實は此時に當りて絶対に攘夷鎖國を主張したるものは肥後の敬神黨中の一部年少者及び一二の首領株にして其以外には一切之れを見ず、

川上彦齋が當時唱へたる洋夷制御論は全く鎖國攘夷には非ざりしより只管ら國威の伸張にありたるあり——有終館瓦解の際同志者互に東西に別れんとする時彦齋私かに城之介（平井城之介、中）を人ふき所に招き訓示して曰く、

、足下は尙ほ春秋に富む國家の大任を負ふことを忘る可らず足下は今より暫く潜匿の必要あり此間何にとかして魯西亞語を學び置くべし吾人は早晚必ず魯西亞と交渉せざるべからず、

此彦齋が城之介に對する訓示を咀嚼すれば渠が洋夷制御論は絶對攘夷に非ずして深き意見のありし事を知り得べし鬼も角も渠は非凡なる人物なりしなり

然り而して當時反政府論者は前記の外各藩到る處に多々あり憤慨の聲は野に充てり而して大多數者の意見は——二三強藩が我大政府を私有物視し秉政出令獨り其野望を遂げ財政兵政獨り跋扈を逞ふして猥りに日本國民を蹂躪すと云ふ點に於て一致し居たりしなり

以上の反政府黨を總括して以て政府に當たらば縱令ひ新政府を全く顛覆し能はざるも君側の奸を除き以て政府を改善し各藩一致の眞政府を樹立することは必ず爲し得べし泰山を挟んで北海を踰るの類には非ざるふりと黨中重立ちたるものゝ一致の意見ありしなり

附 錄

明治五年正月十九日熊本縣鶴崎出張所は大分縣官員昨日府内に着船せしにつき明日より事務引繼を開始すへき旨を熊本縣應に報告す

〔明治三年九月 藩 廳 日 記〕

大分縣官員別紙之通昨日府内に着船有之候付不聞今日相伺候處請取渡し大綱領ハ各別相換候儀も無御座候段々奉伺候儀も有之候間明曉より田尻豊五郎罷出委曲言上可仕候事

正月十九日

熊本縣

鶴崎出張所

明治五年

官員

參事

森下景端

九等出仕

澤原源一郎

十三等出仕

八九四
渥美新佐

同 坪田壽市

右之通昨十八日府内に着船有之候事

正月十九日 鶴崎出張所

正月廿日熊本縣は熊本城を鎮臺に引渡さるゝにつき城内に保存せる藩記等を細川家に交付せられたき旨令家家令より願出たるを許し受取人を差出すへき旨を達す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

覺

未申御槽内に從來被圍置候代々之筆類并舊記衣服等餘計ニ有之候由近々城郭鎮臺に被引渡候由ニ付右之品々内家に御引渡被仰付候様有御座度奉願候事

正月

書面之通ニ付舊記等可引渡候間受取人可差出也

正月廿日

家令間

熊本縣

二月九日熊本縣は細川家より舊藩政府機密間の諸帳簿類悉く交付せられたしとの願に對し天保度已上其外不用の書類悉く賣却したる旨を達す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

演舌

舊政府ニ有之候元機密間御帳面類近々町家御拂ニも相成候由機密間日記杯間ニ之見調へ候儀も有之候間元機密間御帳面類御支無御座候ハ、悉皆内家に御引渡被下候様御取扱被下度奉願候事

二月

本文日記天保度已上其外不用之書類悉皆御拂相濟候事

申二月九日

樋口定

熊本縣

二月廿一日元熊本縣鶴崎出張所は坂梨惟修外四名大分縣出仕となり全所事務引繼の終了するまで兼勤を命せられたる旨を熊本縣廳に報告す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

大分縣官員

十一等

坂梨惟修

十二等

阿部一行

十四等

矢野龍興

同

工藤賢親

同

小手川信重

右大分縣出仕被申付候何レも舊熊本縣鶴崎出張所事務引渡相濟候迄兼勤惟修儀ハ總括被申付候條此段相達申候也

壬申 元熊本縣

二月廿一日 鶴崎出張所

熊本縣

三月廿九日大分縣は鶴崎出張所を廢し管轄區域を改め且つ各官吏に令所を引拂ひ本廳に出勤すへき旨を達す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

別紙之通相達候條事務取纏官員早々引拂本廳に出勤可有之候也

大分縣

壬申 三月廿九日

鶴崎出張所

鶴崎出張所ヲ廢し其外共左之通管轄相改ノ事

鶴崎出張所分轄

大分海部兩郡村々一圓

岡出張所分轄之内

大分郡村々一圓

臼杵出張所分轄之内

大分郡村々一圓

森出張所分轄之内

速見郡村々一圓

右自今本廳管轄

右自今岡出張所分轄

本廳管轄之内

海部郡

床木村 柏江村

波越村 津志河内村

石打村 西野村

鹽月村 府坂村

泥谷村 棚野村

右自今佐伯出張所分轄

右之通ニ候條自今右郡村諸願伺届共其管轄廳に可差出候事

壬申 三月廿九日

大分縣

四月二日熊本縣は明三日に元花畑館邸を鎮臺へ引渡の件を細川家家令に通達す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

元華殿鎮臺へ引渡之儀明三日第十字差支無之段同臺へ申來候此段申達候也

壬申 四月二日

家令局

四月五日大分縣出仕坂梨惟修は元熊本縣鶴崎出張所の貨幣倉庫等該縣へ引繼を終り昨四日官員悉皆引拂ひたる旨を我縣廳に通報す

〔明治三年九月 藩廳日記〕

鶴崎貨幣倉庫新縣引渡相濟跡調無滯舊官員悉皆昨四日迄ニ引拂申候且出張所被廢之儀ニ付別紙寫之通達有之候則相添此段御達仕候事

申 四月五日

熊本縣 御廳

坂梨 惟修

本藩政府要路者一覽

嘉永六癸年

藩主 齊 護

二月十日熊本發三月九日江戸着

世子 慶 順

明治五年

老 中

長岡 佐渡

有吉 頼母

平野 九郎右衛門

在江戸

在江戸

八九七

奉 行

佐田 吉左衛門

眞野 源之助

上野 十平

在江戸

在江戸

四月十二日江戸發五月十六日熊本着

安政元甲寅年

藩主 齊 護

世子 慶 順

正月十六日熊本發二月廿四日江戸着

安政二卯年

藩主 齊 護

世子 慶 順

三月七日江戸發四月十六日熊本着

安政三丙午年

藩主 齊 護

世子 慶 順
二月十八日熊本發三月廿六日江戸着
四月十一日江戸發五月十三日熊本着

大木 舍人
溝口 藏人
中老 村衛士
老中 笠原備前

小山門喜
早川十郎兵衛
荒木甚四郎
高木敬太郎

老中

奉行

長岡 佐渡
有吉 頼母
平野 九郎右衛門
大木 舍人
溝口 藏人
中老 井典禮
老中 笠原備前

佐田吉左衛門
眞野源之助
上山野十平
小山門喜
在江戸 荒木甚四郎
九月死 高木敬太郎
八月ヨリ 辛川孫之丞
十月ヨリ 藤本津志馬

老中

奉行

有吉 頼母
平野 九郎右衛門
大木 舍人
溝口 藏人
四月歸國 松井典禮
中老 笠原備前

上山野十平
小山門喜
荒木甚四郎
辛川孫之丞
二月歸國 藤本津志馬

老中

奉行

長岡 佐渡
有吉 頼母
平野 九郎右衛門
大木 舍人
八月マテ 平野九郎右衛門
二月出府 溝口藏人
正月マテ 松井典禮
中老 笠原備前

眞野源之助
上山野十平
小山門喜
荒木甚四郎
五月歸國 辛川孫之丞
二月出府 藤本津志馬

中老

小笠原備前
朽木内匠

安政四丁年

藩主 齊 護
四月廿一日江戸發五月廿六日熊本藩
世子 慶 順
二月廿一日熊本發三月廿五日江戸藩

安政五年

藩主 齊 護
三月六日熊本發四月十五日江戸藩
世子 慶 順
五月十六日江戸發六月十七日熊本藩

老中

長岡佐渡
有吉頼母
大木舍人
溝口藏人
小笠原備前
二月ヨリ

中老

朽木内匠
三淵志津摩
二月ヨリ

老中

長岡佐渡
有吉頼母
大木舍人
溝口藏人
小笠原備前
七月死
八月ヨリ
十一月歸國

中老

朽木内匠

奉行

眞野源之助
上野十平
小山村喜平
荒木甚四郎
辛川孫之丞
藤本津志馬
在國

奉行

津川數馬
眞野源之助
上野十平
小山村喜平
荒木甚四郎
辛川孫之丞
藤本津志馬
二月ヨリ

安政六紀年

藩主 齊 護
在江戸
世子 慶 順
二月十八日熊本發
三月廿二日江戸藩

老中

長岡佐渡
有吉頼母
大木舍人
溝口藏人
小笠原備前
十月ヨリ
八月出府

中老

朽木内匠
三淵志津摩
有吉市左衛門
大奉行
眞野源之助
三月出府

奉行

津川數馬
小山村喜平
荒木甚四郎
辛川孫之丞
藤本津志馬
井上嘉左衛門
十月死

文久三癸亥年

藩主 慶 順
 四月六日發京四月廿一日着熊
 弟 護 久
 九月十一日熊本發同廿八日京都着
 弟 護 美
 二月廿四日京都發三月十二日熊本着
 九月十一日熊本發同廿八日京都着

元治元甲子年

藩主 慶 順
 在 國
 弟 護 久
 三月廿五日京都發四月十日熊本着

老中

六月ヨリ 平野九郎右衛門
 三月マテ 長岡 佐渡
 五月ヨリ 長岡 監物
 九月ヨリ 有吉 將監
 松井 胃助長岡帶刀ト改名
 小笠原 備前
 三月ヨリ 松野 亘
 八月マテ 三淵 志津摩
 大奉行 平野九郎右衛門
 三月ヨリ 有吉市左衛門
 九月上京

中老

長岡 帶刀
 長岡 監物
 有吉 將監
 四月歸國十一月ヨリ翌年正月迄在小倉
 小笠原 備前
 十二月マテ 松野 亘

奉行

二月死 楠岡 實之助
 荒木 甚四郎
 三月ヨリ 井上加左衛門
 四月ヨリ 鎌田 軍之助
 五月ヨリ 片山 多門
 五月マテ 三池 尉右衛門
 右田 才助
 柏木 文右衛門
 三月ヨリ 道家 角左衛門

奉行

荒木 甚四郎
 井上加左衛門
 鎌田 軍之助
 片山 多門
 右田 才助

慶應元丑年

藩主 慶 順
 在 國
 弟 護 久
 正月三日小倉發同月八日熊本着

四月十五日京都發同月廿四日熊本着
 十一月十二日熊本發同月十七日小倉着

慶應二寅年

藩主 慶 順

中老

十一月ヨリ 有吉市左衛門
 四月歸國
 八月上京
 四月歸國
 六月ヨリ 郡 夷 則

老中

長岡 帶刀
 長岡 監物
 有吉 將監
 正月小倉ヨリ歸國四月 初迄在國以後在京
 小笠原 美濃舊名
 十月ヨリ十一月初迄在京
 有吉市左衛門
 中老
 平野九郎右衛門
 郡 夷 則

老中

長岡 帶刀

奉行

柏木 文右衛門
 道家 角左衛門
 九月ヨリ 佐久間 角助
 十月ヨリ 木村 得太郎

奉行

荒木 甚四郎
 井上加左衛門
 鎌田 軍之助
 三月ヨリ 田中 八郎兵衛
 片山 多門
 十二月マテ 右田 才助
 柏木 文右衛門
 道家 角左衛門
 佐久間 角助
 木村 得太郎
 奉行
 荒木 甚四郎

慶應三卯年

藩主 慶 順

世子 慶 久

在國

弟 慶 美

八月廿九日熊本發九月九日藩京同月十五日發京十月朔日藩國

慶應三卯年

藩主 慶 順

世子 慶 久

在國

五月十八日熊本發同月廿八日藩京

長岡 監物 六月ヨリ七月末迄在小倉八月歸國

有吉 將監 九月上京

小笠原 美濃 七月マテ

郡 夷 七月ヨリ

家老次席 溝口 孤雲 八月ヨリ

見習 米田 左馬之助 九月、十二月長崎出張

中老 米田 左馬之助 七月ヨリ

平野 九郎 右衛門 五月在京

郡 夷 七月マテ

木村 男 吏 七月ヨリ

九月上京此多在京

尾藤 金左衛門 八月ヨリ

長岡 帶刀 三月マテ

長岡 監物 有吉 將監 小笠原 美濃 七月ヨリ

郡 夷 七月ヨリ

井上 加左衛門 在江戶

鐔田 軍之助 在京都

田中 八郎 兵衛 八月十五日大坂ヨリ歸國

片山 多 柏木 文右衛門 在京都

道家 角左衛門 在京都

佐久 間角助 六月七月在小倉

木村 得太郎

奉行 十二月マテ 荒木 甚四郎 全右 井上 加左衛門 正月在京 四月歸國 日田 中田 八郎 兵衛 片山 多

明治元辰年

藩主 韶 邦

世子 護 久

六月十一日喜廷ト改名七月六日京都發同月十八日熊本藩十二月十八日熊本發上京

四月廿二日改名九月廿七日熊本發十月九日京都藩十一月十二日京都藩十月廿六日京都藩同月十四日京都藩同

正三月藩京同月十二日議定同月十七日刑部事務總督二月五日喜廷マタ護久ト改名同月廿日刑部事務同(三月十二日免)閏四月七日大坂發同月十二日熊本藩

中老 尾藤 金左衛門 五月歸國

木村 男 吏

長岡 帶刀 三月ヨリ

長岡 監物 見習 米田 左馬之助 十一月上京都

長岡 吉將監 八月マテ

有吉 將監 七月再勅

小笠原 美濃 五月マテ

郡 夷 七月再勅

溝口 孤雲 七月マテ

米田 雄 五月ヨリ

三月在京都四月歸國五月東行七月赴江戶同廿五日

奉行 九月マテ 柏木 文右衛門 在京都

道家 角左衛門 在京都

佐久 間角助 九月マテ

木村 得太郎 二月ヨリ

永屋 猪兵衛 十一月

松野 龜右衛門 全右 林 九八郎 十二月

淺井 新九郎 全右 本間 治兵衛 全右 宮村 平馬

宮村 平馬 此冬在京都

鎌田 軍之助 二月上京

田中 八郎 兵衛 七月マテ

片山 多 八月マテ

道家 角左衛門 九月マテ

木村 得太郎 九月マテ

永屋 猪兵衛 五月マテ

松野 龜右衛門

弟 護 美

二月廿一日熊本發同月晦日京都着三
 四月三日第二軍副總督同月廿二日軍
 務官副知事五月廿四日發同月廿二日軍
 廿八日大坂發十二月十八日江戶着十一月
 七日東京發十二月十八日熊本着

明治二己年

七月ヨリ 木 村 男 吏
 七月ヨリ 有 吉 市 左 衛 門
 中 老
 七月マテ 木 村 男 吏
 尾 藤 金 左 衛 門
 五月ヨリ在京都七月以後
 大奉行兼帶閏四月マテ
 八月迄 沼 田 勘 解 由
 七月ヨリ 溝 口 藏 人
 大奉行兼帶年未ヨリ
 八月ヨリ 平 野 九 郎 右 衛 門
 九月ヨリ 藪 藩主ニ隨行 圖 書

老 中(執政)

九〇八

林 九 八 郎
 淺 井 新 九 郎
 二月以後從軍東下十二月
 歸國ヲ命セラル
 本 間 治 兵 衛
 六月迄在京都以後在江戶
 十月末ヨリ在京都
 二月ヨリ 由 良 洞 水 舊名長谷川
 二月マテ 井 口 呈 助
 二月ヨリ 上 田 休 兵 衛
 九月マテ 下 津 休 也
 六月以後在京都
 四月ヨリ 牛 島 五 郎
 四月ヨリ 元 田 八 右 衛 門
 七月マテ 鎌 田 平 十 郎
 七月ヨリ 井 澤 傳 次
 閏四月迄在京都
 八月ヨリ 西 鶴 崎 詰 大 衛
 十月ヨリ 松 崎 傳 助
 全 右 藪 上 京 都 作 右 衛 門
 全 右 澤 村 脩 藏
 在江戶
 奉 行(參政)

藩主 韶 邦

二月廿八日京都發

藩知事 韶 邦

六月十七日熊本藩知事七月十七日東
京發八月廿四日熊本藩

世子 護 久

二月五日熊本發同十四日京都着三月
二日參與四月十七日京都發同月十八
日熊本藩五月十七日被免參與慶香間
祇候拜命

弟 護 美

五月八日被免軍務官副知事五月八日
熊本發同月十四日京都着八月廿二日
京都發同月廿九日熊本藩

三月廿一日家老ヲ執政ト改
稱ス

長 岡 帶 刀
 二月迄在京都六月迄在東
 京七月歸國
 右 吉 將 監
 六月以後在東京九月歸國
 十月京都出張十一月以後
 在東京
 米 田 虎 之 助
 八月マテ 木 村 男 吏
 七月マテ 有 吉 市 左 衛 門
 八月マテ 郡 夷 則
 二月ヨリ三月マテ在京都
 四月以後在國八月以後都
 政總轉
 九月マテ 小 原 美 濃
 五月以後在京都
 中 老(副執政)
 三月廿一日中老ヲ副執政ト改
 稱ス
 八月マテ 尾 藤 金 左 衛 門
 八月マテ 溝 口 藏 人
 正月在京都二月在東京三
 月歸國八月以後軍事總轉
 八月マテ 平 野 九 郎 右 衛 門
 八月以後大監察 圖 書

三月廿一日奉行ヲ參政ト改稱
ス

八月マテ 宮 村 平 馬
 三月迄在京都尋テ歸國
 鎌 田 軍 之 助
 正月京都發歸國五月ヨリ
 鶴崎詰
 二月マテ 田 中 八 郎 兵 衛
 二月ヨリ 住 江 甚 兵 衛
 京都ニテ任命後東下八月
 歸國
 永 屋 猪 兵 衛
 在東京
 林 九 八 郎
 淺 井 新 九 郎
 本 間 治 兵 衛
 井 口 呈 助
 正月マテ 鎌 田 平 十 郎
 在京都、正月以後公議人
 ニテ東下八月歸國十二月
 以後在東京
 井 澤 傳 次
 八月マテ 西 山 大 衛
 松 崎 傳 助
 五月末マテ在京都六月末
 赴東京七月歸國
 藪 村 脩 藏
 四月以後在東京尋テ歸國
 在東京
 九〇九

二月迄在京都八月初迄在
東京八月以後神祇事務總

大參事

七月朝廷改革執政ヲ廢セラ
ル本藩ニテハ八月申渡アリ
七月ヨリ 長岡 帶刀
七月廿二 有吉 將監
七月ヨリ 米田 虎之助
七月廿二 藪 圖書

權大參事

七月廿二日任命
在國 錄田 軍之助
八月以 後在京 住江 甚兵衛
十二月以 後在東京 井澤 傳次
十二月マ 松崎 傳助
十二月マ 奥村 軍記
十二月マ 道家 之山

大參事

五月マテ 松井新次郎 昨年十月改名
本長岡帶刀

三月ヨリ 津田 山三郎
七月マテ 津田 山三郎
三月ヨリ 道家 之山 舊名角
九月マテ 五月鎌美ニ隨行東上
三月ヨリ 飯田 熊之助
九月以後在東京 川 助
全 右 早 五月赴東京七月京都ヨリ
歸國 歸國
全 右 中山 源次右衛門
五月上京六月京都ヨリ歸
國九月在京都 木村 得太郎

少參事

十二月マ 道家 之山
十二月マ 井口 呈助
十二月マ 藪 作右衛門
池部 吉十郎 舊名隆
十二月マ 澤村 才喜
十二月マ 村上 求太郎
十二月マ 澤村 脩藏
五月マテ 井口 呈助

少參事

五月八日隱居
閏十月以後在東京
藩知事 護 久
三月晦日熊本殿
四月十六日東京藩
五月八日家督
五月十六日東京藩
同月廿七日熊本藩
弟 護 美
六月朔日熊本藩大參事

權大參事

全 右 佐々木與太郎 右同斷
全 右 米田 虎之助 本有吉將監
全 右 藪 圖書 改名
五月マテ 錄田 軍之助
全 右 住江 甚兵衛
正月ヨリ 道家 之山
全 右 井澤 傳次
全 右 松崎 傳助
二月ヨリ 錄田 平十郎
六月マテ 津田 山三郎
五月ヨリ 在東京
大參事 五月改
革アリ
六月ヨリ 長岡 護美
權大參事
六月ヨリ 有吉與太郎 本佐
全 右 米田 虎雄
全 右 小笠原七郎 舊名
正月ヨリ家令

權少參事

全 右 藪 作右衛門
全 右 池邊 吉十郎
全 右 村上 求太郎
全 右 澤村 脩藏
十月ヨリ 白木 彈次 舊名大
早川 助 作
十月ヨリ 山田 五次郎
十一月上坂
全 右 太田 黒亥和太
六月ヨリ 神山 讓 舊名源
在京都 讓之助
十月ヨリ 宮村 七五三 舊名庄
在東京 之丞
權少參事試補
六月ヨリ 宮村 庄之丞
全 右 白木 彈次
全 右 早川 助 作
全 右 山田 五次郎

明治四辛未年

藩知事 護

久

二月十六日熊本發同月廿五日東京藩
七月十四日廢藩置縣ニツキ藩知事ヲ
免セラル

改訂 肥後藩國事史料 卷十終

道 家 之 山

在東京 津 田 山 三 郎

權大參事試補

十月ヨリ 安 場 十一日毎日辭表提出朝許
ヲ得ル迄少參事心得

大參事

長 岡 護 美

權大參事

有 吉 與 太 郎 愛 立

在東京 米 田 虎 雄

七月マテ 小 笠 原 七 郎

四月マテ 道 家 之 山

正月以後 津 田 山 三 郎 弘 信

九二二

七月ヨリ 太 田 黒 亥 和 太

在東京 權少參事心得

十月ヨリ 坂 本 彦 衛 舊名彦

少參事

神 山 護

宮 村 七 五 三

白 木 彈 次 直 爲

山 田 五 次 郎

二月未 太 田 黒 亥 和 太 信

在東京 二月ヨリ四月迄巡察使參
謀トシテ日田へ出張

少參事心得

前權大參 安 場 一 平 和 保

權少參事

十月ヨリ 坂 本 彦 衛 舊名彦

昭和七年八月廿八日印刷
昭和七年九月三日發行

非賣品

侯爵細川家家記編纂主任

編纂兼 發行者 伊 喜 見 謙 吉

印刷者 熊本市京町本丁

印刷所 稻 本 新 吾

印刷所 熊本市京町本丁

報 德 社 長電話二八九番

熊本市横手町

發行所 侯爵細川家編纂所

著作
所 有

342

483

終

